

第4回日野町議会定例会会議録

令和3年6月14日（第3日）

開会 9時00分

散会 18時38分

1. 出席議員（13名）

1番	野 矢 貴 之	9番	谷 成 隆
2番	山 本 秀 喜	10番	中 西 佳 子
3番	高 橋 源三郎	11番	齋 藤 光 弘
4番	加 藤 和 幸	12番	西 澤 正 治
6番	後 藤 勇 樹	13番	池 元 法 子
7番	奥 平 英 雄	14番	杉 浦 和 人
8番	山 田 人 志		

2. 欠席、遅刻、途中退席および早退議員

な し

3. 地方自治法第121条により説明のため出席した者の職氏名（22名）

町 長	堀 江 和 博	副 町 長	津 田 誠 司
政 策 参 与	東 健二郎	教 育 長	安 田 寛 次
総 務 政 策 主 監	安 田 尚 司	厚 生 主 監	池 内 潔
産 業 建 設 主 監	藤 澤 隆	教 育 次 長	宇 田 達 夫
総 務 課 長	澤 村 栄 治	税 務 課 長	山 口 明 一
企 画 振 興 課 長	正 木 博 之	住 民 課 長	山 田 甚 吉
子 ども 支 援 課 長	柴 田 和 英	長 寿 福 祉 課 長	吉 澤 利 夫
商 工 観 光 課 長	福 本 修 一	建 設 計 画 課 長	高 井 晴 一 郎
上 下 水 道 課 長	持 田 和 徳	生 涯 学 習 課 長	吉 澤 増 穂
会 計 管 理 者	山 田 敏 之	住 民 課 参 事	奥 野 彰 久
福 祉 保 健 課 参 事	福 田 文 彦	学 校 教 育 課 参 事	小 椋 慶 洋

4. 事務のため出席した者の職氏名（2名）

議 会 事 務 局 長	山 添 昭 男	総 務 課 主 査	森 岡 誠
-------------	---------	-----------	-------

5. 議事日程

日程第 1 一般質問

2番	山本	秀喜君
9番	谷	成隆君
13番	池元	法子君
10番	中西	佳子君
11番	齋藤	光弘君
1番	野矢	貴之君
4番	加藤	和幸君
6番	後藤	勇樹君

会議の概要

－開会 9時00分－

議長（杉浦和人君） 皆さん、おはようございます。全員ご起立をお願いします。
一同礼。

－起立・礼－

議長（杉浦和人君） ご着席下さい。

ただいまの出席議員は全員であります。定足数に達しておりますので、これより本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元へ印刷配付のとおりであります。

日程第1 一般質問を行います。

11日に引き続きまして、一般質問通告表に基づき、順次発言を許可いたします。
2番、山本秀喜君。

2番（山本秀喜君） おはようございます。私のほうから分割で3点の質問をさせていただきます。

まず冒頭に、新型コロナウイルス感染症の長期化により誰もがご苦勞いただいていること、非常に心苦しい限りです。一日も早い収束を願うばかりです。今が本当の正念場。これ以上の波、第5波は絶対に避けなければならないと思っています。何が何でもみんなで乗り越えていきましょう。

今回もコロナ対策を含み、教育行政、日野菜振興についての質問をさせていただきます。どうかよろしくをお願いします。

まず1点目は、新型コロナウイルス感染症対策、福祉施設での検査体制についての質問です。

現在、新型コロナウイルスの感染拡大によって、10都道府県で緊急事態宣言が発令されている中、滋賀県においても陽性者数が下げ切っていない状況にあり、ただ、ここに来て昨日の13日、県下で7人の感染者の報告で、2か月半ぶりの1けたという報道がございました。我が日野町でも、5月に入り日々発症者の報告がなされ、急速に累計人数が増加していくこととなりました。ワクチン接種は医療従事者、高齢者から始まっているものの、変異ウイルスの拡大もあり、一向に収まっていく気配を見せていないのが現状です。

このような中、5月17日に開催された全員協議会において、高齢者施設職員の陽性者の発症が報告され、濃厚接触者に当たる全員の方のPCR検査が受けられたと伺いました。クラスターに至っていないことが幸いしましたが、隣の東近江市の介護施設では陽性者の発症があり、大きなクラスターになっていることが新聞記事で記載されておりました。

このように、高齢者施設を含む福祉施設においては、一旦ウイルスを持ち込んで

しまうと大変な事態になることは幾つも報道され、想定されているものと思っています。しかしながら、3月議会でも取り上げたとおり、新規入所者の抗原定量検査は進んでいるものの、職員の方の検査ができていない状況が浮き彫りになりました。これは各個人が症状により自発的に申入れをしていかなければならず、心理的な要因もあり、なかなか浸透していかないのが実情ではないかと思っています。町が検査経費の補助をする施策を掲げても、使うことができないのなら、定期的な全員検査に切り替えるほかないと考えるのです。

この抗原定量検査の実施目的は、症状が出てきてからではなく、無症状感染者を早期に発見することで、施設内でのクラスターの発生を未然に防止すること、職員の方々の不安を少しでも取り除くことだと思っています。

今回は、高齢者の方のワクチン接種も始まっていますので、その関連性も含め、検査体制をどうしていくのか、町の考えをお聞きします。

1つ目、高齢者福祉施設、障がい者福祉施設などの新規入所者で始められた抗原定量検査は継続されているのか。その実数は。

2つ目、新規入所者でワクチン接種を終えられた方は、抗原定量検査を実施していく必要性はないと見ているが、やめる基準はワクチン接種なのか。

3点目、施設職員の抗原定量検査は現在もなお実施されていない状況が続いているのか。

4点目、施設職員の方が申しやすいようにと、施設の方と話し合いをされたと思うが、結果、どのような見直しを図られたのか。

5点目、施設職員のワクチン接種は優先的に受けられる体制を考えているのか。

6点目、職員の方の定期的な全員検査をした場合の利点、欠点をどのように考えているのか。

以上、6点の質問です。

議長（杉浦和人君） 2番、山本秀喜君の質問に対する町長の答弁を求めます。町長。

町長（堀江和博君） 皆さん、おはようございます。それでは、答弁をさせていただきます。

検査体制についてご質問を頂きました。

まず1点目の検査については、令和3年度も引き続き実施をしております。検査数におきましては、5月末で175件でございます。内訳は、高齢者等入所者が122件、施設職員が53件となっております。

次に、2点目のワクチン接種と検査の関係についてですが、ワクチン接種によって発症や重症化を防ぐものであることから、施設において新規入所者の感染の心配等がある場合については、検査を実施いただくことになると考えております。ただ、検査の実施にあたっては入所者や検体採取職員の負担もあることから、入所者も職

員も接種を終えておられる場合に検査を実施されるかは、施設でご判断いただくことになると考えておりました。現時点では接種によって検査を止めるものとは考えておりません。

次に、3点目の施設職員の検査についてですが、令和3年度は53件の検査を実施いただいております。

次に、4点目の施設職員の申出のしやすさについてですが、今回の53件が入る前の聞き取りではありますが、各施設ともに該当する職員がおられないとのことでした。ただ、この間、検査の実施環境も変化してきており、職員の方については、かかりつけ医や病院を受診されるようになってきているとも伺っております。また、今回、施設職員の検査が実施された経過としましては、対策を行われていてもなお施設職員が感染されたことから、クラスターを防ぐために施設として実施されたものであり、感染拡大防止の観点からは必要であると考えております。

次に、5点目の施設職員が優先的に受けられる体制とのご質問ですが、現在、集団接種におけるキャンセルが生じた場合は施設職員の方にご連絡をし、接種をお願いしております。

なお、優先接種における65歳以上の高齢者の次の優先接種である基礎疾患を持ちの方や高齢者施設等従事者への接種については、嘱託医や町内開業医、看護師のご意見も伺いながら進めていきたいと考えております。

最後に、6点目、職員の定期的な検査の実施の利点と欠点ですが、利点としては、感染の有無を定期的に確認できることにより安心して勤務いただけるものと考えております。一方、欠点としては、あくまで検体を採取した時点での結果であり、それ以降、感染していないことにはならないことや、行政検査や保険適用検査を優先することから、一度に全ての職員の検査を実施することは困難であること、さらには常に検査を実施しなければならないことに対する職員の負担が大きくなってしまいうことではないかと考えております。

議長（杉浦和人君） 山本秀喜君。

2番（山本秀喜君） 再質問として4点させていただきます。

まず、1つ目は、高齢者福祉施設、障がい者福祉施設などで行われている抗原定量検査の件数についてでございます。新規入所者の検査は、今ご報告いただいたとおり、着実に増えています。施設職員の方においては今回、53件と報告を受けました。施設の方の検査の数がゼロが続いていて、自発的な申出がなかなかできない状況にあると伺っていましたが、今回、急に53件の報告。これは施設職員の方が感染されたことによるクラスターを防ぐ目的の下、実施されたPCR検査の件数ではないでしょうか、ちょっと確認をさせていただきたいと思っております。

2つ目は、町が検査に対して一部負担をしていることと聞いていますが、この53

件分も町が実施されている検査の一部負担の取組の中に含まれるものなのでしょうか。確認させて下さい。

3つ目は、職員の方の検査は、環境の変化があつて、かかりつけ医や病院に自ら出向いて受診されるようだと、今お伺いをしました。これらは、自らから自費で検査をされているということにつながるものなののでしょうか。確認をさせて下さい。

4つ目は、ワクチン接種との関連についてです。現時点では、接種によって検査をやめるものではないとお考えではあるものの、施設のほうで判断していただくという回答を頂きました。町が一部負担の施策をかけているにもかかわらず、少し施設の方のほうに委ね過ぎではないだろうかと思うのですが、施設の方もどうなったら検査をやめることができるのか分からないわけですから、医師会の方とも十分連携して、きっちり決めていくほうがよいのではないかと思います。いかがでしょうか。

以上の4点の確認をさせて下さい。

議長（杉浦和人君） 福祉保健課参事。

福祉保健課参事（福田文彦君） 改めまして、おはようございます。よろしく願いたします。今、山本議員のほうから再質問を頂きました。

まず、1つ目ですが、検査の件数に関わって、PCR検査かどうかというご質問でございます。まず、PCR検査のほうにつきましては、保健所のほうでされておりますので、今ここに上げている53件につきましては、町が実施しております抗原定量検査で実施をさせていただいているというところでございます。

それと、2つ目に、その53件については町が取り決めた助成方法に含まれるのかどうかということですが、この53件につきましては、町の取組に基づいて実施をされたというところでございます。

それと、病院に行かれる等によって検査は実費になるのかということですが、受診によってお医者さん、ドクターが検査が必要やということであれば、保険適用検査になるというふうに考えてございますので、職員の検査については負担がないのかなというふうに思っておりますが、証明等をもらえる場合の検査とまた別というふうなことに考えてございます。

それから、検査について施設のご判断だということで、施設にちょっと委ね過ぎではないかということで、施設の嘱託医さん、ないしは町内の開業医の先生方とご相談を進めさせていただきながら進めるべきということでございます。確かに検査等々については医学的な見地も必要でございますので、お医者さん等には当然、ご相談をさせていただくことになろうかと思っておりますけれども、この方が検査が必要かどうかというのは、なかなか町でも、入所されるときにはもう明日入所されるのかという方でございますので、ちょっとあらかじめご相談等ではなくて、そのときの施

設の、その方の入所者のどこにお住まいですとか、例えば施設から施設へ移られるのか等々、いろいろなパターンもあるかと思っておりますので、その辺は、いろいろこれから施設ともお伺いしていきながら、どのタイミングで検査と接種の関係を進めていくのかというのは、これからも施設とはお話を進めていきながら進めていきたいというふうに考えてございます。

議長（杉浦和人君） 山本秀喜君。

2番（山本秀喜君） 今のご報告で、今回の施設職員の53件というのは、町の取り組んでいる抗原定量検査というご報告を受けました。非常に、今回を契機にこのような形に及んでいったのかなと思っています。こういうふうな体制づくりが大事かと思っていますので、引き続きよろしくお願ひしたいと思ひます。

あと、再々質問としては、このような町の施策で、検査の一部負担の取組は期日を決められて取り組むのか。その点はどのようにお考えなのか、その点だけを確認させて下さい。

議長（杉浦和人君） 厚生主監。

厚生主監（池内 潔君） 検査体制の終期というか、いつまでというお話でございます。正直申し上げてかなり難しい話かなと思っています。ワクチン接種が進む一方、ワクチンを接種したから罹患していかないということにはならないということが明らかでございますので、こちらについては、一般的にワクチンを接種された方がどういう症状になっていくのかというところ辺を、医学的な見地も含めて、町内の先生方とも含めてご相談さし上げて、検査体制については今のところは堅持しつつ、そういう収束が見られた場合には収束していくということですので、いつまでということは今現在申し上げるということはなかなか難しいのかなと思っております。

議長（杉浦和人君） 山本秀喜君。

2番（山本秀喜君） 分かりました。検査とワクチン接種の関連性は深いものはあるものの、なかなか医学的な見地のところで難しい面があるから、しっかりと、厚生労働省の意向もあるでしょうし、そこら辺を調査していただいて決めていただければありがたいかなと思っています。

以上で、抗原定量検査の件の質問については終わりにします。

続きまして、2件目は、日野町の教育行政およびG I G Aスクール構想についての質問をしていきます。

日野町の教育は今、第6次の日野町総合計画において、学ぶ喜びや楽しさを実感でき、豊かな心、確かな学力、健やかな体を育む、地域に根ざした学校づくりを進めると、をめざす姿として策定されています。その下位計画として第3期の日野町教育振興基本計画があり、夢と志をもち、共に育ち、共に生きる、活力ある人づくりを基本目標としています。この教育振興基本計画の3つの柱、1つ、子ども一人

ひとりを大切に、生きる力を育む、2つ目、社会全体で支え合い、子どもを育む、3つ目、全ての人が学び続け、共に生きるための生涯学習を振興するとあり、SDGsの視点からも、質の高い教育をみんなにが掲げられ、誰ひとり取り残すことのない教育が求められていることになると考えています。

ただ、これら一句一句の文言は申し分のない言葉で飾られているように感じ、果たして現実とのギャップは大きく、それも短時間で補えるものではないと思うのです。まして就学以前や学校教育の中でも格差が生まれ、教育の難しさはここにあるようにも思います。また、子どもたちや先生方を取り巻く環境は、長引くコロナ禍によって、必要な会話と対話や学びが制限され、昨年から進められているGIGAスクール構想をはじめ、スピードある変化が押しつけられているのが現状ではないでしょうか。さらには、子どもたちや先生方も、テストや目標管理などにおいて評価されているのが今の教育現場ではなかろうかと思っています。

このような中、安田教育長が新しく就任され、道筋ややり方は教育長自らの教育方針があってしかるべき、このような子どもたちに育てたいとする思いに大いに期待したいと思うのです。また、多額の経費を投入し導入したICT機器を使った学習は、どのような授業になるのか。今の教育現場の現状と、教育長のお考えについてお伺いします。

1つ目、GIGAスクール構想に伴う1人1台端末の配備の導入はどこまで進んでいるのか。

2つ目、現在の使用状況はいかがなものか。

3つ目、ICT機器を使った学習とはどのような授業になるのか。SDGsの視点からいう質の高い教育になるとお考えか。取り残される児童は出ないであろうとお考えなのか。

4つ目、教育のデジタル化が進むことによって、私はノートに書くことによって、頭に記憶されたり思考能力が高まっていったと、自分の体験から思っています。低学年の基礎学習の時点からタブレットを使った入力となると、基礎的な能力の低下が心配されています。教育のデジタル化を子どもたちの学習にどう生かそうと考えているのか。

5点目、ICT機器を使って教える先生の教育はどのようにして進める予定なのか。

6点目、家庭で使う状況は想定しているのか。家庭で使用する場合、使用環境整備が整えられる状況になっているのか。

7点目、児童の不登校の実態は。コロナ禍で増えてはいないか。

8点目、不登校の児童や欠席者にはリモートでの教育を考えているのか。

9点目、GIGAスクール構想に伴う1人1台端末の導入や、校務用センターサ

ーバシステムおよび教員用パソコン機器、今回を含んで2億を超える経費を投入に対して、初期購入は国庫支出金の交付もあるが、今後、各自治体での負担が心配されています。更新費用やランニングコストはどれぐらいの費用を見積もることになるのか。それには国の助成も考えられるのか。

10点目、子どもたちを社会全体、地域で支え合う取組、地域に根差した学校づくりが豊かな心を育むには不可欠であると考えている。今年から始められるコミュニティ・スクールは子どもたちにとってどのような学びになるのか。今までの地域学校協働活動との違いは何なのか。これらを進めることで子どもたちの姿はどう変わっていけばよいと思われているのか。教育長のお考えをお聞かせ下さい。

最後、11点目、教育には、学校教育のほか家庭教育、社会教育も同時並行で重要な位置づけにあると考えています。また、学びの大切なところは、子どもたち自らから興味を持って意欲的に取り組む姿勢にあると考えています。教育長は日野の子どもたちの5年先の姿、10年先の姿をどう捉えて、今からすべき大事なことは何なのだとお考えか、お聞かせ下さい。

以上、11点の質問です。

議長（杉浦和人君） 教育長。

教育長（安田寛次君） おはようございます。日野町の教育行政およびG I G Aスクール構想について、ご質問を頂きました。

まず1点目のG I G Aスクール構想に伴う1人1台端末の配備はどこまで進んでいるのかというご質問でございますけれども、令和2年度の配備計画は、3月末に完了しまして、町内5小学校1中学校にG I G Aスクールの仕様に適合した新しいタブレット端末が合計1,090台、納品されました。なお、令和3年度の児童生徒数は小中学校合わせて1,598名ですので、必要な台数の約3分の2が準備できたことになっています。

次に、2点目の現在の使用状況についてですが、5月中に初期設定がようやく完了して、この6月から本格的に使い始められるようになったところでございます。これから活用の場面を増やしていきたいと考えております。

次に、3点目のI C T機器を使った学習、授業についてですが、一番の変化は、これまで主に教員がI C T機器を操作して教材の提示などを行ってきた授業形態から、児童生徒が自分の道具として新しいタブレット端末を主体的に操作していくスタイルに変わっていくということです。このようなI C Tの活用は、新しい時代を生き抜くための読み解く力を高め、主体的、対話的で深い学びを実現するといった質の高い教育を目指す上で、とても有効なものであると考えているところです。

なお、タブレット端末を使うことは、多様な学びのスタイルを保障するための1つの手段であり、機器の使い方を理解させたり習熟させたりすること自体が目的で

は決してありません。ですから、タブレット端末の扱いに戸惑って、学習に遅れを取る子どもが出るのではないかという心配をされるかもしれませんが、必要性や効果が期待できるときだけICT機器を使えばよいのです。むしろ、誰ひとり取り残すことなく、確かに豊かな学びを保障するための、あくまでも道具として活用してまいりたいと考えています。

次に4点目についてですが、低学年からタブレットばかり使わせるというのではなく、必要な場面と効果を見極めて活用してまいりたいと考えています。例えば、ノートに繰り返し練習することがすごく苦痛であったり逆効果となったりする子どもさん、言葉による説明は理解しにくいけれども、適切な視覚支援があれば理解の助けとなる子どもさんなどには、タブレットを活用することで学習効果が期待できます。まさに個別最適な学びのための大変役に立つ道具であると思っています。

次に5点目でございますが、このような状況において重要になってくるのが、ご指摘のとおり、授業を行う教員の指導力をいかに向上させるかということです。これまでの日本型教育のよさを継承した上で、ICTの効果的な活用を掛け合わせ、一斉学習、個別学習、協働学習のそれぞれのよいところを組み合わせた授業ができる、これからの教員にはそういった指導力が求められているところでございます。町では、各学校の情報教育担当者から構成されている学校ICT推進委員会が中心となって、タブレット端末を活用した授業の研究会を行ったりして、町内全体の教員の指導力向上に努めてまいりたいと考えています。

次に、6点目のタブレット端末の家庭への持ち帰りについては、現時点では想定していませんが、ソフトウェアの設定やセキュリティーの確保、家庭の通信環境の問題など、幾つかの課題をクリアして、いずれ実現していきたいと考えています。

次に7点目、児童生徒の不登校の実態とコロナ禍の影響についてのご質問ですが、学校に行きづらかったり教室に入りにくかったりするお子さんは、町内の小中学校でも増加傾向にあり、不登校の問題は見過ごすことのできない重要な課題と受け止めています。また、特に昨年3月から5月までの長期にわたる臨時休校をきっかけに、生活のリズムが崩れたりゲームへの依存が強まったりして、コロナ禍の影響を受けたお子さんがいることも確かです。完全な不登校ではないものの、欠席日数が非常に多い子も気になっているところです。

次に8点目ですが、そういった子どもたちのために、ご指摘のとおり、リモートでの教育を実現できないかといったお声があることは承知しています。できるだけ早く実現できるよう、研究をしていきたいと考えています。そのためにも、まずは学校での授業において、リモートでも使えるソフトウェアの有用性に触れさせ、ルールやマナーについて学ばせることから始めてまいりたいと考えています。

次に、9点目の機器の更新費用やランニングコストに関するご質問ですが、今回

のGIGAスクール構想については、国の事業として手厚い助成があったことは皆さんご存じのとおりです。ただ、タブレット端末の保守やソフトウェアのライセンス契約は基本5年間ですし、今後も5年ごとに更新の費用が発生することとなります。今後においても、自治体に大きな財政負担が生じないよう、国や県に対して要望していくことも必要であると思っています。

次に、10点目のコミュニティ・スクールと地域学校協働活動の違い、目指す子どもの姿についてのご質問ですが、これまでから学校は、多くの個人や団体の方々の支援を受けて、ふるさと日野の学習を充実させてきました。これらの方々と学校との関係をより確かなものとし、依頼する側とされる側という関係ではなく、日野の子どもたちをどのように育てていきたいか、どのような地域にしていきたいかという共通の目標を持ち、役割分担について話し合い、学校と地域が連携・協働して学校運営を行っていく、それが学校運営協議会制度、すなわちコミュニティ・スクールの導入の趣旨です。このことによって、管理職をはじめ教職員の異動があっても、地域に支えられる学校を共創、ともに作りたいと思っています。また、信頼できる大人と関わる機会を数多く作り、子どもたちの自己肯定感や主体性、多様性、協働性を身につける機会をたくさん設けていきたいと思っています。そういうことこそ地域の創生につながっていくと考えています。

最後に、11点目の日野の子どもたちの5年先、10年先の姿をどう捉えて、今からすべき大事なことは何だと考えるのかということについてご質問を頂きました。今の子どもたちが大人になる5年先、10年先に向けた生涯学習社会を見据えて、まず、学校教育を通じてふるさと日野の学習の充実を図ります。また主権者意識を育てること、読書に親しむ習慣を身につけること、コミュニケーションの力を高めることなどなど、明日の日野町を担う子どもたちを育てる教育の充実にも力を入れていきたいと考えています。

まちづくりは人づくりと言われるように、学校教育はもちろんのこと、地域社会が一体となって、ふるさと日野の未来を拓いていく人材を育成することが肝要であり、教育の果たす役割は大きくなるものと考えています。

そうしたことから、第6次日野町総合計画、第3期日野町教育振興基本計画に基づき、夢と志をもち、共に育ち、共に生きる、活力ある人づくりを目指して、学校教育と社会教育を両輪としながら、保幼小中高の連携強化と生涯学習の振興を中核に据えて、教育行政の推進にあたってまいりたいと考えているところでございます。

議長（杉浦和人君） 山本秀喜君。

2番（山本秀喜君） それぞれ分かりやすく明確な回答を頂きました。教育長自らから、日野の子どもたちをこのように育てたい、ふるさと日野という言葉が幾つも出てきて、これに対して、コミュニティ・スクールの導入も含めて熱い思いがしみじ

みと伝わってきました。

教育長自らのそういった思いや考えを、これから先生方にどのような手段を使って伝えていこうとされるのか。その点の確認と、タブレットのたくさんの台数を導入されていますが、その管理方法、不登校の問題、学校に関わる経費に関して、再質問をしていきたいと思います。

まず、述べられました教育長の思い、考えの伝承をいかにして進めるかが重要な課題かと捉えています。大きな船が目的を持って船出を始めるように、船長、教育長がいて、それぞれの役割で先生方がいて、子どもたちが学び合う。5年先、10年先の日野の子どもたちの姿を描いて、地道に進めなければならないと思っています。教育長として、どのようにして各小学校、中学校の先生方に考え方や方針を共有され、共感が得られるようにしていこうとされるのか、そのお考えをお聞かせ下さい。

2点目は、タブレットの管理方法についてです。既に納入されたタブレット端末の保管管理やパスワードの管理など、どのようにされているのかお聞かせ下さい。

3つ目の不登校の件です。不登校のお子さんや欠席日数の多いお子さんについて、現実、どのような配慮をされているのか、お聞かせ願いたいと思います。

最後に、学校に関わるICTなどの経費について、今後、財政面で大きな負担が強いられてくるのが、今から心配の種になっています。経費のみならず、ICTを使った教育など、早くから県下市町とも連携して要望活動をしたり、先生同士の学び合いも大事だと思っています。現状、県下での横のつながりはどのような形での程度実施されているのか、お聞かせ下さい。

以上、4点の質問をさせていただきます。

議長（杉浦和人君） 教育長。

教育長（安田寛次君） 山本議員から再質問を頂戴しました。4点頂戴しましたので、私のほうから2点答弁をさせていただきたいというふうに思います。

まず、1点目の教育長の思いを現場の教員のほうにどのように伝えていくのかというふうなことでのご質問だったかというふうに受け止めています。

まず、私は一番大事にしていきたいというふうに思っているのが、現場ファーストでございます。現場あつての教育だというふうな受け止めをしています。したがって、できるだけ、教育長の執務も幾つかあるんですけども、現場のほうに足を運んで、子どもたちの状況を、生の声を捉えていきたいというふうなことを思いますし、先生方のいろいろな思いを受け止めていきたいというふうなことを、まず大事にしていきたいというふうに考えています。

そうした上で、拙い通信なんですけれども、教育長の通信というような形を紙ベースにまとめて、何号か発行をこれまでさせてもらっています。あくまでも教育長としての指針が記されているものなんでございますけれども、そういったものを通

してみんなにメッセージを伝えていきたい。そのメッセージを伝える内容は、みんなが日野の教育をよくしていくんやというふうな思いを伝えていきたい。みんなが主体者意識を持って、参画意識を持って、一人ひとりの先生方が、一人ひとりの職員の皆さんが、多くのスタッフの皆さん、学習支援員の皆さん、たくさんの方がいて下さいます。一人ひとりが日野の教育をよくしていくんやというふうな思いを、できるだけ伝えていきたいというふうに思っているところでございます。

今後も、できるだけ現場のほうに足を運んで、そういった思いを受け止めていきたいというふうに思いますし、みんなのものにしていきたいというふうに思っています。

それから、3点目に質問いただきました不登校の課題でございます。先ほど答弁させてもらったとおり、不登校、それから学校に登校しにくいというような課題については、コロナ禍の中で増加傾向にあるというのも事実でございます。私も3月まで学校現場にいさせてもらいましたけれども、様々な課題があります。家庭それぞれによって様々なケースがあります。朝、学校にやってくる、なかなか昇降口から上に上がれないというケースもあります。しばらくするとお昼頃から登校できるというケースもあります。放課後になって放課後登校している子どもさんのケースもあります。学校には来られないけれども、放課後、担任が自宅のほうに足を運んで、今日の学習はこうだったんや、友達からのメッセージを伝えるというケースもあります。様々なケースがある中で、様々な対応を、学校がやっぱり主体になって取り組んでいこうというふうな思いでいっぱいでございます。

ただ、学校だけでは全て解決し切れないという課題がたくさんあります。本当に多くの皆さんのお助けの中で解決していただかなければならない課題があります。町のほうには子育て教育相談センターもあります。少年センターさんもあります。適応指導教室も新たにつくっていただきました。そのほかにもいろいろな皆さんがお手伝いいただきながら、そういった課題を解決していこうというふうなことを取り組んでもらっているところでございますけれども、ベースとして考えていかなければならないのは、あくまでも登校を渋っている子どもさんの主体になって取り組んであげるのは学級担任だと思います。いろいろな先生が関わっても、いろいろな方が関わっても、やっぱり担任の先生がその子のことをどれだけ大事にしているのかというふうな思いを大切に、取り組んでいく必要があるなというふうなことを思います。

不登校の課題については、まだまだいろいろと取り組んでいかなければならない課題もあるかというふうなことを思いますけれども、町民の皆さんの、いろいろとお助けを頂きながら、今後も大事にしていきたいというふうに思っているところでございます。

私からは2つ答弁させていただきました。

議長（杉浦和人君） 学校教育課参事。

学校教育課参事（小椋慶洋君） 私のほうからは、タブレット端末の保管・管理、パスワードの管理についてと、日野町だけでなく他市町との連携や学び合いの機会についてどのようにしているかという再質問についてお答えしたいと思います。

まず、新しく入ったタブレット端末は各学校の普通教室、または学校によっては教室のすぐ横の廊下のスペースに専用の保管庫を用意しておりまして、最大三十数台まで入れられる、40台かな、まで入れられる保管庫がございます。それぞれに鍵がかけられるようになっていて、必要なときに先生が鍵を解除して使わせるという形にしています。また、夜間を中心に、時間をずらして自動的に充電できるような設定になっていて、一度に電源が、デマンドが超えるとかということがないような配慮もされています。

それから、パスワード等の管理についてですが、パスワードとそれからIDについては大変重要なものですので、単純に連番でつけるとかということせず、また必要以上に複雑にすると、小学校低学年の子どもたちには大変難しくなってしまうので、学年によって少しずつパスワードの難易度が変わるように、乱数で作りまして、教育委員会の学校教育課のほうで一括して全児童生徒、教職員のパスワード等の管理は、初期設定は行いました。その後、各学校のほうにそれを伝達して、学校の中では限られた教職員の者が責任を持って管理するのと、学級担任等が一覧等を持っていた場合も、便利な場合があるかと思いますが、その場合も十分に配慮するようにすること、それから、児童生徒には図書カードのような形で自分のIDパスワードが書かれたものを、ラミネートフィルムなどでしっかりしたものを作って、最初のうちはそれを授業のときに配ってあげて、だんだん覚えられたらそういうものもなくしていくという形で運用を始め、とても大事なものであるということの教育のほうを、最初にしっかり進めていきたいと思っています。

最後に、横のつながり、学び合いについてですが、教職員のほうは、滋賀県の総合教育センターのICTに関する研究事業等にも積極的に参加しています。また、市町のほうでは、ICTを活用した学ぶ力向上の会議等も頻繁に行われておりますので、私たち担当の者がそこにも参加し、また、そこで学んだことを学校のほうに下ろすように、伝達するように努めています。

議長（杉浦和人君） 教育次長。

教育次長（宇田達夫君） 山本議員からご質問の中の4つ目、経費についてお答えをさせていただきます。

今回のGIGAスクールによる生徒児童へのタブレット、また先生のパソコンなどを含めまして、令和2年、3年で2億円を超える経費が必要となっております。

このことは、今後5年ごとに必要になってくることを考えると、地方にとってはとても耐えられる金額ではないのかなというように思っています。現在、それぞれの立場なんですけど、私については、町村会を通じまして、その中の次長会などを通じて、もう、やっぱり6つの町にとっては大変な経費でございますので、力を合わせて要望していくということで申合せをしているんですけども、これからにつきましてはやっぱり、議会の皆様もはじめ、地方の6団体全てが力を合わせて、このことについては一致団結して進めていく必要があるのかなというふうな思っているところでございます。

議長（杉浦和人君） 山本秀喜君。

2番（山本秀喜君） 再質問に対しても、大変分かりやすく、また教育長自らのお考えも述べていただきまして、非常に手腕に期待したいなど。日野の将来の子どもたちが伸び伸びと育っていく姿が目の前に浮かんでくるようにも思っています。

再々質問は、議会としては教育のところにそんなに踏み入れるものにはないというふうに私自身思っておりますので、これ以上の質問は避けましても、最後に、我々の時代とは随分とさま変わりしたものだなと思っています。学校教育のほかにも、家庭環境も社会も随分変わりました。これからまだまだ変化が、先はしていくんじゃないかと思っています。このような状況の中、テストでの結果ありきだけではなくて、言われました個性を尊重しつつ、子どもたちの強み、弱みをちゃんと把握していただいて、強みをより引き伸ばしてやって、弱みは少しずつ補ってあげるという細かな配慮も必要かなど。日野の未来の子どもたちの育ちにもかかってくると思っています。どうかよろしくお願いしたいと思います。

以上で2点目の質問は終わりにします。

続いて3件目は、日野の特産品、日野菜の振興、生産拡大についてです。

まず、日野菜については、私も昨年の春から、私自身の田んぼを利用して栽培を始めてみました。なぜ栽培を始めてみたかといいますと、町の伝統野菜であること、私の家でも以前、畑地で日野菜を作っていたこと、また日野菜に思いを託して熱く語る若い方の声もあって、これらがやってみようとする最初のきっかけでありました。実際やってみて、去年はきれいな素性のよい日野菜が収穫できたのですが、今年の春作はうまくいきませんでした。生育には土壌の関係や天候にも左右され、害虫も大敵で、決して易しくない野菜だと思いました。

このような状況ではありましたが、日野菜を愛している方々や日野菜の原種を守ってくださる方々との出会いもあって、私も生産者の1人として日野菜の振興に貢献しようと挑戦しているところでございます。去年は25アール程度、今年は秋作も含めて40アール程度まで拡大しようかなと今考えているところでございます。

こうした中において、生産者の方々やJAの方々からいただくお声から、課題や

問題点を様々聞くようになり、行政とともに改善していかなくてはならないと思い、ここに一般質問に取り上げることにいたしました。

続いて読み上げていきます。日野菜は日野町の伝統野菜であり、500年の歴史もあり、日野菜の栽培農家を増やして特産品の振興を進め、平成30年には国の産地パワーアップの補助制度があり、町の支援と含めてJAグリーン近江日野菜農産物加工施設が開設されました。私も昨年度から日野菜の栽培を始め、日野菜生産部会にも参加させてもらい、生産者のご苦労から加工場施設の状況などを知ることができました。また、昨年はあのなひのなちゃんの登場で、日野菜の振興が随分進んでいったのではないかと考えています。

ただ、気になる点があり、国の補助制度で建てられた加工施設の整備に際して、日野菜の栽培面積を10ヘクタールに拡大していく。日野菜漬け袋10万袋にするとした目標を立てて推進していくとされていたことが、実は達成できてはおらず、現在もなお、その目標に到底、達成できる数字ではないと聞かされました。町としても、日野菜栽培に関わる交付金や、ハウスや野菜洗浄機などの機械購入に対する補助金も創設され推進されていきましたが、実際のところ、栽培面積の目標値には届かなかったことが明らかになりました。JAの方に伺うと、新規に栽培を始められる農家さんもあれば、高齢化によって辞められる農家さんもあり、大きく増やしていけなかった、会合においてもコメの話は出るけれども日野菜の話にはあまり乗ってくれないと話されていました。

このような状況の中、日野町の日野菜の伝統野菜を守るために、農家、JA、行政が一体になって取り組むべき課題だと捉えました。そこで、達成できなかった要因分析、問題点を整理し、できる限り早急に目標を達成できる取組を開始しなければならぬと考えています。

そこで、以下のとおり9点の質問をします。

1つ目、現在の日野菜の栽培面積は。

2つ目、令和2年の日野菜の出荷量と日野菜漬け袋の生産数量は。

3つ目、栽培面積拡大目標値および日野菜漬け袋増大目標値に対して未達成となった。未達成のペナルティーはあるのか。あるのならば、それはどのようなものか。

4点目、日野菜を使用した日野菜漬けのほか、日野菜ドレッシングや日野菜茶漬けを含む加工商品の生産数量は。

5点目、町の支援は産地交付金や設備機械導入に伴う補助金を含めて何かあるのか。令和2年度の交付状況は。

6点目、加工施設整備後、町は金額的な支援のほか、今までどのような支援を行ってきたのか。

7点目、今年度JAで日野菜の買取り価格がアップされ、生産者の収入の増加が

見込まれ、J Aも努力されています。町は今年度、地方創生推進交付金事業で日野菜生産補助が組み入れられているが、それはどのようなものなのか。

8点目、新規に日野菜の栽培を始めたい人を開拓していこうとするアクションは実施できていたのか。

9点目、今年度、日野菜の栽培面積拡大のためのアクションは考えられているのか。

以上、9点の質問です。

議長（杉浦和人君） 町長。

町長（堀江和博君） 日野菜の振興と生産拡大についてご質問を頂きました。

まず、1点目の現在の日野菜の栽培面積についてでございますが、令和2年度の実績で7.2ヘクタールとなっております。加工施設整備計画時点の5.48ヘクタールから1.3倍となっております。

次に、2点目の令和2年度の日野菜出荷量と日野菜漬け袋の生産数量についてでございますが、日野菜出荷量は年間約32トンで、加工施設整備計画時点の約9トンから約3.5倍となっております。補助金対象品目の切り漬け、長漬け、ピクルス、ドレッシングの生産量は6万2,033袋でございます。そのほか日野菜関連品目の生産量は、J Aグリーン近江の商品開発の成果により、令和2年度には補助金対象4品目を含め22品目となり、合計7万5,314袋となっております。

次に、3点目の栽培面積や日野菜漬け袋数の計画目標値に対し未達成となったことへのペナルティーについてでございますが、日野菜農産物加工施設は、平成29年度に国の産地パワーアップ事業を受けて、J Aグリーン近江が事業主体となり建設されました。計画にあたり平成31年度の成果目標としている栽培面積10ヘクタールに対して7.4ヘクタール、74パーセント、漬物販売10万袋に対して4万9,477袋、49パーセント、漬物販売額の10アール当たり33万6,400円に対して24万7,917円、74パーセントでございました。これらの実績を基に、農林水産省において審査が行われ、目標に対しそれぞれの達成率が80パーセントに満たないことから、滋賀県に対して産地パワーアップ事業の補助金採択のポイントをマイナス1ポイントとする措置が取られており、県内の事業体が同事業を要望された場合、他府県との比較で、採択に際し不利になる可能性があります。また、当町に対しては、目標達成時まで毎年改善報告を提出し、産地パワーアップ事業を新規で受けられないというペナルティーが科されています。

次に、4点目の日野菜を使用した日野菜漬けのほか、日野菜ドレッシングや日野菜茶漬けを含む加工食品の生産数量についてでございますが、補助金対象4品目の令和2年度の実績は、さきにお答えしたとおり、日野菜ドレッシング197本を含め、合計6万2,033袋でございます。また、補助金対象品目ではないそのほかの18

品目の生産量は、日野菜茶漬け4,874袋を含め、キムチ漬けなど1万3,281袋でございます。

次に、5点目の日野菜生産等に係る町の支援についてでございますが、出荷用野菜の生産に使用する機械とビニールハウスの設置に対して、野菜生産振興対策事業費補助金を、日野菜の生産者には補助率を2分の1で交付し、令和2年度の交付実績は日野菜洗浄機4基、耕運機1台、畝立て同時播種機1台等でございます。

栽培面積の拡大に向けては、水田での作付は産地交付金として、畑地での作付は日野菜生産振興対策事業として、それぞれ10アール当たり6万6,610円を、約6.6ヘクタールに対し交付を行いました。

次に、6点目の加工施設整備後、町は金額的な支援のほか、今までどのような支援を行ってきたのかについてでございますが、作付、生産者の拡大を図るため、原産日野菜の種子を配布し、JAグリーン近江と共催で日野菜栽培研修会を開催しています。また、原産日野菜と日野菜漬けを広くPRするため、日野菜漬けコンクールを開催しています。

次に、7点目の今年度の地方創生推進交付金事業における日野菜生産補助の内容についてでございますが、日野菜の栽培面積の拡大、販路拡大等の振興目的で、特産品づくり推進事業補助金をJAグリーン近江に対して400万円、原産日野菜の種子を守り育てておられる深山口日野菜原種組合に対して54万円等を予定をしています。

次に、8点目、9点目の新規に日野菜の栽培を始めたい人や日野菜の栽培面積拡大のためのアクションについてでございますが、栽培面積拡大に向けて、日野菜生産農家やJA、県普及員などから日野菜を新たに栽培されたり拡大していただける方に声かけやチラシの配布をしております。また、7月には原産日野菜の種子を無料配付し、JAグリーン近江と共催で日野菜栽培の研修会を実施します。鎌掛長野団地では再生された日野菜畑を利用し、一般の方から日野菜を栽培し出荷したい方を募り、日野菜一畝会が結成をされ、生産者の増加と栽培面積拡大に努めているところです。また、日野菜の品質向上と生産量拡大のため、県普及員、JA職員とともに圃場巡回をし、技術指導をしています。引き続き、生産、販売の拡大に向け、関係機関による日野菜調整会議などで取組を進めてまいります。

議長（杉浦和人君） 山本秀喜君。

2番（山本秀喜君） 再質問として、今、回答を頂きましたので、大分、現時点での状況が分かってきました。産地パワーアップ事業での目標値が未達成のこと、ペナルティーのことについて、ちょっと確認をしていきたいと思っています。

普通なら目標を決めてやってみて、結果を見て、結果が駄目ならさらにアクションしていくと、いわばよく言われるPDCAのアクションがちゃんと回っていたか

という点が気になります。平成27年に加工施設の整備が採択されてから5年間、平成31年までの間において、また今が令和3年ですから、今年の令和2年までで見ると6年間、様々なアクションが、先ほどの答弁の中にもあったように、生産振興対策事業や研修会、それからPRのチラシなどを実施され、毎年毎年、県と国に実績報告をなされてきてこられたと思うのです。その時々目標値達成への認識が改善のPDCAの中に結びついていったのか、どうであったのか。その点を確認させて下さい。

次に、ペナルティーに関してです。農林水産省から滋賀県への補助金採択のポイントをマイナス1ポイントにされたということで、日野町の未達成が原因で、県内他市町村の事業体において、他府県との比較で不利になる可能性があるとのこと。他市町村に迷惑をかけてしまうことになる状況を、町としてどのように捉えておられるのかお聞かせ下さい。

また、日野町へのペナルティーとして、目標達成時まで毎年改善報告を提出、産地パワーアップ事業が新規に受けられないということが課せられているとのこと、非常に痛手ではないかと思っています。ペナルティーにならない元の状況に戻るには、目標値、栽培面積10ヘクタール、漬物販売10万袋、漬物販売額33万6,400円、それぞれ100パーセント達成していかなければならないものなのか。それぞれ、漬物販売は先ほど回答ありました、達成率は49パーセントと非常に厳しい状況だと思えますが、その点どうなのか教えて下さい。それぞれ何をしていけばよいのかを把握されているのなら、お聞かせ願いたいと思います。

その中で、生産者としては今年、生産拡大10ヘクタールの取組に関して、日野菜一畝会の結成もよい試みだと思っており、早くから進めていく必要があると思っています。現時点で7.2ヘクタールですから、目標値まであと2.8ヘクタールの作付面積が必要となります。新たに提案できる具体的なアクションは考えられておられるのか、考えておられる内容があるならば教えて下さい。

議長（杉浦和人君） 産業建設主監。

産業建設主監（藤澤 隆君） 山本議員より5点ほど質問いただきましたが、その多くがどういった今後の対応かというようなことかと思えます。

まず、目標にあたってのペナルティーで、それが今までどういった改善に結びついていったかというようなところでございます。建設が29年でございまして、3年後の平成31年が目標の達成年というような計画でございます。町長が申しましたように、達成には至っていないということで、ペナルティーが科されているわけでございますけれども、その件に関しましては、町長が先ほど申しましたJAさん、それから県、それから生産者の代表の方、また町といった関係団体を含めまして、日野菜の調整会議というのを開催しております。そこで毎年の生産の実績、それから、

これから達成していない部分についての方向性を協議しております。今年も4月の末に開催させていただいたわけですが、そこでは現実、厳しい部分がある中で、目標をしっかりと、どれだけ拡大していくかという目標をしっかりと定めて、農家さんにそれぞれ進めていこうというようなお話をさせていただいたところでございます。なかなか、改善に向けて、例年と同じような内容にはなってくるわけですが、そこは農家さん相手でございますので、お一人お一人の気持ちをつかんで、拡大に結びつけていかなあかんというような思いということで、チラシで広めているだけでは駄目だなという話をさせていただいたところでございます。

2点目の他市町さんへの影響の考えでございます。これは現実、文書が国のほうから届いておりますので、影響として起こり得るといような判断をしております。今のところ、それによってどうのこうのというお話は聞いておりませんが、これについては真摯に当然、受け止めて、達成に向けて努力するという思いでございます。同じように、先ほどの関係者の会議でもこのことは言わせていただいているというところでございます。

それから、目標値に向けての達成の関係でございます。関係機関との会議では、100パーセント達成に向けて数値目標を持って頑張ろうというように話をしておりますけれども、一応、今、国の基準でいきますと、目標の80パーセントをまずはクリアするというのが大前提となっております。したがって、栽培面積でいきますと7割を超えておりますので、もう少しという思いではありますが、それでは低い目標になってしまいますので、100パーセント目標に向けて取り組もうという思いで、先日も話をさせていただいているというところでございます。

何度も同じように繰り返しますが、JAさんでいきますと、生産者のサイドの掘り起こしをしていこうということと、県のほうでは技術的な指導がやっぱり要ると。ここは農家さんが入れ替わっております。高齢でリタイアされる方、それから新規で経験の少ない方がおられますので、やはり新規の経験が少ない方は、毎年毎年同じ良品のものはできません。ですから生産量にばらつきが出るというところで、そこは技術等は県なりで非常に、圃場巡回をして、栽培情報なんかも流しながら指導していこうということで取り組んでいただいております。さらに強化してほしいというお願いをしております。また、町のほうでは、いかに栽培面積を増やしていくかということで、町も同じようなことでは駄目ということで、先日来、町のほうでも取り組んでいただけたらいい農家さん、法人の方とかに声をかけさせていただいて、新規で何とか取り組んでいただけたらいいというお声も頂いたというところで、努力をさせていただいているというところでございます。

なかなか、新たな提案と言われますとなかなか厳しいわけでございますけれども、現実としては、脈々と続けてこられた鎌掛の地域のほうを含めまして、その方々は

1つの家の中での事業として日野菜を生産されてこられましたので、一定、継続して頑張っていたらと。なかなか新規といいますと、ふだん機械作業しかしていない農家さんがいきなり手作業の多い野菜を作るというのは非常にハードルが高いと。頑張れば収益が上がるといっても、やはりなかなか手をつけにくいというものでございます。したがって、いかにメリット感といいますか、一畝会のような楽しみを入れながら少量でも作っていただくような提案をしていくべきかなということで、考えているというところでございます。

J Aさんとも、幹部の方とも話をさせていただいて、日野菜の加工場が、たくさんの品目を今、加工で頑張っていたらと。これはどういったことかといいますと、購入される方の嗜好が変わってきたというのが1つでございます。この間も、漬物は硬いから食べられないので葉っぱが欲しいというようなご要望に応じて、実は葉っぱだけの加工品が増えたりしております。そういった意味で、J Aさんとしても、加工場をいかに長く存続するかというのを目標に頑張りたいということで、協議もさせていただいたというところでございます。

全体を通して関係機関とともに努力してまいりたいと思います。

議長（杉浦和人君） 山本秀喜君。

2番（山本秀喜君） 今お話を聞かせていただいた中で、法人の方にも日野菜に携わってもらって栽培面積を増やしていきたいということのお話も頂きました。これらを含めて目標値にどの程度、先ほど8割が最低目標値で、それではいかんけれども100パーセント目指して頑張っていこうという試み、大事なことだと思うんですけども、それらを含めると、10ヘクタールに達成するものと想定されているのかどうか、その点だけ。それに伴って生産数量が10ヘクタールに対して大体100トンを目指す。100万袋につながってそれが販売金額にもつながっていく。そのように思うわけなんですけど、問題になるのがもう、生産の作付面積の拡大が主であると。その辺のちょっとめどが付きそうなのか、その点を確認させて下さい。

議長（杉浦和人君） 産業建設主監。

産業建設主監（藤澤 隆君） 山本議員より再々質問ということで、今年度めどがどうかというお話でございます。実は4月28日に調整会議をさせていただいて、そこでは本年度の作付面積の暫定的な面積をカウントしていただいております。それをもって本年度の推進体制を組んでいこうというような話でございました。ただ、残念ながらそのときの質量では10ヘクタールには至っていないというところで、さらに努力するべきというようなところでございます。3年度から生産者は、新規には4件ほど増えておるんですけども、やはり作付を断念されている方もおられますので、増加にはなかなか至らないというのが現実の数字を見させていただいて、関係機関、そういった部分で新たな今年度の取組を確認したというところでござい

す。

議長（杉浦和人君） 山本秀喜君。

2番（山本秀喜君） もう一步努力していかなあかんということであります。

最後に、私は生産者として横のつながりも大事だと思っています。日野菜の品質面でも作業面の効率化においても、情報の共有も必要でしょうし、協働、協力の協と働くという体制も必要でしょう。加工施設への持込みの平準化には、計画的に搬入できるよう、できるだけ播種時から計画的に行うことも考えていかなければならないかと思っています。いずれにしても、今言われましたように、楽しみある生産という栽培、生産者ご自身がよいものが収穫できたと楽しみながらできればよいなと思うし、加工施設の平準化も、JA、行政、生産者が一緒になって考え進めていければよいなと思っています。

まずは、今年の秋作は日野の頑張りを見せなければならない重要な案件ではなからうかと思っています。行政も推進項目をきっちりと把握して、目標が達成できるようお願いしまして、私の質問を終わりにします。

議長（杉浦和人君） 次に、9番、谷 成隆君。

9番（谷 成隆君） 通告に従いまして、2つの質問をしたいと思います。分割でお願いしたいと思います。

1つ目に道の駅の必要性の検討について。道の駅は約30年前から全国で整備され始め、滋賀県下でも20か所程度の整備が済み、周辺の各市町に置かれた道の駅は活況を呈している状況が見受けられます。そこで提案といたしまして、比較的交通量の多い県道内池バイパス、国道477号線と県道泉日野線が交差する三十坪地先において、道の駅の開発整備の検討をされてはどうかということを提案し、お伺いをいたします。

それらの設置の条件や、先見を得た計画など、様々な考慮や検討が必要となりますが、地方創生の観点や、当町でも不安の人口減少への対策としての有用性も考えられます。道の駅設置については、以前に計画段階に入り、検討懇話会まで立ち上がりましたが、どういうわけか途中で立ち消えになった経過もありますので、もし分かればお聞かせ願いたいと思います。

近隣の愛東マーガレットステーションや竜王アグリパークなどを見ると、かなりの盛況で、開発整備の成功の事例のように見えます。滋賀県下においても、多くの市町村が、既に設置に取り組まれております。開発整備のメリットについては、まちの顔づくり、農業振興の起点、商工観光の案内、地産地消推進による地域連携、情報発信源など、いろいろな要素が挙げられると思います。そして、設立に関しては国のいろいろな部門からの補助も見込めます。例えば駐車場やトイレに関しては、国交省の道路直轄事業や社会資本整備交付金であったり、地域振興施設では、農水

省の農山漁村振興交付金や食料産業・6次産業化交付金などもあります。この辺りの補助制度についても、把握しておられればお聞かせ願いたいと思います。

そして、デメリットについては、それらの綿密な計画書の作成や、運営主体の協議会の立ち上げをどうするか、経年の維持管理費用の捻出や町の起債分の返済の要件なども、できる限り必要になってこようかと思えます。出発は行政指導でありながら、存続にはいわゆる民間の経営の能力が問われることになると思えます。

以上の点を踏まえ、乗り越えていかなければならない課題の多さやハードルの高さは感じられますが、地方創生の実行や町の将来の活性を考えると、実態での町の衰退の歯止めになり、町おこしの引き金としては十分に成立しそうな今後の課題と思えます。

前町政の間でも、数人の議員が道の駅の有用性の考えを何度も質問されましたが、回答はなく、進展は見られませんでした。いま一度しっかりとご検討をさせていただけますように、改めて提案として上げさせていただきたいと思えます。

1つ目に周辺市町の道の駅施設の活況を呈している状況について、お願いします。愛東マーガレットステーションやアグリパークの来場者数や売上げが聞けたらありがたいと思えます。

2つ目に以前にあった道の駅検討委員会の立ち消えについて、どうなったのかをお伺いいたします。

3つ目に道の駅の有用な補助制度や運営主体の内容について。

4つ目に、今後の高齢者の働き場所としての有用性を考えると、道の駅と増加する医療や介護の負担の関係性についてお伺いしたいと思います。

議長（杉浦和人君） 9番、谷 成隆君の質問に対する町長、教育長の答弁を求めます。町長。

町長（堀江和博君） 道の駅の必要性の検討についてご質問を頂きました。

本年3月現在、道の駅は全国に1,187、県内に20の施設がございます。道の駅は安全で快適に道路を利用するための道路交通環境の提供、地域のにぎわい創出を目的とした施設とされております。

まず1点目、周辺市町の道の駅の状況につきましては、令和元年度滋賀県観光入込客数統計調査のベスト30に11の道の駅が入るなど、道の駅設置による観光誘客、また物産販売による経済効果などが図られているものと考えているところです。

次に2点目の、以前にあった日野町道の駅建設検討委員会につきましては、平成14年度に庁内に設置をし、検討を進めていました。当時は旧蒲生町との合併協議が進む中で、新市のまちづくり計画への位置づけや財源確保、管理運営主体などの課題も多く、検討を継続するとしていましたが、平成15年以降の国庫補助負担金の廃止縮減、地方交付税総額の抑制、税源移譲でのいわゆる三位一体改革等もあり、検

討を継続できる状況になかったものと承知をしております。

次に3点目の、道の駅の有用な補助制度につきましては、社会資本整備総合交付金事業や地方創生推進交付金、農山漁村振興交付金、食料産業・6次産業化交付金、また、道路管理者が整備するものとして、駐車場、トイレ、情報ターミナル等の整備など、多くの支援メニューが用意されているものと承知をしております。また、運営主体につきましては、市町村が約1割、第3セクター・公益法人が約4割、民間企業等への指定管理が約5割となっております。

最後に4点目の、高齢者の働き場所としての道の駅の有用性と医療介護の負担の関係性につきましては、運営や農産物等の生産、加工等のモノづくりに高齢者の方々に関わっていただくことができると、高齢者の社会参加と健康づくり、生きがいづくりにもつながり、介護予防や医療費等の面でも効果は少なからず期待できるのではないかと考えるところでございます。

現在、町が抱える多くの行政課題に対応する中で、町が主体となって道の駅の整備を検討する状況ではございませんが、仮に民間企業が取り組まれることとなれば、支援制度の活用や様々な手続等に積極的に関わらせていただきたいと考えているところでございます。

議長（杉浦和人君） 谷 成隆君。

9番（谷 成隆君） 再質問をしたいと思います。道の駅については、そのニーズにより、今後も日本全国で増加傾向が予想されるとされています。ただ、赤字による再編を迫られる施設も出てきているようですので、マーケティングや十分なコーディネート能力が要求され、一部に財政負担が必要ですが、何よりも魅力的な点を再度申し上げますと、高齢者の方々が農作業を通して働く場所ができ、日々の生きがいなど生活の拠点ができることです。そうしたサイクルは増加する医療費負担の軽減につながる事例もたくさん報告され、ご承知もされていると思います。今後は魅力のあるまちづくりへの努力をした分量だけ町の存続の期待値が上がると思いますので、行政側も仕組みづくりの調整をする意思の継続がまちの未来につながる要因であると思い、申し上げたいと思います。そのことで、やっぱり道の駅があれば日野町にもよいのかな、この近隣の市町を見ても、活気を呈しているのと一緒に、日野町にもぜひとも考えていただきたいと思いますので、またもう1点、ちょっとお聞きしたいのと、また、ちょっと捉え方を変えまして、道の駅にも防災の拠点というのか、防災の拠点を置くことも、今、この近隣で、滋賀県下でも甲良町ですか、道の駅にも防災のへりが降りられるという基地を造ることを考えておられますが、その点について、日野町としてはどう捉えられているのか、考えがあればお聞かせ願いたいと思います。

議長（杉浦和人君） 商工観光課長。

商工観光課長（福本修一君） ただいま道の駅に関して再質問を頂戴しました。道の駅につきましての近隣の市町の状況でございますが、観光入込客数で滋賀県のベスト30の中に11の道の駅が入っております。近隣でいきますと、道の駅のトップはベスト30の中の第4位で、道の駅藤樹の里あどがわ、高島市でございますが、85万5,100人でございます。そして第6位には大津、志賀のほうにあります妹子の郷がございます。83万7,000人。そして第7位に道の駅愛東マーガレットステーションが78万2,200人、そして第11位には道の駅竜王かがみの里が62万8,800人というように、非常に多くの方々が、道路の環境、立ち寄り先としても非常に多くの入り込みがあるというところでございます。

そういう中で、経営状況、先ほど、なかなか経営のほうもという話がありましたけれども、なかなか道の駅、滋賀県では20施設がありますが、実質指定管理や委託などでされているのが19ということでございますが、その中の経営状況を聞いてみますと、去年はコロナの影響もあっての若干赤字もあるということも影響はありますけれども、総体的にはなかなかペイできる黒字という、大きな黒字というところまではないところと、そして若干の赤字になっている。そういうようなことで、3年ほど前にもこういうような確認をさせていただいたときも、あまり大きくは状況が変わっていないかなと。若干の運営主体などの変更がございましたけれども、経営状況にはそのような状況であったかなというふうに思います。

道の駅があれば、やはりそこへの情報発信力というのは非常に大きなところも期待される場所ではございますけれども、町が今現在、すぐにその部分についての検討を開始できるかといいますと、今の財政状況などを考えますと非常に厳しいところもあるのかなというふうにございます。そういう部分につきましては、やはり施設を造っても、やはりそれをどうして運営していくのか、そして、そこに農作物や土産物などというようなものをどう供給していくのかというところが一番重要になってくるものであるというふうに考えておりますので、そういう地域の活動の盛り上がりであったりといったところを非常に期待しながらも、そういった状況をしっかりと見て、そして財政状況などもしっかりと見ながら対応していくべきものというふうに考えております。

防災拠点につきましては、いろいろな道の駅ができて、建てられて20年、30年という経過の中で、いろいろなそれぞれの機能が見直されているというところから、近隣でも、せせらぎの里こうらさんであったり竜王のかがみの里さんであったかというふうに思いますが、その辺りも含めまして検討を今年度からされているようなお話も聞いておりますので、今後これから始められるのやと思いますが、そういった検討も始めているというふうに、情報としては承知をしているところでございます。

議長（杉浦和人君） 総務課長。

総務課長（澤村栄治君） ただいま道の駅に係る関係で、防災ヘリ等のご提言を頂いたというところでございます。ちょうど道の駅に関してご通告を頂きまして、私、当時、商工観光の仕事をしていまして、ちょっと道の駅のほうの分にも若干関わっていました。懐かしく思っているところでございますけれども、ちょうど今の平和堂の道を挟んで、307号の道を挟んで向かい側のところに道の駅を計画しようということがございまして、それでいろいろ動いてきたわけですがけれども、町長の答弁がありましたように、三位一体の改革といろいろな財政事情もございまして、できなかったという経過がございます。

そういった中で、そのときでもそうだったんですけれども、道の駅にどういった機能を付随していくのかということがございまして、その機能によって道の駅の規模も面積も変わってきますし、財源も変わってくるんだらうなということでございました。今回、この防災ヘリの部分でご提言を頂いたところでございますけど、まず、町の防災計画におきましては、5か所の防災ヘリの離着場所というのが記載されていまして、1つが内池公園グラウンド、2つ目が熊野の多目的グラウンド、3つ目が大谷公園の野球場、4つ目がブルーメの丘の駐車場、5つ目が日野川ダム公園の運動広場ということで、町の中でこういった5か所を指定しているわけでございますので、全体の町の防災上の必要性も考慮しながら、また防災ヘリの着陸する場所等については、また検討していく必要があるかなと思っておりますが、道の駅に関してはそういった参考のものがあるということで認識をしたいと思っております。

議長（杉浦和人君） 谷 成隆君。

9番（谷 成隆君） 今また強いお言葉を頂きまして、道の駅が今まであったときに関わっていた課長さんが残っておいていただきまして、またこれから、今はないけれども、これから民間の業者さんで道の駅をやりたいという人も、声もありそうな気がしますので、また、その節にはぜひともまた委員会を立ち上げていただいてやってもらえるように、今お言葉を聞いてちょっと安心しましたので、前を向いて行くようによろしくお願ひしたいと思います。

それでは、2つ目に移りたいと思います。

2つ目にはアクティブラーニングの捉え方や当町における方針についてということで、教育長就任にあたり、文科省の推進するアクティブラーニングの捉え方や、当町における方針についてお伺ひしたいと思います。

日野町教育振興基本計画の中にも織り込まれております主体的・対話的で深い学びの実現を目指すとか書かれているところが、いわゆるアクティブラーニングになると思います。これまで生徒は教師より一方向で教えられている授業が、対話を通し

での能動的な学び、協働作業による深い学びを目指したものとされています。そこで、気にかかるポイントを申し上げながらお伺いしたいと思います。3つほどお伺いしますので、よろしくお願いします。

対話と深い理解には一定の時間が必要なこと、これは消化しなければならないカリキュラムへの影響はないのかという点。

2つ目に指導する側の教師の力量の偏重やばらつきについて。これについては、教師それぞれの価値観の固執による形式偏重や成果偏重による弊害、そしてリーダーシップ性など挙げられています。

3つ目にそれらの評価をどうするのかという点です。評価については、教師の取りまとめ方や授業進行での差異が出てしまうと思いますが、その授業の過程を評価せずに、例えば生徒のテストなどの成果をもって評価するかという点です。これまでの知識の詰め込みの平面的な教育から、主体性を発揮しなければならない一体的な教育が必要になった気がします。教育現場も、外国語の必修化やICT対応、コミュニティ化やアクティブラーニング、インクルーシブ対応など、変化の速さや必要とされる内容に難しさを感じます。

これからの日野町の子どもたちの未来のために、すばらしい教育の実践のご期待を申し上げ、質問とさせていただきたいと思います。

議長（杉浦和人君） 教育長。

教育長（安田寛次君） アクティブラーニングの捉え方や、当町における方針について、ご質問を頂きました。

現在、学校ではアクティブラーニングという外来語は使っておらず、学習指導要領でも、主体的・対話的で深い学びの実現に向けた授業改善という日本語の表現で規定されているところです。

まず、1点目の対話と深い理解には一定の時間が必要であり、消化しなければならないカリキュラムへの影響はないのかということですが、対話と深い理解を求めていたら教科書の内容が終えられないのではないかということをお尋ねではないかというふうに思います。児童生徒が自分から進んで学び、他者との対話を通して学びを深めることが必須であり、そのことを抜きにして知識や技能を習得させようとするやり方では、これからの社会を生き抜く力をつけることはできませんよという考え方が、主体的・対話的で深い学びを大切にした授業づくりであり、そのための改善に努めています。決して知識や技能を詰め込んでから深い学びに発展させるものではありません。ですから、現在の小中学校の教科書は、どの教科もこの主体的・対話的で深い学びのスタイルでつくられており、そういう授業をすることが、そもそも年間カリキュラムの前提となっています。これは決して日野町だけの話ではありません。

教科書の手引に、生徒同士の対話の時間の持ち方などが、何ページにもわたって解説されているのに、先生が一方向的に説明して、プリントでの穴埋めばかりをさせているような授業をしていては、これからの日本の子どもたちは諸外国の子どもたちに後れを取りますよということです。これまでの教師主導の授業スタイルのよさも一定大切にし、継承しながら、主体的・対話的で深い学びが実現できるように、また、カリキュラムがしっかり達成できるように、教員は日々、授業改善に努めているところです。

次に、2点目の指導する側の教師の力量の偏重やばらつきについてのご質問です。

近年、全国的に団塊の世代の定年等により、ベテラン教員の大量退職と、それに伴う新規採用の教員の増加が続いています。そのため、職場の年齢構成はどんどん若返っており、町内でも管理職等を除く教諭の平均年齢が30歳代後半、中には平均年齢が30歳代前半という学校もあります。こういった傾向は今後も続くことが予想され、ベテラン教員の指導技術、地域とのつながりなどを若い世代にいかにして引き継いでいくのかということが大きな課題となっているところです。

また、若さは学校の活力となりますが、経験不足によるある種の危うさがあることも確かです。逆に、経験豊かなベテラン教員は安定感があり、保護者からの信頼も得やすく、校内でも重要な仕事を任せられますが、若い人のように新しいことに柔軟に対応できなかつたり、経験が基で自分のやり方に固執したりする傾向もあるとは思いますが、しかし、これらが悪いことかといえばそうでもなく、いろいろな年代層のいろいろなタイプの教員がいて、初めてチームとしての学校がよいバランスで機能すると言えます。個人の能力や特徴は様々ですが、チームとして足りないところは補い合い、組織的に教育にあたり、日々研究と修養に努めておりますので、その点、ご理解いただければと思います。

最後に3点目、評価についてのご質問を頂きました。近年、社会や時代の要請が次々と変化し、そのたびに新しい教育内容が増えています。主体的・対話的で深い学び、インクルーシブ教育の実現、G I G Aスクール構想といった形で、急遽進展してきた教育のI C T化、道徳の教科化、小学校高学年から聞く、話す、読む、書くに取り組ませる外国語科の導入などです。さらに、いじめや不登校の問題、新型コロナウイルス感染症への対応など、様々な課題もあり、常に迅速かつ適切な対応を迫られています。

学校だけ、家庭だけ、地域だけで解決できない問題を熟議し、皆が一体になって目標を共有し、地域コミュニティの中心として学校を運営していこうというコミュニティ・スクールの導入も新しく求められる学校の在り方です。ですから、常に新しい教育課題について学び、研究を深める中で、児童生徒の学習の評価方法についても機会あるごとに学び直し、教師によって極端な違いが出ないように心がけ、

複数の目でチェックをしています。

なお学習指導要領に示される評価に対する考え方も、改定のたびに少しずつ変化しており、昭和の時代に初等・中等教育を受けた私たちの頃とは全く違う形になっています。中学校や高等学校においても、テストの点数だけで評価するということは、もう20年も30年も前から行っていません。新学習指導要領の趣旨を踏まえ、今は知識・技能、思考・判断・表現、主体的に学習に取り組む態度、この3つの観点で、どの教科も評価するということになっています。

なお、主体的に学習に取り組む態度という観点は、学習に粘り強く取り組む中で、児童生徒が自らの学習を調整しようとしているかどうかという評価です。学習の中で授業中の発言や挙手の回数が多いか少ないか、提出物をしっかり出したか出していないかなどの表面的な尺度で評価するものではありません。見た目の態度だけにとらわれないという意味では、教員が一人ひとりの児童生徒をより細やかに見ていくということが求められているところです。

そのためには、教員自身が正しい評価感を身につけ、教育実践を積み重ね、自らもよりよい評価の在り方を試行錯誤し、常に研究していく必要があります。このことについては、滋賀県教育委員会からの定期的な学校訪問の機会に指導を受けたり、県教委主催の研修会に参加したりするなどの方法で学びを深め、学校全体として評価の在り方に決してぶれの生じないように、また指導と評価を一連のものとして常に一体化させるように努めています。また、町の教育委員会としても、若手教員の指導力向上を目指す授業力向上パートナーシップ事業などの機会を通じて指導をしているところでございます。

議長（杉浦和人君） 谷 成隆君。

9番（谷 成隆君） 教育長、就任にあたり難しい言葉を使い過ぎました。これまでの義務教育は、平等と効率を同時に進行し、求められてきたように思います。それは、産業社会への効果的に送り出すことを使命とされ、成長型社会の中では一定の効果を発揮してきたと思います。ただ、世の中の情勢は多様性の尊重や平等が叫ばれ、経済はグローバル化し、SNSの発達により距離がなくなり、情報が乱流する世の中に変容を遂げています。その中で生き抜く力を個人に身につけさせることが義務教育に課せられた責務のように、教育振興基本法の中から感じ取れます。その処方箋が社会の格差や序列・差別の解決に役立つことを期待するとともに、これまでの社会通念としての効率という部分はやはり必要となりますので、そちらも十分に意識を置いて実践をしていただきたいと思います。

教育長、新しく教育長になられた教育長に付け加えて、全国学力テストでの効果も数値として見えてきますので、相対的な知識の蓄積量として評価されますので、力を落とさないよう、しっかりとした取組で子どもたちを育ててあげていっていた

だきたいと思いますので、よろしくご期待を申し上げ、私の質問を終えさせていただきます。

議長（杉浦和人君） ここで暫時休憩いたします。再開は11時から再開いたします。

－休憩 10時46分－

－再開 11時00分－

議長（杉浦和人君） それでは再開いたします。

休憩前に引き続き、一般質問を許可いたします。

次に、13番、池元法子君。

13番（池元法子君） それでは、日野町営住宅についてと近江鉄道線について、分割方式で質問をいたしますので、明快なご答弁をお願いいたします。

まず1つ目は日野町営住宅についてであります。現在、日野町には第1内池団地24戸、第2内池団地18戸、西山団地15戸の合計57戸のほか、有償譲渡時に譲渡されなかった増田住宅4戸、現在入居は2件です。政策空き家となった中山大谷団地には、20戸のうち現在入居者が3件です。全て必佐地区に集中をしています。日野町公営住宅ストック総合活用計画を作成された平成14年当時には、日野地区には大窪団地、岡本団地もあり、建設戸数96戸、応募状況は平均倍率3倍と需要も多く、その後、特に第1内池団地の募集時には10倍ということもよくあったものです。ですから、当時、ストック計画で建て替え計画も立てられましたが、現在は空き住宅が目立ってくるほどに需要に変化が見られるようになってきています。そこで次の点をお尋ねいたします。

1つ目に、ストック計画当時と現在の入居状況の変化をどのように捉えられておられるのかをお尋ねいたします。

2つ目に、公営住宅はもともと低額所得者の住宅困窮者用で、福祉要素の強いものですから、なくすわけにはいかないものであります。これからの町営住宅の在り方のお考えを伺います。

3つ目に、増田住宅の空き住宅や中山大谷団地の空き地の売却等、跡地利用の計画のお考えをお伺いいたします。

4つ目に、近所に迷惑を及ぼしている夏季の草の管理の現状と課題についてを伺います。

議長（杉浦和人君） 13番、池元法子君の質問に対する町長の答弁を求めます。町長。

町長（堀江和博君） ただいまは町営住宅についてご質問を頂きました。

1点目の入居状況の変化でございますが、公営住宅ストック活用計画は平成14年3月に策定をしております。当時の入居状況は、ほとんど空き家はなく、また募集時の応募状況は、住宅によっては10倍を超えるほどの応募がございました。このような中で、平成23年を境に需要が低下し、現在7戸の空き家が生じている状況です。

要因につきましては、様々あるかと思われませんが、福祉施策の充実などにより、町営住宅に頼らなくても生活ができる環境になったことが、需要の低下につながっているものと考えております。最近の傾向として、若い世代の応募が激減をしております。住宅に対するニーズの変化がその要因となっていると考えています。

次に、2点目の今後の町営住宅の在り方についてでございますが、需要は低下しているものの、全体では約9割の住宅は入居中となっております。入居者の多くは長期入居者であることから、従来型の町営住宅もなくすことはできません。今後の町営住宅の在り方として、一定、従来型住宅を維持した上で、従来型にこだわらない町独自の町営住宅についても研究する必要があると考えています。来年度は日野町住生活基本計画および町営住宅長寿命化計画の更新を予定をしております。それぞれの調査研究をした上で計画の策定に結びつけたいと考えています。

次に、3点目の政策空き家としている中山大谷団地や増田団地の跡地利用でございますが、中山大谷団地につきましては、ストック活用計画では建て替えとして計画がされております。現在、現存する5棟のうち2棟に3戸の入居があり、空き家となっている3棟については、解体を計画しているところです。また、増田団地については、払下げができなかった4戸を現在、管理しております。空き家となっている2戸については、除却して売却することも選択肢の1つだと考えております。それぞれ都市計画法等の関連もあることから、中山大谷団地の跡地利用を含め、町営住宅の今後の在り方と併せて、日野町住生活基本計画、町営住宅長寿命化計画の更新の中で、計画の策定に結びつけたいと考えています。

最後に、4点目の近所に迷惑を及ぼしている空き家等の除草等の管理でございますが、中山大谷団地および増田団地については、業者委託により定期的に管理をしております。内池団地の駐車場等については、団地自治会により一定の管理を頂いておりますが、西山団地の空き住宅の除草等については、定期的に町職員にて対応しております。近年の気象状況等により、雑草等の成長が速く、現状の管理では不十分であるとの声もあることから、対策を講ずる必要があると考えています。今後、町営住宅の在り方と併せて検討いたします。

議長（杉浦和人君） 池元法子君。

13番（池元法子君） それでは、何点か再質問をさせていただきます。

1つ目に、平成23年を境に需要が低下し、最近の傾向として若い世代の応募の激減、住宅に対するニーズの変化を1つの要因として答えられました。日野町でも、民間のアパートが二、三十年前には考えられないほど建てられていますから、そのことも関係しているのかもしれませんが、この10年ほどの情勢の変化に生活設計が大きく変わってしまって、戸惑っている人も多いのではないのでしょうか。私もその1人でありますけれども、バブルの時代であった30年前までは、銀行が倒産する、

また土地の価格が下がるなど、予想もしなかったことです。また、家の購入や新築をしたいと思っても、そこそこの頭金がなければ金融機関から借り入れることも難しく、ですから一定の年代、安定した収入が必要でありました。しかし、この10年ぐらい前からでしょうか、頭金がなくても借入れができるようなことになり、若い世代の人も住宅ローンが組めるように変わってしまいました。また、土地や家の価格も悲しいほど下落しています。このような予想できない情勢の変化が見られるわけですが、そのことについて、当局としてはどのように捉えられておられるのでしょうか。

また、2つ目に、一定、従来型住宅を維持した上で、従来型の町営住宅についても研究する必要もあることを答えられました。具体的に何かお考えはあるのでしょうか。また、町営の賃貸住宅ではなく、何か目的を持った住宅地として販売も考えておられるのでしょうか。お尋ねいたします。

3つ目に、町が管理している増田団地の空き家と中山大谷団地の跡地についてですが、増田団地については、除却して売却も選択肢の1つだと答えられました。中山大谷については、ストック計画で建て替えがありましたが、この情勢の中で建て替えの必要は感じられず、また当時から建て替え場所は別の場所であるということで政策空き家となっているわけですから、現在の場所は使われないはずだと思っております。あの場所は日当たりも風通しもよく、田舎暮らしをするには絶好のところだと私は思っております。売却も考えられているのでしょうか。お尋ねをいたします。

4つ目に、除草等の管理についてであります。増田団地、中山大谷は年2回の業者管理、西山については町職員で対応していただいておりますが、各地区では総出が5月、7月、10月、また6月、8月には長寿会の美化運動があります。そのことと比べると年に2回は少なく、草だけではなく虫や蛇の発生、また心ない人のごみの捨場等、迷惑が及んでいるのです。現在、業者委託されているのはシルバー人材センターだと思いますが、夏季は仕事も多く、町営住宅の草刈りが後回しにされているのであるとすれば、町営住宅地の草刈りを、委託料を支払って各地区の総出のときに任せるとすることは可能でありますでしょうか。お尋ねをいたします。

議長（杉浦和人君） 建設計画課長。

建設計画課長（高井晴一郎君） 池元議員より幾つか再質問を頂きました。

まず1つ目の、今の現状から見て今の町営住宅のことをどう思っているかみたいなことやったと思います。確かに議員言われますように、民間のアパート等もかなり数多く、家賃についても基本的には町営住宅とあまり大差がないというような額になっているところもございます。ただ、先ほど町長も申しましたように、若い世代、確かにそういうアパートのほうがきれいやかというのもあるんですけど

も、町営住宅があって、困窮者のために安い家賃でということ自体、あまりもう知らないというような傾向も見られるような気がします。

先日、実はたまたまなんですけれども、若いご夫婦が、子どもさん2人おられるご夫婦が町営住宅に入りたいということで相談に来られたときに、いろいろお話をさせてもらっていたんですけれども、いわゆる所得の制限があると思うんですけれども、何が一番ハードルが高いかということ、所得の制限が一番ハードルが高いということで、当然、ご夫婦で子どもさん2人でということで、旦那さんと奥さんと働いておられるわけなんですけれども、基本的にそんな安い収入では生活でけへんでというようなことで、なかなかその辺からしても、当時と今で大分変わってきたかなというふうに思います。

そんな中で、今の従来型の住宅も残しながら、どのような対策をしていくかということですが、確かに、今、入居されている方、長期に入居されている方も多くて、特に年齢についても高齢者の方が多い状態です。たまにお話をさせてもらっても、いられることならもう、ここでずっとということという話もされておられます。ただ、何年か前に、まだ、議員言われるように町営住宅に応募が多かった時期ですけれども、若い世代の応募があって、当然、町営住宅はずっと住むものではないということで、住宅を建てる資金ができるまでの間、入ってもらったほうがいいのではないかなというような話も、町営住宅の運営委員会のほうでございまして、過去に2例、2件ですけれども、5年間限定という形で入居していただいた前例もございます。

ということからして、そういうような目的を持った町営住宅も当然、要るのではないかなというふうにも思いますので、現有する住宅、先ほどから申しますように空き家もかなり多いことから、一定、そういう形の町営住宅という位置づけをして、そういう目的で入ってもらおうというのも1つ、方法かなというふうにも思います。

それから、跡地についての住宅地としての考えはどうかということですが、特に中山大谷団地なんかは、当時、ストック活用計画では建て替えという計画になっておりますが、現状、建て替えるかどうかということについては、検討もしていかならんところではございますが、ただ、あそこは都市計画区域の関係では調整区域になりまして、今建っている住宅が公営住宅という用途になります。これを一般の住宅にということで、例えば分譲ができるかどうかというのは、ちょっとその辺は調査研究というか、調べてみなあかんという、調べんならんという必要があるかなというふうに思いますので、ただ単に一般の宅地として売りたいといったところで、その辺については可能かどうかというのを確認する必要があるかなというふうに思います。

それから、増田住宅につきましては一般の住宅という位置づけになると思います

ので、売却ということも可能かと思えます。ただ、基本的には住宅しか建てられないというふうな条件がつくかなというふうに思いますが、それも検討する1つかなというふうに思えます。

最後に、除草等の関係でございませう。現在、シルバー人材センターのほうに委託をいたしまして、年2回、除草のほうをやっておるわけなんですけれども、当然、地域の方々がそういう形で協力するよということであれば、一定、補助金のほうも、今現段階ではそういう制度とか取決めとかございませうが、そういうお話が頂ければ、当然、前向きにその辺は検討していきたいというふうに思えます。

議長（杉浦和人君） 池元法子君。

13番（池元法子君） 町営住宅というもの、本当に今まで必要なものでもありましたし、これからも時代がどういふふうに変わって、またどういふふうに必要なが高まっていくなですか、そういうふうになるかも分らないところですし、絶対なくすことはできないものだとは思っております。

今質問をいたしましたところ、ちゃんと答えてはいただいたんですけども、中山大谷については市街化調整区域ですね。住宅地として、宅地として使えるかどうかというのはこれからまだ調査研究をしていくという答えでもありましたけれども、そのままほっておくと本当に草だらけのところにもなりますし、先ほど言いましたように、ただ草が伸びるだけじゃなくて、田舎ですからもう、ムカデとか何かイモムシやとか蛇やとかマムシやとかいふようなものが出てきますし、本当にお荷物的なことになっても問題であると思えます。

はじめに言いましたように、そういうふうな町営住宅いふのは情勢が変わっても必要なものであるというものだとは思っておりますが、しかし、町営住宅が地域のお荷物にならないようにしなければなりませんので、売却とか草刈り委託、そんなのについても、また今後の在り方、計画策定など、その地域の区長さんたちとしっかり話し合っていたきたいと。私が今回聞いたのは3区の区長さんだけのお話でありますけれども、例えば西山団地だと1区です。西山団地にしても、ふだん皆さんはそんなにも除草、草刈りについて、さほど問題ないのかもわかりませうけれども、私が以前、そこの町営住宅のガスの検針をしていたときに、もう、入れないぐらいの草が、もう木みたいなものが生えているというような状態でしたので、やはり頻繁に刈っていただいたほうが、そういう大きな木が生えるとまではいかないと思えますので、その1区の区長さんにしても、また5区の増田住宅のほうの区長さんにも、きちっとお話をしてもらって、理解を頂けて、またそういう委託をしてもらうとかいふ形を取っていただきたいと思えますので、区長さんをしっかり通してやっていただきたいと思えます。

次に、近江鉄道線についての質問に入ります。

まず、鉄道事業の赤字が続く近江鉄道の在り方を議論してきた法定協議会は、昨年、令和2年3月25日に鉄道全線の存続に合意をいたしました。滋賀県や沿線市町などの決断を後押ししたのは、鉄道の廃止をした場合の沿線住民に与える影響や、代替手段した場合の高額な投資費用だったとのことでした。存続が危ぶまれたこともある近江鉄道沿線の私たちはほっと安心をしたものですが、課題も多々、多く残されています。

日野町では、日野駅構内でのなないろを運営されている一般社団法人代表理事の方は、今の状態で存続させるだけでは赤字が続くだけ、他の交通機関の乗り継ぎを良くするなど、住民や観光客がより利用しやすい鉄道にしていく必要があると、収益向上に向けたサービスの改善を求める発言もされています。その後の協議会で、公有民営方式、上下分離方式への移行、利用実態調査、OD調査もされました。今後、地域公共交通計画策定、自治体の財政負担問題、県が検討している交通税など、法定協議会の下での大きな課題があります。また通学・通勤だけでなく、これからますます高齢化が進む中で、運転免許証返上者等の交通弱者に対するバスやデマンド型交通ネットワークの維持、確保など、近江鉄道日野駅への乗り継ぎ連携を図り、町民の移動権を保障するために、福祉的に利便性を図ることが、今後のまちづくりに大切なことと考えますが、いかがお考えでしょうか。

議長（杉浦和人君） 町長。

町長（堀江和博君） ただいまは近江鉄道線についてご質問を頂きました。

令和元年11月に設置されました近江鉄道沿線地域公共交通再生協議会では、第2回の協議会で、人口減少・超高齢化社会においても県東部地域が魅力と活力を維持し向上させながら持続的に発展していくため、近江鉄道線は全線存続することを決定しました。昨年度末までに6回の協議会を開催し、令和3年度から3年間を経営改善期間とし、令和6年度から公有民営方式に移行することを決定し、沿線市町はもとより、滋賀県全体で近江鉄道線を存続させていくための協議を進めております。

日野町では、今年度から3年間をかけて持続可能な日野町の地域公共交通体系を構築していくため、わたむき自動車プロジェクトを立ち上げ、誰もが利用しやすい公共交通を目指す中で、近江鉄道線の2次交通として日野駅を交通ターミナルとした交流・にぎわいの拠点づくりによる活性化を図っていきたいと考えております。

全ての町民の皆さんの移動を保障するため、様々な移動手段を総動員し、安心して暮らせるまちを目指してまいりたいと考えております。

議長（杉浦和人君） 池元法子君。

13番（池元法子君） それでは、再質問をさせていただきます。

答弁の中で、日野町のわたむき自動車プロジェクトの立ち上げが出されました。これは副町長が中心で行われるものなのかなと思っておりますが、具体的にどのよ

うな組織で取り組まれるのか、お尋ねをいたします。

また、はじめに質問で行いました、県が検討している交通税についてですが、現在、滋賀県独自に琵琶湖森林づくり県民税が課せられています。その上にまた税金が課せられることについて、どのようにお考えでしょうか。お尋ねをいたします。

議長（杉浦和人君） 副町長。

副町長（津田誠司君） お答えいたします。

わたむき自動車プロジェクトですけれども、こちらのほうにつきましては、近江鉄道をはじめ事業者の方々とも連携をしながら、町全体の交通体系の在り方について再構築を図っていこうというもので、これから3か年間をかけて検討を進めてまいります。その中では、町民さんの移動需要、これはもちろん利便性を確保していかなくちゃいけないわけですが、今、町営バスは各バス1日200キロ走って、もう限界まで走っている状態で、もうこれ以上、先ほどご質問にもありました日野駅での乗換え利便性を高めようと思っても、抜本的に見直さなくちゃいけないというところで、今、考え直しをさせていただこうということで取組を始めています。

具体的なところでは、まず第一歩なんですけれども、通勤・通学の足ですが、こちらにつきましても十分に捉え切れていないという認識をしております。例えば工業団地に働きに来られている方々、結構車で来られている方々が多く、渋滞が発生しているという状況もありますし、あるいは各企業のほうで送迎バスを準備されていることもございます。例えば、送迎バス、片道は空で近江八幡駅まで迎えに行き、満員で帰ってくるわけですけれども、例えばその片道空で行くバスに日野町の方々が通勤で近江八幡に行かれるときに使えるということになれば、大きな利便性の向上につながります。併せて近江八幡から日野まで、近江鉄道線、定時大量輸送という鉄道線の特徴を生かしまして、例えば日野で乗り換える、あるいは桜川駅もあるかもしれないんですが、そこで乗り換えて使っていただく、あるいは工業団地に行かれる方々も逆にそこで乗り換えていただくということになれば、大きな利便性の向上になります。そういったところで利便性の向上を図りながら、町民さんの必要な足の確保といえますか、させていただきたいと思っております。

バスでいいますと、大体1台、大きなバスですと80人弱ぐらい乗れるんですが、30人ぐらい乗っていると大体経営が成り立つという調査もあります。ということは、満杯に乗っているバスが1本あれば、そのほかに二、三本、結構そんなに乗ってなくても経営が成り立つということが言えます。ということは、工業団地の方々の通勤需要を掘り起こすことで、町民さんの必要な足の確保、これはやっぱり、そんなに大量の方々が一遍に移動するわけではないんですけれども、確保することにもつながってくるのかなというふうに考えているところでございます。

併せて交通税につきましては、県のほうで移動権の確保に向けて検討が進んでい

るといふことで聞いておりますけれども、今のところ、税方式がいいのかどうかといふところも含めて、まだ結論が出ているといふふうには聞いておりませんので、その辺りについては県の動向を注視してまいりたいといふふうを考えているところでございます。

議長（杉浦和人君） 池元法子君。

13番（池元法子君） それでは、再々質問をさせていただきます。

交通税についてでありますけれども、まだ結論を出していないといふことで、まだ結論が出ていないからいろいろなことを申し上げることもできると思いますので、やはりもう、税金が上がる、かけられるということは本当に住民にとっては大きな負担ですので、そこらはちゃんと考えて発言をしていただきたいといふふうに思います。

今、全国的に見ても、鉄道事業者全体では黒字であるにもかかわらず、赤字の部分、近江鉄道でいうたら鉄道線路の鉄道ですね。そこについてだけが赤字やから、それを廃止するといふところも全国的にたくさんあるわけですね。今言ったように、もう、近江鉄道事業者でも、全体では黒字であるといふふう聞いております。

諸外国では事業者に責任を課している。今までそこで鉄道事業してもうけているときもあったと。そのことで、今、その部分だけが赤字になったからもう廃止して移動権を奪ってしまうといふことはやっぱり駄目だといふことで、諸外国では、事業者に対して責任を課すといふところもあります。また、日本では、公共交通法として、移動権を国が保障するべきといふことが決められました。一定、その思想が反映されているようになりましたが、これも諸外国と比べて極めて脆弱であります。日本ほど地域交通に対して力を入れないところはないとも言われております。毎年の国土交通省の予算全体が6兆円規模であって、そのうち鉄道局の予算は1,000億円と僅か1パーセントであり、その内容も新幹線の整備やリニア新幹線へはかなり優遇をされていますが、それよりもやはり、大もうけをしているJRやリニア建設への支持、支援よりも、実際に困っている切実な地方路線へ支援することが必要だと私は思います。当局としてはどのように捉えられているのでしょうか。お尋ねいたします。

議長（杉浦和人君） 副町長。

副町長（津田誠司君） お答えいたします。

今、議員のほうからご質問ありました、諸外国に比べて鉄道に対する支援が、鉄道はじめ公共交通に対する支援が脆弱であるとか、あるいはもうけているところへのお金を出すよりも、困っているところへ出すべきといふことについてでございます。かつてはもうかっている路線とあまりもうからない路線等、バスでも鉄道でもそうなんですけど、セットで許認可するといふような流れの中で全体の維持をして

きたのが、ある段階から方針が変わって今のような形態になったということは了知をしているんですけども、確かに議員おっしゃるとおり、鉄道というのは本当に社会を支える基本的なインフラの1つだと思いますので、非常に大切にしていかなきゃいけないもので、予算の投入の仕方につきましてはいろいろ議論があるところですが、その思いについては全く共通認識を持っているところでございます。

日野町内につきまして限定して申し上げますと、日野町内におきましては、先ほど申し上げました、通勤で来られる方々あるいは日野町にお住まいの方々、おられます。その方々がおられるということは、その方々、必ず移動されているので、その移動を捉まえることによって、鉄道あるいはバスの利用というのは増やすことができる。それが増えれば収入も増えて経営も安定化していくということにもつながってくるかと思っておりますので、日野町発でそういったモデルをつくって実践して、逆に全国のモデルになるようなものをつくらせていただきたいというふうに考えているところでございますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

議長（杉浦和人君） 池元法子君。

13番（池元法子君） 今も全国でモデルになるように、本当にそうなったらいいなと思ひますけど、この法定協議会で全線存続合意はありがたいことでもありますけれども、上下分離方式の今後の各自治体の費用負担とか、また利用者数、料金設定、そして鉄道事業者の利益が出た場合などのどういふふうに配分をするとかいふ課題というのはいっぱい残されているわけであります。これはもう本当に、今回は副町長が中心となってやっていたかというところで、ありがたいことでもありますけれども、この法定協議会の中などでは、やはり町長がしっかり発言をしていただきたいというふうにも思ひますし、各自治体の知恵と力を合せて、そしてしっかり議論していくことが必要だと思ひますので、これからの法定協議会、そのように臨んでいただきたいと思ひます。

議長（杉浦和人君） ここで、昼食のため暫時休憩をいたします。再開は午後1時から再開いたします。

暫時休憩します。

—休憩 11時33分—

—再開 12時58分—

議長（杉浦和人君） それでは再開いたします。

休憩前に引き続き、一般質問を許可いたします。

10番、中西佳子君。

10番（中西佳子君） それでは、通告書に従いまして、分割で質問をさせていただきます。

まず、はじめに循環型社会への取組についてお伺ひいたします。

地球温暖化、プラスチックごみ問題など、環境問題への取組が喫緊の課題となり、ビニール袋やレジ袋の有料化、またプラスチックから紙製品が見直されるなど、日常生活の中でも環境への意識は高まってきています。国では2050年までに二酸化炭素など温室効果ガス排出を全体としてゼロにするカーボンニュートラルが言われており、脱炭素社会の実現を目指すとされています。

日野町においても、第6次日野町総合計画の循環型社会の中で、施策1では環境負荷の低減として、省エネルギーや再生可能エネルギーの普及促進、また施策2ではごみ減量化、資源化などが挙げられています。日野町の1日1人当たりの可燃ごみ量は年々少しずつ増えていっているように思います。総合計画の数値では、平成30年度476グラム、令和1年度は495グラムとなっています。現在、コロナ禍では外出自粛や外出時間の減少により、買物が減少しおうち時間が増えたため、不要品の整理等でごみの量が増大傾向にあると言われていています。今後、循環型社会を構築し環境に優しいまちを目指して、本町の取組を何点かお伺いいたします。

1点目は省エネルギー化についてですが、例えば電気であれば電球のLED化などがありますが、町が取り組む省エネルギー化について教えてください。

2点目は再生可能エネルギーについて。身近なものでは太陽光発電システムがありますが、公共施設への設置状況と今後推進をお考えなのかについてお伺いします。また個人住宅用太陽光発電システムの設置への町の考えをお伺いいたします。

3点目は、3Rと言われますリデュース、リユース、リサイクルについてですが、町ではどのように促進されるのか、お伺いいたします。

4点目は、ごみ減量化を実現するため町の施策をお伺いいたします。

議長（杉浦和人君） 10番、中西佳子君の質問に対する町長の答弁を求めます。町長。

町長（堀江和博君） ただいまは、循環型社会の取組についてご質問を頂きました。

まず1点目の町が取り組む省エネルギー対策の中で、電力に関しては今までに町道防犯灯のLED化や自治会防犯灯のLED化の補助等を実施しております。今年度事業としましては、日野中学校の体育館や松尾公園の照明をLED機器に取り替える計画でございます。また役場庁舎内では、昼休みに執務室の照明をこまめに消灯することや、サマーエコスタイルとして軽装勤務を行い、適正な冷暖房により節電に努めております。

次に2点目の再生可能エネルギーについてでございますが、取組の1つとして、役場庁舎、図書館、必佐小学校および日野中学校に太陽光発電を設置しています。今後につきましては、長寿命化計画を踏まえ、改修等の時期に利用できる補助金や財政事情を勘案しながら、設置を検討してまいります。また、個人住宅用太陽光発電システムの設置につきましては、引き続き日野町住宅リフォーム等促進事業の中で、申請があれば支援をさせていただきます。

次に3点目の3Rについてでございますが、ごみの発生抑制、リデュース、再使用、リユース、再資源化、リサイクルの3Rを推進するため、広報紙、ホームページを利用して啓発に取り組むとともに、町のごみ収集では、再資源化につながるよう分別回収に取り組んでおります。

最後に4点目のごみ減量化についてでございますが、実現するためには、町民一人ひとりがごみを発生させないライフスタイルに努めるとともに、循環型社会の実現に向けて取り組むことが大切であります。そのために町は、ごみ減量への意識の向上を図るとともに、適正なごみの出し方を周知することが重要であると考えております。広報による啓発をはじめ、ご依頼があれば自治会に出向き、出前講座で説明を行う等、さらなるごみ減量化の実現に向けて取り組んでまいります。

議長（杉浦和人君） 中西佳子君。

10番（中西佳子君） それでは、再質問を何点かさせていただきます。

1点目は、町道防犯灯のLED化とか自治会の防犯灯のLED化は進んできているなというふうに思っております。また庁舎内の節電にも努めておられるということは理解をしております。そこでお聞きしたいんですが、役場庁舎内のLED化、また公共施設のLED化の状況をお伺いいたします。

2点目は、再生可能エネルギーの普及促進というふうになってはいますが、計画などはあるのでしょうか。お伺いします。また個人住宅用の太陽光発電システムについては、住宅リフォーム等促進事業の中で、申請があれば支援するというご答弁がございましたが、あまりこの申請がないというふうには伺っておりますが、普及しない要因というのは何なのかというふうにお考えなのか、お伺いいたします。

3点目は、日野町にはわたむきの里ドームがあり、町民の多くの方が利用されており、リサイクルなど取り組んでいるというふうに思っております。また、減量化にも日々取り組んでくださっております。けれども、総合計画の中の資料を見ますと、平成22年から令和1年まで、10年間で1日1人当たり可燃ごみ量は44グラム増えています。これが町全体とすると大変大きな数量となっております。この現実を町民の皆さんにも知っていただき、理解をしていただき協力をお願いするべきだというふうに思います。

また、町でもごみ収集カレンダーには、目指そう1世帯1日100グラムのごみ減量ということが書かれております。100グラムというのは、お茶わんでしますと1杯が150グラムと言われておりますので、3分の2ぐらいなのかなと思いますが、どのように取り組むかというのが大事だと思うんですが、私も少し、主婦ですので考えてみたんですが、やはり古紙の部分、お菓子の箱ですとかラップの芯ですとかいうような部分がかかりいいかげんな分別をしていたなという、自分の中では反省をいたしまして、何人かにちょっと聞いてみました。どのように分別をされています

かというのを。そうすると、やはり人ばらばらで、本当に小さなものまできちっと分別して雑誌などに挟み込んで、リサイクルへ持っていっている方もいらっしゃいますし、小さなものは可燃ごみ、ほかしている方もいらっしゃいますし、大変ここはばらつきがあったなというふうに思っているんですが、そこで、古紙の分別の方法について具体的にもう少し詳しくすれば、減量化が少し、小さなことかもわかりませんが進むのではないかというふうに私は考えました。その点について啓発をしていただきたいと思いますのですが、その点についてお伺いいたします。

また、町民の皆さんの努力だけではいけないというふうに思いますし、町としてもどういう努力をするかということを知っていただきたいんですが、近年、増え続けているというのが使用済み紙おむつというふうに言われております。高齢化社会が進むにつれて年々増え続けるという予想もされています。日野町も例外ではないというふうに思います。

環境省では、使用済み紙おむつの再生利用等に関するガイドライン啓発パンフレットの中では、使用済み紙おむつの分別回収、再生利用を進めることで、多くのメリットを生み出している地域も紹介がされています。町としても、新たな分別回収や再生活用も考えていく必要があるのではないかというふうに私は思いますが、町のお考えをお伺いいたします。

議長（杉浦和人君） 総務課長。

総務課長（澤村栄治君） ただいまの再質問のほうで、役場の庁舎のLED化と他の公共施設のLED化の状況等についてご質問を頂きました。

まず、LED化につきましては、やはりメリットとしましては消費電力と電気料金が大幅に削減ができるということ、そして二酸化炭素排出量も大幅に削減できるということ、併せて光源寿命が大幅に延びるといった大きなメリットがございます。併せまして、また世界の流れでいいますと、2013年に締結されました水銀に関する水俣条約によりまして、2020年をもって水銀ランプの製造、輸出入が原則禁止となりました。特に水銀といいますと、日野町でいいますと小中学校の体育館とか大谷公園の体育館など、水銀灯が多く設置されていますので、早期に対応する必要があるかなというように考えています。

そうした中で、役場のLED化につきましては、耐震の改造のときに合わせて、一定、してきた部分がありまして、正面玄関のホールのところと廊下、そしてトイレ等にLED化しておりますけれども、各所属の事務室はまだできておりませんので、そこについては今後検討していきたいと考えております。また中学校の体育館につきましては、今年度の事業でLED化を実施はもう既にできているように聞いておりますし、松尾公園の街灯も今年度に事業実施を予定しております。あと図書館の開架室、本を読むところとか日野駅の駐輪場などもLED化ができているとい

うように聞いております。今後、LED化を進めていくわけなんですけど、特に体育館とかの大きな水銀灯を替えていくとなると、多額な費用が初期段階で必要になりますので、その部分については、一定、検討をしていく必要があるけれども、一方でまた維持経費が安くなるというメリットもございますので、その辺は十分研究しながら進めていきたいというようには考えています。

併せて、公共施設全般に言えることなんですけれども、やはり長寿命化に併せての大規模改造時には併せてしていきたいというようなことも考えておりますし、また有利な財源をやはり確保する中で進めていきたいという思いも持っておりますので、町の財政事情も考慮しながら、役場、小学校、中学校の学校の教室等も進めていきたいというふうに考えております。

議長（杉浦和人君） 住民課参事。

住民課参事（奥野彰久君） 私のほうから、ごみ減量になるようにどのような方法でというようなご質問がありました。

既に日野町の広報紙のほうで、昨年度も議員のほうからご質問いただきまして、毎年毎年ごみがどういうふうに動いているかというのを、資源物、分けてグラフ化して表示をさせていただいているところです。また、2つ目のご質問の中に、古紙の部分で、もっとよく見たら分別ができるのにとというようなお話がございました。これにつきましては、中西議員がおっしゃいますとおり、日野町のごみの分別収集の区分は、可燃ごみをはじめ不燃ごみ、不燃粗大、ペットボトル、古紙等14種類の区分に分けて一般廃棄物の収集を行っています。古紙として回収するというふうに聞くと、新聞紙、雑誌、本、段ボールみたいに思うんですけども、それ以外にもこの中にポスターだとかカレンダー、再生紙、ざら紙など、お話のありましたお菓子の箱も含めて古紙の日に回収ができますので、このような内容を住民の皆さんにも理解していただけるように、分別収集の方法の啓発にもっと努めていきたいと思っております。

また、新しい技術という部分で、紙おむつの利用が進んできているというお話を頂いております。これにつきましては、私もちょっと調べさせていただいたところ、紙おむつの生産数量というのは環境省のデータに出しております。2010年と2018年を比較しますと、乳幼児用で1.7倍、大人用で1.5倍というような量になってきているということで、もう、既にこの増加傾向に対して、福岡県の大木町のほうでは紙おむつをリサイクルするような収集を始めておられるとか、また東京都の東大和市のほうでは、民間企業とリサイクルの実施事業をされて取組をされているというお話ということでした。ほかにも、ほかの自治体でも新たな分別収集の取組をされているところがあると考えております。一般廃棄物の処理情報を収集しながら、新しい分別の勉強に努めてまいりたいと思っております。

ただ、新たな分別を始める場合には、その分別されたごみをどのように収集する、運搬する、処理するというような、費用面も含めて住民の皆様にもご協力をお願いしなければいけないところが出てきますので、これについては様々な対応を整えていかなければならないというふうには思っております。また、日野町は一般廃棄物は中部清掃組合で対応しておりますので、こちらの協議のほうも必要になるということで、なかなかすぐに対応することは難しいところではありますけれども、問題意識を持って勉強してまいりたいと思います。

議長（杉浦和人君） 商工観光課長。

商工観光課長（福本修一君） ただいま、住宅リフォームで太陽光発電の制度があるものの、なかなかその活用が見られないのはどういった要因が考えられるのかという再質問を頂戴しました。

投資の金額も結構まとまった金額で要ということと、あとは売電価格の下がっていくということが、1つは投資とのバランス、どのくらいあともつのかなというところもあるのかなというふうには思いますが、新築のご家庭やらを見ていますと、結構太陽光発電をされているところもあるというふうにお見受けさせてもらっているところですが、町内でも町外事業者によります新築というものも結構ございますので、そういった中で、住宅リフォームにつきましては、町内のあくまで地域経済の活性化ということを第1の目標にさせていただいているという中で、設置は実際にはされているものの、町内事業者での利用が少ないといったところも要因としてはあるのかなというふうに考えておるところでございます。

商工会、建築組合さんとも、そういったことにつきましては、太陽光の住宅リフォーム制度につきましては周知も図りながら、利用促進に努めてまいりたいというふうに考えております。

議長（杉浦和人君） 中西佳子君。

10番（中西佳子君） それでは、再々質問をさせていただきます。

太陽光発電の補助についてなんですが、確かに定額価格の制度が変わりまして、そういう部分もあって、なかなか設置というのも難しいのかなというふうにも思いますが、公共施設を中心に設置をしていただきたいと思います、まずはしていただきたいというふうにも思っております。

今言われているのは、太陽光発電とともに蓄電池というのが言われておりまして、余った電力を蓄電して自宅で消費するように、また、それがまさに循環させていくということだと思うんですが、また、万が一災害のときには停電時の備えにもなるというふうに言われておりまして、太陽光発電設置とともに、蓄電池設置への補助ということも考えていけば、太陽光発電の補助というのも考えられる方もあるのではないかなというふうに思います。それは、太陽光発電が現在ついていてという

方も活用できるわけですから、そういうことも、時代に合ったものというか、いつまでも同じあれではなくて、やはり今の技術的なものを取り入れて補助的なものも考えていかなければ、再生可能エネルギーを促進するという限りは、何らかの進歩がなければ私は駄目だというふうに思いますので、その点について、もう一度お伺いいたしたいと思います。

また、ごみの収集なんですけれども、もちろん中部清掃の中で協議というのが必要になってくるのかなというふうに思いますし、また紙おむつについてはやはり企業さんが、リサイクルする場合には企業さんのご協力というのが必要になってくるというふうに思いますので、ただ、今後、高齢化がやはり進んでいくというのはもう言われている現実ですので、やはりそういう点で、新しいものも、ここで本当に分別とか再生ということをもっと真剣に考えていくべきだというふうに思いますので、検討はしていただけるのかどうか、お伺いいたします。

議長（杉浦和人君） 総務課長。

総務課長（澤村栄治君） ただいま再々質問の中で、太陽光発電に伴う蓄電の部分の公共施設についての答弁をさせていただきます。

日野町の太陽光発電が設置されているのが、町長答弁しましたように日野町の防災センター、役場のところと日野中学校、そして必佐小学校図書館というところで、それぞれのところの蓄電池は3から4時間ぐらい蓄電が可能となっています。特に役場の蓄電につきましては、太陽光発電システムのとときには大体3時間程度供給可能なんですけれども、それ以外に自家発電ということで、軽油を燃料として自家発電をキュービクルを経由して役場庁舎と防災センター両方にも活用できるという部分で、軽油を仮に満タンにしますと4時間発電が可能ですので、補給をしていくとずっと発電は可能かなということで、自家発電と太陽光発電を並行して活用していくという考えです。

併せまして、今後公共施設の施設整備につきましては、やはり大規模改修時等について、財源等も考慮しながら検討していきたいと考えております。

議長（杉浦和人君） 商工観光課長。

商工観光課長（福本修一君） ただいま再々質問の中で、住宅リフォームの中で、太陽光発電と併せて蓄電池を設置される場合のことについてのご質問を頂戴しました。

住宅リフォームの中で太陽光発電を設置される際に、一緒に蓄電池を設置される。価格的に、多分、蓄電池だけでも1つ買うだけでもリフォームの対象になるぐらいになっていくと思いますが、そういう場合では、太陽光発電と一緒にされる場合につきましては当然、対象になるものと考えております。ただ、蓄電池だけを、既に太陽光発電はあるけれども蓄電池だけを設置する場合というのはなかなか、それだ

けを単体で入れる工事になってきますと、中の住宅リフォームというものと少し意味合いが変わってくるのかなというふうに思います。そういう中で、現在では、給湯器も同じなんですけど、給湯器だけを取り替えるというものにつきましても、工事を伴わなければ基本的には対象にならないということもございます。そういう中で、今、議員おっしゃいましたように、今後の再生可能エネルギーの利用促進という部分で、どうあるべきかということは課題意識を持ちながら、研究していきたいというふうに思っております。

議長（杉浦和人君） 住民課参事。

住民課参事（奥野彰久君） ただいま、これから進んでくる高齢化に向けて、紙おむつも含めて新しい部分での分別についての検討をさせていただけるかというご質問を頂いております。

日野町におきましては、ごみ減量やリサイクル問題の重要性を意識して、住民生活に密着したごみの減量および再資源化の在り方について取り組んでいただいている日野町エコライフ推進協議会というのがございます。ごみゼロ大作戦や厚生委員さんの環境問題の研修や、エコライフ推進大会として環境の学習の場を住民の皆さんに提供もしていただいているところです。この協議会とは月に1回、役員会を開いております。この役員会の中で、日々環境に関わる動きを感じ、ごみ減量、分別収集等とともに勉強させていただいています。そういった中で、今ご指摘のありました高齢化に向けての分別も、この場で話し合いをさせていただいて、勉強させていただきたいと思っておりますので、よろしくお願いいたします。

議長（杉浦和人君） 中西佳子君。

10番（中西佳子君） 太陽光発電についてなんですけど、そもそも住宅リフォームの中にそれが入っているというのが、もともと私はあまり理解ができませんが、これはまた別のことだというふうに思いますので、できればそれは別に外していただいて助成制度を設けるべきだというふうに思います。これは意見です。

それと、本当に高齢化になっても本当に環境に配慮して、日野町なんかは特にいい環境でございますので、いつまでもやっぱり元気で環境に配慮した中でいきいきと暮らせるように、ごみ問題についてもよろしくお願いいたしますと思います。

それでは次に、防災・減災対策についてお伺いいたします。

災害時の迅速な避難につなげるための改正災害対策基本法が施行されました。改正法では、市町村が発令する避難情報について、避難勧告を廃止し避難指示に一本化するほか、自力での避難が難しい高齢者や障害者のための個別避難計画の作成を努力義務としています。改正により避難を始めるタイミングが明確になりましたが、実効性を高めるためには、まず住民への周知徹底が必要です。台風や集中豪雨等の災害時には、防災情報を把握し避難行動を取ることが重要になります。町では、防

災情報伝達システムの整備や地域防災力向上のため、自主防災組織づくりや支援も進められているところです。

そこで、災害に強いまちを目指して何点かお伺いいたします。

1点目は、ホームページなどで掲載をされておりましたが、改正法の内容を周知徹底されるのはどうされるのか、お伺いいたします。

2点目は、日野町防災アプリの利用状況はどのようなものか。また戸別受信機の配布状況について教えていただきたいと思えます。また、アプリや受信機で課題となるものはないのか、お伺いいたします。

3点目は、町では個別避難計画は策定されていますが、要配慮者に対する避難方法や地域での計画づくりは進まない現状であります。地域での避難計画づくりへの町のお考えをお伺いいたします。

4点目は、自助、共助を実践する上で、防災訓練は重要です。防災意識向上や、近隣の人とのつながりなどが図れます。自治会または自主防災組織の防災訓練実施事業の補助金交付の拡充はできないものか、お伺いいたします。

議長（杉浦和人君） 町長。

町長（堀江和博君） 防災・減災対策についてご質問を頂きました。

まず、1点目に災害対策基本法の改正に伴います新たな避難情報の周知でございますが、5月20日の法改正の施行などに併せまして、ホームページ、防災アプリおよび「日野め〜る」にて周知を行ったところでございます。また、それらに加えて、防災マップの更新を行うとともに、新たな避難情報も掲載した総合防災マップを全戸に配布することや、広報紙へ掲載し、さらなる周知を図りたいと考えております。

次に、2点目の日野町防災アプリの利用状況などでございますが、現在のところ、日野町防災アプリについては、住民の方、町職員、消防団員で合わせて約1,700人が利用している状況です。また戸別受信機につきましては666世帯にご利用を頂いております。課題についてですが、4月からの運用開始をさせていただき、徐々に利用者数が増えてきているところですが、先ほどにもございました、避難情報などをより多くの住民の皆さんに伝達するために、利用者を増やしていくための取組を引き続き行っていくことが必要と考えております。

次に、3点目の個別避難計画に伴う避難方法などでございますが、現在、町が作成をしている避難行動要支援者避難プラン個別計画には、個別の配慮事項、医療機器等の使用状況、常備されている薬等あるか、自力避難が可能か、同居の家族がいるかといった情報とともに、緊急時の連絡先、有事に避難する場所、避難する際の支援者名と連絡先を記入いただくこととしております。主に隣近所の見守りや助け合いによって有事に備える計画となっておりますが、要支援者の中には、担当のケ

アマネジャーや相談支援員がつかれている場合もあるため、今後については、専門的な視点も考慮し、本人にとって最も有効な個別計画となるよう、福祉専門職等とも連携し、研究をしてまいります。

最後に、4点目の自治会、自主防災組織の実施する防災訓練への補助金の拡充でございますが、この補助制度につきましては、自治会等が行う自主防災組織の設立や、自主防災活動を支援することを目的として創設されたものであり、防災訓練に要する経費の補助だけでなく、自主防災組織の設立や防災資機材の整備に要する経費などのメニューがあり、そのメニューに合わせた要件を定めているところです。補助制度の見直しにつきましては、先ほどに申しあげました課題でもあります日野町防災アプリなどの普及啓発につながる場合を対象として、要件の見直しを検討してまいりたいと考えております。

議長（杉浦和人君） 中西佳子君。

10番（中西佳子君） それでは、再質問をさせていただきます。

1点目なんですけれども、避難行動をとるときには、先ほどご答弁にありました総合防災マップなどを確認していただいて、自分の位置をしっかりと確認して、マイタイムラインを決めて行動するということが今後重要になってくるというふうには思うんですけれども、総合防災マップなんですけれども、以前は地震防災マップとか洪水ハザードマップですか、何かいろいろあったと思うんですが、この総合防災マップというのは1つで全てを網羅しているというか、そういうものなのか、少し、どこが違うのかお伺いしたいと思います。

2点目は、防災アプリについてなんですけれども、特に自治会で困るのはアパート、自治会とつながりが大変ないアパートの住人さんですとか、やっぱり言葉が少し通じない外国人さんを、本当に安全に避難していただくためにどのような対応をしていけばいいのかというところが大変問題になってきます。そこで、この防災アプリというのをしっかりと加入していただいて、情報をしっかりとつかんでいただきたいというふうに思っております。そこで、アパートの住民さんですとか外国人の方への周知というのは特にどのように進めていかれるのか、お伺いいたします。

3点目なんですけれども、防災訓練についてなんですけど、町の防災訓練は7年に1度、地区を回ってきます。特に日野地区ですとやっぱり人数が多いですので、代表が参加しているというような状況で、全然、一回も参加されていない方は本当に参加されていないというような状況で、そうなってくるとやっぱり、地域でしっかりと訓練をしていくということが本当に大事になってきます。話を聞いただけじゃなくて、やっぱり訓練をするということは、本当にいざというときに大変役に立つということでございますので、そういうところで私は訓練の重要性というのを思っているところです。

防災訓練の実施事業補助金の交付というのは、現在では3回を限度とするというふうになっております。防災訓練はやっぱり定期的なずっと行っていくことが大事だなというふうに思いますし、防災意識というものとか、また地域の問題点ということも見えてまいりますので、本当に3回というふうに区切らずに、2年に1回でもいいですし3年に1回ということでもいいんですが、補助する、ずっと続けていくものだという意識をやはり持っていただきたいというふうに思うんですが、補助制度の拡充とか、また自主防災づくりが進んでいくように、もう一度見直しをしっかりとしてほしいと思うんですが、その点についてお伺いいたします。

議長（杉浦和人君） 総務課長。

総務課長（澤村栄治君） ただいま3点にわたり再質問を頂きました。

1点目の総合防災マップについてですけれども、これが実物でございまして、これが、法改正が5月20日に改正されたということもありまして、6月15日付の区長発送で全戸に配布させていただく予定となっております。この中のページの中にハザードマップが載っております。ハザードマップといってもいろいろありまして、いわゆる洪水ハザードマップについても2種類ありまして、1つは、200年に1度程度の大雨が発生した場合のハザードマップというのが1つあります。それとは別に、日野川の洪水浸水想定区域図というのが県で出されていまして、日野川が氾濫したときの想定図というのか、それが2種類があるんですけれども、それを1つにまとめて掲載しているのと、土砂災害のハザードマップも併せて掲載しているというもので、これを見ていただいたら、自分の住んでいるところがどういう網がかかっているのかなというのが分かっていたらというように思います。

2点目のアパート、外国人への新たな避難情報等の周知についてでございますけれども、確かに防災アプリとか戸別受信機を新たに普及を図る中で、今回の法改正等も周知を図っていかなあかんという思いを持って、通常の行政の方法であります広報とかホームページとか、そういった手段での広報を図っているところでございます。併せまして、アパート住民については、結構、住所異動の変動が激しい部分もございまして、今回の防災アプリの部分については、窓口で異動時に渡していただくというようなことで、周知をしているところでございます。

ただ、一度きりの周知ではなかなかかどらないなという思いもありますので、外国人も含めて、例えばアパートの方だけをまずはターゲットにしてチラシを送るというのも1つですし、外国人の方だけに、また日本語じゃなくてお国の言葉で表現したチラシを送るということに、今後、早い段階においてまた取り組んでいけたらというように思います。ただ、そういった部分でアパートの方に仮に周知したとしても、そのアパートの方自体が防災じゃ何も魅力がないなど。避難情報とか、そういう国の法律に、災害対策基本法の改正に伴っていろいろな部分、改正された

部分を周知し、また防災アプリの登録のほうとか、いろいろなことを周知したとしても、本人がやはり防災に関心を持ってもらわないと多分、自分のものにもならないし、防災アプリも登録していただけないかなというように思いますので、防災アプリの点につきましては、防災だけじゃなくて、違う行政の情報、例えばワクチンの接種情報とかいった部分もそこで打ち出しするとかいうような研究をする中で、普及に努めていけたらというように考えております。

あと、3点目の町のいわゆる日野町自主防災組織活動支援補助金の中で、訓練をされた場合においても、もう3回が限度ということで、4回目以降は補助対象外と現行、なっております。町長答弁されたように、今回防災アプリというものが新たにできました。区長さんにはタブレットをお渡ししまして、区長さんから、例えば、私は中之郷に住んでいるんですけども、中之郷の区長さんが中之郷に住んでいる人の防災アプリ登録者に情報が送れます。そういう情報を送れるものを活用して、例えば、本日、訓練しますと、避難集合場所である中之郷会議所に集合して下さいというのを、防災タブレットと防災アプリを使って訓練にさせていただく。また、せんだって東桜谷地区のあるところでは、そういう機能を活用したいから、区民の各世帯、最低でも1人出てきていただいて、まず防災アプリを登録して下さいと、役場から出前講座でその登録方法を教えますからということで、防災アプリの普及をされた地域もございますので、そういう部分の中で防災アプリを活用した中で、新たな訓練をされるとか、今言いましたように防災アプリを登録するためも合わせた、普及啓発を合わせた訓練をするとかいう部分に対して新たな補助制度を、追加、3回目、4回目以降の補助制度ができたらということで、早期に研究し実施していきたいと考えています。

議長（杉浦和人君） 中西佳子君。

10番（中西佳子君） よく分かりました。防災アプリ、何で暮らしの情報とか入っているのかなというふうにも思ったんですが、やはりいろいろな方に興味を持っていただくという意味では、大変あれはいいのかなというふうに、今、理解をいたしました。本当に地域ではアパートの方とかが、本当にどうしたらいいんやろうというのがずっと悩みの種というようなところがございますので、できるだけアピールをしていただいて、防災アプリをもっと多くの方に利用していただきたいというふうに思っております。

議長（杉浦和人君） 次に、11番、齋藤光弘君。

11番（齋藤光弘君） 通告書に基づきまして、2項目について質問いたします。

はじめに、中山間地域等直接支払交付金事業の拡充について、一問一答で質問いたします。

令和3年度から、中山間地域等直接支払交付金事業を実施していただいております

が、3月議会の一般質問において、この事業の緩傾斜地の事業拡充に向けて実施していく準備を進められることを要望しています。令和4年度からの実施は難しいとの答弁でありましたが、多くの集落の農業従事者は令和4年度から実施されることを待ち望んでおられます。緩傾斜地の事業拡充の実施計画を教えてくださいたく、質問いたします。

答弁では、緩傾斜の対象となる地域を調査し、町の財政負担を積算したところ、財政負担が大きいこと、また県への申請の事務手続に時間がかかることから、令和4年度からの実施は難しいとお聞きしていますが、日野町における農業振興政策の重要性をどのように認識されているかによって、町の財政投資をどう考えるか、町の姿勢にかかってくるものと考えます。

日本の農家所得に占める助成金の割合は、先進国で断トツに低く、2016年の時点でも30パーセントで、ヨーロッパは90パーセント以上ですし、米国は40パーセントで、その構造は現在も変わっていないということです。米国では生産コストを計算し、販売価格の差額を政府が補助金で全額負担しています。日本の農業への補助率は低く、支援が求められています。

農林水産省は、この中山間地域等直接支払制度の中で、皆様の地域の農業生産の維持、発展や地域の活性化に本制度を有効にご活用下さいとしています。本制度を取り組まないで活用しないのは町の責任と言えます。本制度を取組まれているところの評価として、条件不利地である中山間地域の耕作放棄地を防止する効果は絶大である。協定締結に伴い、集落の活性化や将来に向けた話し合いが活発に行われている。共同作業、機械の共同利用、作業受委託等、集落営農に関わる取組も活発化している。新規就農者の確保、六次産業化、都市住民との交流など、活動の幅が広がってきている。自然環境や美しい景観の保全、水源の涵養など、取組による農地保全が多面的機能の増進、維持に大きな効果を発揮している。

本制度による交付金が、農業生産活動の維持のみならず、地域のコミュニティーの活性化、集落としての機能そのものの維持にも大きく貢献していると評価されています。こうしたことから、農業支援の重要性をご理解いただき、早急な事業拡充を決断されますことを要望いたします。そこで、一問一答で質問いたします。

まずはじめに、堀江町長にお尋ねをいたします。

1つ目に、いつから緩傾斜地の事業拡充を実施しようとされているのですか。お伺いいたします。

議長（杉浦和人君） 11番、齋藤光弘君の質問に対する当局の答弁を求めます。町長。

町長（堀江和博君） ただいまは中山間地直払制度についてご質問いただきました。

ご質問でございます、緩傾斜地の事業拡充の実施時期についてご質問を頂きました。令和3年度より取組を開始いたしました8集落は、中山間地域等直接支払制度

の第5期対策の中で、指定棚田地域の認定を受け、令和7年度までを活動期間としております。今後、集落の話し合いの中で集落戦略を作成いただき、担い手や機械の共同利用、地域コミュニティー等、持続可能な集落維持に向けた活動がされていくこととなります。指定棚田以外の緩傾斜へ支援拡大することについては、今後の取組状況を確認する中で、町の財政負担を考慮し判断をしてみたいと考えており、早くても第6期対策の始まる令和7年度からの拡充を検討しております。

議長（杉浦和人君） 齋藤光弘君。

11番（齋藤光弘君） 今回のこの回答を伺い、非常に残念に感じています。せめて令和5年度からの拡充を検討していただけるものと期待をしておりました。要望されている農業者の方が聞けば、大変落胆されるものと思います。

堀江町長は選挙公約で、中山間地農業を積極的に支援、中山間地域等直接支払制度等を活用し、農業経営を支援すると公約をされています。任期中に公約実現されるよう、早期に緩傾斜地の事業拡充をしていただきたいと思います。

それで、3月議会の答弁では、中山間地の農業だけでなく、集落を維持していただくため、どこまでの支援が可能か調査研究し、ご要望に少しでもお応えできればと考えますと答弁をされています。この姿勢は今も変わっていないのですよね。町長のお考えをお尋ねいたします。

議長（杉浦和人君） 町長。

町長（堀江和博君） 再質問ありがとうございます。もう、おっしゃるとおり、この日野町、多くの地域農業、今もそれぞれの大変な耕作条件の中で農業を地域でお守りいただいています。もちろん専業で農業されておられる方は当然でございますけれども、兼業という形で先祖代々の土地を守り受け継いで、そして地域の農業、そして農村を守るという、本当にその思いから、今も農業を続けてくださっているゆえに、今の日野町があるものと思っております。

そういった中で、ご質問いただいた部分で、私も大変心苦しい部分がありまして、急傾斜地につきましてはすぐ判断をさせていただいたところでございます。そういった中で、やはりない袖は振れないという部分、財政的な部分、やはりこれからコロナが一定、仮に収束したときに、今後の財政状況という、中長期的な視野も含めて、やはり慎重に判断していかなければならないと、一方でそういった思いもございます。ですが、議員ご質問のとおり、地域農業をしっかりと町が支援するということが重要であると思っておりますので、その辺りは今後も忘れず取り組んでいきたいという思いであることは変わりございません。

議長（杉浦和人君） 齋藤光弘君。

11番（齋藤光弘君） 慎重に判断していくということでは、それでいいのかと思うんですけど、この制度を今年度から取り組まれる農業者にお聞きしますと、今年度か

らの急傾斜地の事業実施になると、これからどのようにしていくかが、集落戦略の話し合いをすることになり、大変になってくると。そして急傾斜地となる、限定される農地となることから、対象とならない農業者と分断することにならないかと懸念していますということを言われています。分断を避けるには、早期の緩傾斜地の事業拡充をすることを要望されています。

それで、農林課にお聞きいたします。前藤澤総務課長が農林課長に就任されたことで、積極的に推進されるものということで期待をしておりました。しかしながら、今回の回答は消極的な姿勢となっています。昨年の緩傾斜地の調査等、財政負担を積算されたのに、なぜ令和7年度からの時期になるのか、農業者に理解のできるように、ご説明を頂きたいと思います。

議長（杉浦和人君） 産業建設主監。

産業建設主監（藤澤 隆君） 齋藤議員より再度聞いていただいたところでございます。町長が申しましたように、緩傾斜への拡大に関しましては、どれだけの財政負担が必要になるかという調査は、机上ではございますがさせていただいたところでございます。これは前任の課長がもう、大体は示していただいていたというところでございます。そういった中で今回、8集落さんが取り組んでいただいた事業費が約、全体の事業費が680万程度でございます。それが拡大をいたしますと、3,900万ぐらいの事業規模になるということでございます。町の負担でいきますと1,200万程度になるということで、これは固定費としてずっと続いていくわけでございますので、内部でも協議させていただいた中で、なかなか厳しい財政負担が生じるというような判断が1つ、1点ございます。

それと、もう1つは時期的な面でございますが、それも、令和4年度というご要望は頂いているというのは聞いております。ただ、それからスタートというのはもう、物理的に難しいというお返事は以前にもさせていただいたとおりでございますので、そこは難しいという判断をお願いしたいと思います。ただ、財政負担が一定、机上ではそう出てきますけれども、実際測量して面積を、農地を確定してこないと実際のところ分からないというところもございますので、準備には取りかかろうかなというように思っております。

議長（杉浦和人君） 齋藤光弘君。

11番（齋藤光弘君） 財政負担が厳しいということの大きな要因と、測量にも時間がかかるということかなというふうに思います。そこで、今検討されてされるというのは緩傾斜地の対象という勾配については、今、総額で3,900万というお話を頂いたんですけど、それは勾配が50分の1での積算ということでよろしいんですか。ちょっとそれをお聞きしたいのと、それと、土地の測量にまだまだ現地調査をして入らなあかんということで時間がかかると。その辺の時間がどのぐらいかかるという

ことで見込んでおられるのかと。要するに、令和7年度からということとなると、3年か4年、先になる、実施は。それまでの1年前には準備は当然、測量なり調査しとかなあかんと思いますけど、3年ほどあるかなと思うんですけど、それだけの時間を要するのかなというふうに思うんですけど、そこをどう考えておられるのかということ。

そして、財政については、現在のところは、急傾斜については町の負担は174万ほどですね、今現在。全体は今言っていたように680万か、予算上は666万ということで上がっています。そんな状況の中で、緩傾斜を含めると1,200万ということで、かなりボリュームが増えてくる。今の現状からいうと、1,000万ほどですか。増えてくるかなということなのかなというふうに思いますが、その辺で、返していただけないですけど、その辺をどのように考えておられるのか。もう一度、その理由をお聞かせ願いたいと思います。

議長（杉浦和人君） 産業建設主監。

産業建設主監（藤澤 隆君） 緩傾斜でございます。最大、今は現在20分の1ということで、対象8集落でございますが、最大100分の1まで拡大できるようになっておりますが、県内取り組んでおられる自治体さん、いろいろ見させていただいて、緩傾斜地まで含ませておられるところを見ますと、甲賀市さんあたりが参考になるなということで、先ほどの金額については、50分の1の緩傾斜で、机上での計算をさせていただいたものでございます。

測量でございます。今は水稻が植えられたというところで、その刈取りが終わらないことにはちょっと農地に入れないということで、早くても現地に向かうのは今年の秋になるなというふうに思っております。そういった中で、数字を一定はじいた中で財政協議等を進めたいという思いでございます。

町の負担としましては百七十数万円から1,200万に膨れるということですが、ただ、取組に際してどれだけ手を挙げていただけるか、ちょっと分かりませんが、大きく膨らむという、固定費が膨らむという面で、担当課だけではなくて財政と十分な協議が要するという意味でご理解いただきたいと思っております。

議長（杉浦和人君） 齋藤光弘君。

11番（齋藤光弘君） 当然、十分な調査、協議も要するというふうに思いますが、町の姿勢は理由をつけて先送りしようとしているようには受け取れるわけです。昨年8月に下駒月、下迫の要望書、そして9月には南比都佐地区の区長会、農業組合長からの嘆願書も町長に提出されています。堀江町長からは、中山間地域への農業支援は重要である、農業者の願いに寄り添い、緩傾斜地の事業拡充できるよう検討していきたいという回答をお聞きしているんですけど、農業者はそれで期待もされています。

要望書や嘆願書を持って、農業者は必死の思いで訴えをされているわけですが、それを真摯に受け止めていただけていないように思います。その場しのぎの対応されているのではないかなというふうに思うんですけど、そこで堀江町長にお伺いをいたします。

日野町の農業環境、農業従事者の現状において、農業振興の重要性をどのように認識をされているのか、お伺いをいたします。

議長（杉浦和人君） 町長。

町長（堀江和博君） 日野町の農業の現状から、農業振興の重要性をどのように認識しているかでございますが、農業においてはなりわいとして食糧の供給ということは当然ですけれども、国土や自然環境の保全、美しい景観形成や伝統文化の継承といった、いわゆる多面的機能を持っているわけでございます。そういった意味におきまして、国や県とともに使える支援をしっかりとしていく必要があるという認識でございます。

議長（杉浦和人君） 齋藤光弘君。

11番（齋藤光弘君） 農業従事者の高齢化が進んでいます。また新規農業の担い手不足の現状は待たなしの農業の現状をどう捉えているのですか。本当に危機的な現状を認識されているのかということで、本当に危機的な現状を認識されているのなら、時期を見合わせることなく早期に実施の決断を下すべきではないかというふうに思うんですけど、どうでしょうか。

議長（杉浦和人君） 町長。

町長（堀江和博君） もう、まさしく議員おっしゃるとおりに、高齢化も含めてその次の担い手ということに関しては、非常に待たなしの状況であるという認識は持っております。それがゆえに、私が当選をさせていただいて、事務的に大変、事務方には負担をかけましたけれども、急遽、急傾斜だけでもということで、今回、実現をさせていただいたところでございます。もちろん財政的なものもあります。ただそれを、もう急傾斜のみで終わらせるというつもりはそもそもございませんので、やはり財政的なところをしっかりと考えながら、それぞれがウィン・ウィンになるような制度の拡充につなげていければなと思っております。

議長（杉浦和人君） 齋藤光弘君。

11番（齋藤光弘君） その辺は財政的なことはあるんですけど、やはり農業に対する、今、危機的な状況の中で、どれだけ町として対応していかなあかんとか、その辺の認識があるかないかによってその辺ができるかどうか、実現できるかということにつながってくるかなというふうに思いますので、検討も含めて、再検討していただきたいという思いであります。

農林課のほうにもお聞きしたいんですけど、主監は緩傾斜地の事業拡充に向けた

農業振興の重要性をどのように認識されているのか教えてください。

議長（杉浦和人君） 産業建設主監。

産業建設主監（藤澤 隆君） 先ほど議員がおっしゃられましたように、この中山間地域の直接支払制度によって、確かに農地は保全が守られてきた、それからいろいろな集落活動が活性化してきたという非常に長い歴史の中で、一定、効果は認められているというところは否定しないところでございます。ただ、今、一方で課題もあるということで、結局は担い手がないという課題に、やっぱり最後はなっているというのは現実でございます。

日本型の直接支払いにつきましては、生産価格の補填ではないわけですね。いわゆる掛かり増し経費を補填して農家所得を上げるのではなくて、いかに直接支払いの交付金によって農地を維持するかという、集落活動をやはり上げていくといったことがベースになっているという、ちょっと諸外国とは違う部分がございます。そういった面で、共同活動というのが本当に理想で言えば、農家でない方もこの共同活動に入っていて、ふるさとを守るという意識の下、自分ごとのように農家さんのために自分が何ができるかということをお考えいただいて、集落を守っていただくというのが一番理想なんですけれども、なかなか現実はそうはいかないというのが現実でございます。

大事なところで、担い手さんに、大きな大規模農家をつくろうという国の政策があって、一定、大きな流れの中で日野町も30ヘクタールから50ヘクタールの農家さんが増えております。一方で2ヘクタールから10ヘクタールまでの農家さんは減っているんですね。その減った農地はどこへ行ったんかというところで、荒廃になってしまったりとか、大規模さんに移ったりとかあるんですが、結局はそういったところを誰がフォローしていくかというのが一番の課題になってくるわけです。そういった部分で、この交付金がうまく活用されれば本当にいいなと思うところがございますので、この交付金以外にも、担い手の育成のために町のほうでも支援してまいりたいというふうに思っております。

議長（杉浦和人君） 齋藤光弘君。

11番（齋藤光弘君） まさに日野町の農業事情というのは、中山間地域の農業の地域が多いということで、こういった本制度にマッチして、その支援が受けられるというところかなというふうに思います。

藤澤主監は農業をされておりますし、日野町の農業の実態を十分にご存じだというふうに思います。私は1年1年勝負の緊迫した危機的な農業事情であるというふうに認識しています。このままだと農業や農村が駄目になる、担い手がいなくなる、集落の景観保全が保たれなくなるというふうに危機感を感じています。

はじめに申しましたように、日本の農業政策は欧米に比べて脆弱であります。町

は限られた日本の農業政策の支援事業を活用し、町の責任において積極的に農業振興に取り組みなくては、農業、農村はますます疲弊することになるというふうに思っています。この緩傾斜地の支援については、3分の2が国・県の補助金で3分の1が町の負担ということになりますので、有効な支援事業であります。それを早期に取り組みずして先送りする町政には理解ができないという思いですし、このような町政に対しては真に不信感を感じております。

町の姿勢として、本当に令和7年度からの拡充でよいと思われているのか、それとももっと早い時期に実施することはできないのかというところをちょっと、再度お聞かせ願いたいと思います。

議長（杉浦和人君） 産業建設主監。

産業建設主監（藤澤 隆君） 全く、単純に先送りしようという考えではございません。先ほども言いましたように、測量に入るのはこの秋からしかできませんので、まずは準備して数字を固めたいというふうな思いでございます。その中でしか実際の協議が進まないということでございますので、その点、ご理解いただきたいと思います。

議長（杉浦和人君） 齋藤光弘君。

11番（齋藤光弘君） 調査の方法も、課長ともお話ししていた中で、対象となるところがこの事業に参加するかどうか聞きながら、そのところから調査を進めていったらちょっとでも早く調査が進むのではないかなということも考えているというふうにおっしゃっていただきました。そういった形での取組の形で、一日も早く調査なり、できるように進めていただきたいと思いますというふうに思います。

その中で、農林課長にもう一度またお聞きしますが、まずは緩傾斜地の農業拡充に向けた実施計画を策定することが必要と考えます。緩傾斜地の事業拡充に向けた実施計画を教えてください。

議長（杉浦和人君） 産業建設主監。

産業建設主監（藤澤 隆君） 先ほどから申し上げておりますけれども、今のところ令和7年度が実施というめどはしておりますけれども、本年の水稻の収穫後に農地に入らせていただきまして、10月頃から、机上で大体、集落が分かっておりますので、該当する土地のほうの測量、それから取りまとめを随時実施していきたいというふうに思っております。

議長（杉浦和人君） 齋藤光弘君。

11番（齋藤光弘君） 本年度、水稻が稲刈りが終わってからと、調査するにはそういう時期になるというふうには思いますが、令和7年からのめどでということでもまだ、先ほど、最初も言いましたように、年数があるわけです。その辺をぼちぼち土地測量してというふうにとれるわけなんです。それでは全然、緊迫感が見られないとい

うふうにも感じています。しっかりとした実施計画を、スケジュールを立てられているのか、令和7年度にきちっと実施できるように、きちっとそれを遡って実施計画をされているのかというふうに思うんですけど、やはり住民、農業者にその辺をきちっと説明できるような形でのスケジュールを示していただきたいと思うんですけど、どうでしょうか。

議長（杉浦和人君） 産業建設主監。

産業建設主監（藤澤 隆君） 交付金は国の交付金と県の補助でございますので、予算の要求時期がございます。それは8月になりますので、最短でも来年の8月に要求をしないと令和5年からスタートできないというのが最短でございます。一定のそのめどは立てながらもということで、今年から測量に入りたいという思いでございます。

議長（杉浦和人君） 齋藤光弘君。

11番（齋藤光弘君） その辺のスケジュールなりを、きちっと提出なり提示をまた今後お願いしたいというふうに思います。

最後に要望といたしますけど、日野町の農業の実態は十分に認識されているというふうに思いますので、この中山間地域等支払交付金事業は、農業振興の課題解決のために、支援事業として町の責任において早期に実施していただくことを要望いたします。

また、農業者の声をもう聞いていただいて調整していただいた中で、令和7年度からと言わずに早期に事業実施、充実、拡充できる事業計画の再検討をお願いしたいと思いますので、よろしく願いいたします。

これで中山間地域等支払交付金事業の拡充についての質問を終わります。

次の項目に移ります。防災情報伝達システムの整備状況について一問一答で質問いたします。

近年、災害が頻繁に発生する異常気象に備えての防災対策が重要となっています。自治体には、地域住民に避難勧告、避難指示等の災害関連情報を伝える責務があり、日野町は、防災情報伝達システムの整備計画が令和元年から2年をかけて事業を実施され、一定の防災情報伝達システムの整備が完了いたしました。整備にあたっては、国の緊急防災減災事業債による有利な地方債を充当され、事業費総額2億8,000万円ほどの予算規模のところ、2億円近い金額で整備ができました。その整備内容は、日野町版防災アプリを整備し、スマートフォンや区長さん等に配給された防災タブレット端末に情報発信することができるようになりました。防災行政無線をデジタル方式に更新され、設置されています屋外拡声子局9局の更新設置と日野公民館に1局新設されました。75歳以上の高齢者世帯等、調査で必要とされた世帯に対し、FM波で防災情報を自動受信できる戸別受信機を無償配布されました。防災拠

点施設へのWi-Fi環境を12基整備され、防災時等の通信確保ができるようになりました。消防団が使用している移動系防災行政無線をIP無線方式に変更されました。さらには、避難行動要支援者の避難支援体制の整備に向けた調査が行われました。

こうした防災情報伝達システムの整備状況について、成果とその効果はどうか、課題はないのか、整備された防災情報伝達システムが有効に活用されますことを願い、一問一答で質問いたします。

そこで、総務課にお伺いいたします。防災情報伝達システムが整備されましたが、その成果、効果をどのように評価されているのか、日野町版防災アプリのスマートフォンの普及促進の状況はどうか、お尋ねをいたします。

議長（杉浦和人君） 総務課長。

総務課長（澤村栄治君） ただいま防災情報伝達システムの整備状況についてご質問を頂きました。

日野町防災アプリの普及状況については、現在のところ、住民の方、町職員、消防団員で合わせますと約1,700人が利用している状況となっております。

成果と効果についてでございますが、アプリによる情報伝達については、従来の文字のみの内容から、視覚的にも確認できる資料なども配信できることから、住民の皆さんにとって分かりやすくなるなどのメリットがあると考えております。また、防災に関する情報をアプリに集約していくことで、住民の皆さんにとって情報収集の入り口として利用いただくことで、利便性が高まるというように考えております。

議長（杉浦和人君） 齋藤光弘君。

11番（齋藤光弘君） この防災アプリは、スマートフォンをお持ちの方に一斉に防災情報が伝わることを目的に開発されたものです。防災アプリを整備しただけでは効果がなく、スマートフォンをお持ちの方に登録していただくことが重要であります。6月号の広報紙にも、これからの台風シーズンに備えて日野町防災アプリを利用するよう、掲載をされています。また、防災アプリのチラシを全戸配布され、インストール方法、登録方法を案内されていますが、今お聞きしてみますと、今現在のところ1,700人ほどということですが、普及率はまだまだ低いという状況かなというふうに思います。スマートフォンをお持ちの方は、防災アプリを登録されることを前提に戸別受信機を配られていないので、普及率を上げる努力は必要であるというふうに思います。

それで、今後、防災アプリの利用者登録の普及をどのように取り組まれるのか、お伺いをいたします。

議長（杉浦和人君） 総務課長。

総務課長（澤村栄治君） 今回の防災アプリ、戸別受信機の整備につきましては、今

まで携帯電話の緊急速報メールとか「日野め〜る」、そして屋外拡声器やNHKテレビのデータ放送、文字放送などのツールと、また職員から直接自治会長さんのほうに防災情報の伝達というツールがございました。それ以外に、また新たに拡充するという考え方の中で、防災アプリ、個別アプリを整備したところでございます。

町の考え方としては、おっしゃられるようにスマートフォンをお持ちでない方、もしくは電波が悪い方、高齢者等の方については、戸別受信機で受信していただいて、できるだけ携帯をお持ちで電波が届く範囲におられる方については、スマートフォンのほうのアプリをご利用いただきたいということで、その普及を今後図っていきたいというふうに考えていますが、おっしゃられますように、現在のところ1,700人では少ないということでございます。そういった意味で、防災アプリを普及するには、やはり、先ほども中西議員のときに答弁しましたとおり、防災だけの情報じゃ多分、防災に興味がない方とか、防災に対して災害に危機意識が低い方については、なかなか登録が進まないのじゃないかなというふうに考えています。

そういった意味で、防災の情報は当然、防災アプリには載せませうけれども、それ以外の部分で行政の情報とか、先ほど言いましたように、例えばこれからコロナ接種が65歳以下に進んでいくと。今現在はこの年齢が対象ですと。今後この年齢がこの辺になりますというような情報とか、やはり住民さんの興味がある情報も含めてこの防災アプリを活用できたらというふうに考えています。

議長（杉浦和人君） 齋藤光弘君。

11番（齋藤光弘君） 防災アプリの普及に努めるということでは、コロナの情報も載せていくということで、それは本当に興味を引かれていくことかなというふうに思いますので、ぜひそういうふうにしていただきたいと思います。

私のほうなんかでは、さらにはホームページのトップページにも、「日野め〜る」はもう、掲載というか、最初に仕方というか、出ているんですけど、まだ防災アプリについてはトップページに出ていないんですね。だから、中のほうにはあると思うんですけど、だから、トップページにここをクリックしたらそこへ、仕方のところへぼんと行くというようなホームページの改正というか、取組をしていただけたらどうかなというふうにも提案をします。

さらには、この前もちょっとお聞きしていて、出前講座でもそういった研修というか、講座を持つようにしたいというか、していますというような話をさせていただきました。本当にそれはもういいことだというふうに思いますし、先ほどからの防災訓練や防災避難訓練を毎年されているところも多いかなと思うんですけど、そんなところでも出向いて行って登録してもらおうように案内をすとか、防災士さんが防災で出前講座、されていると思います。そういった中でも、そういったことを周知するなり案内されるということも、大きく普及の効果が出てくるのかなというふ

うに思います。そして公民館事業や各自治会の区長さんを通してそういった普及をお願いするというのも大事な事かなというふうに思います。

その中で、先ほど各地区の区長さんが住民の方に知らせるといふ、タブレットの中で効果があるという話もありました。そういったことで、区長さんから住民の方にそういった案内といふかお願いするといふこともできるかなというふうに思います。そういった中で目標値を、いついつまでこのぐらい登録されるようにといふことは、やはり目標値も設定しながら普及促進に取り組まれてはどうかというふうに思いますが、どうでしょうか。

議長（杉浦和人君） 総務課長。

総務課長（澤村栄治君） まずはじめに、ホームページでご指摘いただきました点については、今回、防災に関しまして、多くの議員さんから一般質問の通告を受けさせていただいた中で、私もホームページのほうを確認したところでございます。そうした中で、齋藤議員がおっしゃるように、ホームページのトップページには「日野め〜る」はあって、ワンクリック押したら登録方法とか入っていきますけれども、防災アプリについては、ずっと探していかなければなかなかそこにたどり着けないという状況でもございましたので、それを確認した段階におきまして、担当課の中で早期にトップページに登録できるような手続をするよう、対策を講じたところでございます。

あと、目標をどれぐらいにするかという目標値ですけれども、先ほど言いましたように、基本的にはいわゆる戸別受信機、ラジオでお伝えするか、それを持っておられない方については防災アプリという考え方で、各世帯の中でいずれかの方法で受信できればなということですので、目標値には、値としては具体的には分かりやすく数字でいふと日野町の世帯は8,000世帯ですので、その8,000というのは目標数値じゃなくて、やはり防災アプリをお持ちの方、多くの方にできるだけ登録を頂けたらというふうに考えております。

議長（杉浦和人君） 齋藤光弘君。

11番（齋藤光弘君） いろいろなところで継続的に防災アプリのインストールを呼びかけることが重要になるかなというふうに考えます。

次に、防災タブレット、戸別受信機の配布の成果、効果はどうですか。

議長（杉浦和人君） 総務課長。

総務課長（澤村栄治君） まず、タブレットでございましてけれども、全ての区長および町代様に加えて、各地区公民館で利用を頂いております。また、戸別受信機につきましては、現在のところ666世帯ご利用いただいております。

成果と効果についてでございまして、戸別受信機においては、これまでのホームページや「日野め〜る」などの伝達方法では情報の収集が難しかった住民の方に対

し、音声情報で伝達することで情報が得やすくなったというように考えております。

議長（杉浦和人君） 齋藤光弘君。

11番（齋藤光弘君） もちろん、これから台風シーズンになりますので、情報伝達機器が効果を発揮するものと思われれます。区長さんに配付されています防災タブレットからの、地域を限定して、先ほども言います情報を伝えることができるというふうにお聞きしていますし、機能は活用されているのかどうか、やっぱりその辺の周知がきちっとされているのかということと、地域の被害状況を写真に撮って、タブレットで防災対策本部に送信できるという機能を持っているというふうにお聞きしています。そういった活用方法の説明を、タブレットを配られています各区長さんにきちっと周知と申しますか、できているのかなど。それと操作マニュアルの資料がきちっと配付されているのかどうかというふうなことをちょっと確認させていただきたいと思います。

議長（杉浦和人君） 総務課長。

総務課長（澤村栄治君） ただいま区長様等に配付しておりますタブレット、防災タブレットについてご質問いただきました。

タブレットにつきましては、前年度にもう各地域の自治会長さんにお配りしましたので、前の区長さんを対象に、2月にマニュアル等もお渡しする中で説明会をさせていただきました。区長さんは大体4月に交代されますので、自治会長さんは交代されますので、4月に入りましてからは新しい自治会長さんを対象に、タブレットの操作説明会を開催したところでございます。

議長（杉浦和人君） 齋藤光弘君。

11番（齋藤光弘君） 操作にあたっては説明されただけで、そのときに資料もお渡しされているということですのでよろしいですね。区長さん、町代さんは、先ほど言いますように1年か2年で交代されますので、引継ぎがきちっとスムーズにされるということでも用意もしていただきたいと思いますし、タブレットの効果が、有効に活用されるよう周知されることが必要であるというふうに思います。今後もよろしく願いしたいと思います。

次に、屋外拡声子局の更新、設置の成果、効果はどうか。

議長（杉浦和人君） 総務課長。

総務課長（澤村栄治君） 屋外拡声子局につきましては、これまで9局であったところを新たに日野公民館に設置し、10局としたところでございます。成果と効果でございますが、これまでと同様に、屋外におられる住民の皆さんへの情報を伝達手段として、効果があるものと考えております。

議長（杉浦和人君） 齋藤光弘君。

11番（齋藤光弘君） 平常時は時報が発信されているということですが、屋外拡声機

の更新がされて、南比都佐公民館のほうで聞いているんですけど、音が割れて聞こえると聞いているんです。また、以前は南比都佐、旧の公民館のほうに設置されておりまして、今度新しく現公民館のほうに移設されたことで、小学校の授業にも影響があるということで、体育館とかでイベントをされるときは発信されないようにしているとかいうふうにお聞きしています。日野公民館でも、今までなかったところを日野小学校の前にとということになるんですけど、そういったところでの小学校への授業に影響ないのか、お聞きいたします。

議長（杉浦和人君） 総務課長。

総務課長（澤村栄治君） まず1点目の音が割れる件につきましては、私ども総務課のほうには公民館から、マイクを使うと音が割れるということで問合せがございました。その場合は、マイクのほうのボリュームとか調整するところがありますので、そこで調整すれば音が割れるのがなくなったということですが、メロディーに関しての問合せというのは特にございませんが、南比都佐公民館におきましては、やはり旧の公民館から新の公民館のほうに移動されたと。西大路は学校敷地から新の公民館に移動されています。そういった部分で、移動した部分の影響もあろうかと思いますが、逆に近づけば、近いところで聞くと、場合によってはそういうような、割れるような感じに聞こえる場合もありますけれども、私も家が公民館近くにありますが、逆に若干の、気候とか天候にもよりますけれども、やはり以前の拡声機と比べては比較的聞きやすくなったかなというように考えております。

メロディーの件ですけども、メロディーはそれぞれの拡声機ごとの子局ごとで、時間帯も曲もばらばらとなっております。小学校の授業に影響するかという話ですけども、日野公民館はメロディーは流していません。あとメロディーが流れている中で南比都佐の子局については、小学校の卒業式と入学式については音楽を止めてほしいという要望がございまして、そのときは役場のほうで止められますので、止めさせていただきました。もともと、時間帯にしる曲目については地元と協議した中で設定されていますので、変更する場合においては、再度地元からの要望等により対応はしていきたいというように考えております。

議長（杉浦和人君） 齋藤光弘君。

11番（齋藤光弘君） その辺もよろしくお願ひしたいと思ひます。拡声機のスピーカーの形が以前とはちょっと、ラップ式やなしに、場所によると思ひますけど変わっているところがあるんですけど、その辺は性能的に多分、よくなったんやと思ひますけど、その辺のところ、そういうようなことも影響が出てきているかなというふうには思ひます。災害時には有効に活用され、効果を発揮することを願ひます。

次に、W i - F i 環境の整備の成果、効果はどうですか。

議長（杉浦和人君） 総務課長。

総務課長（澤村栄治君） Wi-Fiの整備についてでございますが、町内の10か所に整備したところでございます。成果と効果でございますが、有事の際に指定避難所として開設する各地区の公民館などに整備することにより、避難されている住民の皆様が情報収集する際の利便性の向上につながるものというように考えております。

議長（杉浦和人君） 齋藤光弘君。

11番（齋藤光弘君） 町内の10施設に整備されたということですが、それはどこか、ちょっと教えていただきたいと思っております。また、Wi-Fi環境の整備があまり住民の方には周知がされていないように思いますが、Wi-Fiが環境整備されたことを広報されないのですかということで、その辺をお聞きしたいと思います。

議長（杉浦和人君） 総務課長。

総務課長（澤村栄治君） まず、10施設ですけれども、まず7つが地区公民館となります。図書館が1施設です。あと役場と防災センターということで10施設ですけれども、ただ、役場と防災センター、役場は1、2、3階とございますので3つ設置しております。

あとWi-Fiの整備の広報ですけれども、これについては4月号広報で、図書館、公民館等にWi-Fiを整備しましたということでの広報はしております。ただ、先ほども言いましたように、基本的には指定避難所として利用するときWi-Fiを活用するというので、そのときには有効に活用できたらというふうには、防災担当者としては考えておりますけれども、ただ、日頃の利用については、防災に限定しているわけではございませんので、それぞれの施設で有効に活用していく中で、地区住民等に周知をしていただければというふうに考えております。

議長（杉浦和人君） 齋藤光弘君。

11番（齋藤光弘君） 災害時だけでなく、平時でも有効に活用することができるということで、その辺の周知もしていただくということはいいのかなというふうに思っています。Wi-Fi環境の整備がされても、届く範囲は限界があるというふうに思っています。どこでもとはいかないと思っております。災害時と平常時にも使用ができれば有効であるというふうに思っていますので、また、その辺をお願いしたいと思います。

そして最後、今後にさらにWi-Fi環境の整備を、必要なところを増やすというお考えはあるのかなのか、教えていただきたいと思っております。

議長（杉浦和人君） 総務課長。

総務課長（澤村栄治君） 現在、防災としては、取りあえず第一義的に指定避難所として開設します公民館のほうに整備するという方向性の中で、Wi-Fiを整備させていただいたところでは、さらなるWi-Fiの拡大については、防災だけじゃ

なくて他のいろいろな、観光なりいろいろな施策があると思いますけども、その中でまた今後、町の中で検討していくものというように考えております。

議長（杉浦和人君） 齋藤光弘君。

11番（齋藤光弘君） 必要と認められるところには、観光面も含めても、町の公共施設において設置をしていただければというふうに思いますので、よろしくお願ひしたいと思います。

次に、福祉保健課にお尋ねをいたします。避難行動要支援者の支援体制について、名簿更新の体制、有事の際、機能する体制はできているのですか。

議長（杉浦和人君） 福祉保健課参事。

福祉保健課参事（福田文彦君） 避難行動要支援者の支援体制における名簿更新の体制、有事の際、機能する体制についてご質問いただきました。

避難行動要支援者避難プラン個別計画の更新につきましては、年1回でございます。介護認定の新規対象者については、民生委員、児童委員さんをご確認いただき、同意を得られた方については直接追加していただいております。また、既に個別計画が作成されている方については、更新のタイミングで変更がないかの確認をいただいているところです。障がいのある方については、担当課で新規手帳取得者を確認し、追加しています。有事の際に機能する体制については、中西議員の質問で回答させていただいたとおりとなります。今後も個々の状況把握に努め、地域の助け合いとともに、専門的な視点も盛り込むことで、有事の際に機能する計画となるよう研究してまいりたいと考えています。

議長（杉浦和人君） 齋藤光弘君。

11番（齋藤光弘君） 個別計画といいますか、名簿については毎年更新をされているということです。要支援者とともに支援する方の確認、把握してそれを申合せをしておくということが必要かというふうに思います。こうした要支援者の支援体制が整っていないと実際に機能しないということになるかというふうに思います。

そこで、各自治会で自主防災計画を作成されていて、毎年、避難訓練等の自主防災活動を実施されることが求められているというふうに思いますが、自治会における自主防災計画の策定状況はどうか、また行政としてどのように自主防災計画の指導なり、策定されるようにということの指導を、推進をされているのか、お聞きしたいと思います。

議長（杉浦和人君） 総務課長。

総務課長（澤村栄治君） ただいま自主防災組織における計画について、ご質問いただきました。詳しいところについては、数年前に一度、自主防災組織のほうの調査をさせていただきました。ただ、その中では自主防災組織があるのか、いわゆる自警団を除いて自主防災組織があるのかということと、あと、防災計画の有無という

ところも確認はさせていただいたけども、ほとんど、自主防災組織が40余りあったということで、あるところについて一定の計画ができているというような回答でございました。

地域防災計画の中で地区防災計画というのがございますけども、あれは災害対策基本法に基づいたがっちりとした計画なんですけども、私ども町としては、災害対策基本法に基づく計画よりも、やはり地域が地域らしさを出した自主的な防災の計画ができるよう、補助金等も出しながら支援をしているところがございますけども、やはりそういった計画がまずできて、そして地域の中で訓練とか、いわゆる個別計画なり、いろいろなことを考える中で、いざ災害があったときに対応できるよう、引き続き行政としても支援をしていきたいというように考えています。

議長（杉浦和人君） 齋藤光弘君。

11番（齋藤光弘君） 言われますように、地域での自治会での自主防災計画が整っていなかったらなかなか、今言う個別計画なりの実施が機能するかというと、難しいところがあるというふうに思いますので、そのところの、やはり設置をしていただく指導なり促進を手がけていくということは大事なことかなというふうに思います。有事の際に機能する体制を築くには、日頃の地域での付き合いが重要です。地域の助け合いの意識が向上することを願っているところです。

次に、防災情報伝達システムの強化と今後の課題をどのように考えているのですか。

議長（杉浦和人君） 総務課長。

総務課長（澤村栄治君） 防災情報伝達システムの強化と今後の課題についてでございますが、4月からの運用開始をさせていただき、徐々に利用者数が増えてきているところがございますが、避難情報などをより多くの住民の皆様に伝達するためには、利用者を増やしていくというための取組が必要だというように考えておりますので、引き続き情報伝達強化につながる取組を進めていきたいというように考えています。

議長（杉浦和人君） 齋藤光弘君。

11番（齋藤光弘君） 今後の課題については言及はなかったんですけど、私はやはり、整備された防災情報伝達システムを有効に活用し、機能するよういかに取り組むかが、今後の課題であるのかなというふうに思います。

結びに、堀江町長にお伺いいたします。日野町の防災情報伝達システムの強化、そして災害に備えての整備、災害に強いまちにする町長の姿勢をお聞きいたします。

議長（杉浦和人君） 町長。

町長（堀江和博君） ただいまは防災情報伝達システム全般についてご質問を頂きました。

まさに、最近の地震、水害等も踏まえ、非常に災害の起こりやすい状況の中で、昨年度から、そして今年度にかけて、ご指摘、ご質問いただいたアプリであるとか、また戸別受信機等、それぞれ整備、いわゆるハードの部分を整備させていただきました。ですが、我々の認識としまして、ハードの整備が一番といいますか、非常に大事なんですけれども、そこでお伝えする情報を、最終的にやはり住民の皆様がお受け取りいただいて、そこでそれが実際の行動につながっていくかという、いわゆるソフトの部分が最終的に一番重要なものと考えております。一定、ハードを整備させていただいて、利用者数も増やす、その一方で、それがそれぞれの地域の住民の皆様伝わったときに、どう、じゃあ実際に、例えば避難指示というのがいきなり出てきたときに、何もそれまでに町が、じゃあこうして下さいということをお伝えしていなければ、皆さんきっと困られる。じゃあ、この大雨が降っている中でどこに行ったらいいんやということに直面される、そのときではきっと遅いわけでございますので、これからの出水期に備えて、特に日頃から、これまで避難勧告やそういう発令が非常に度々ある地域もございます。そういったところさんにはあらかじめ、これから避難指示の発令も、空振りを恐れずに出してまいる必要があると思っておりますので、そういった場合に、実際に集落としてどう行動していただくかといったことも丁寧にお伝えをして、自助、共助、公助がしっかり機能するように努めてまいりたいと考えております。

議長（杉浦和人君） 齋藤光弘君。

11番（齋藤光弘君） 最後に要望といたします。これからの台風シーズンに備えて、防災アプリをいち早く多くの方に登録していただくよう取り組んでいただきたいと思います。また、住民の暮らしと安全を守るため、整備された防災情報伝達システムの活用と機能充実に努めていただきますようお願いをいたします。

以上で私の一般質問を終わります。

議長（杉浦和人君） ここで暫時休憩いたします。再開は15時から再開いたします。

－休憩 14時42分－

－再開 15時00分－

議長（杉浦和人君） それでは再開いたします。

休憩前に引き続き、一般質問を許可いたします。

次に、1番、野矢貴之君。

1番（野矢貴之君） 皆さん、こんにちは。令和3年度6月の一般質問をさせていただきます。休憩を挟みましたので、ちょっとリフレッシュした気持ちで行えるので、とてもうれしいです。最近は最後にしゃべるということを狙っていませんでしたので、まだ元気うちに皆さんにお伝えしたいことがたくさんあります。よろしくお願ひします。

まず、通告書に基づきまして、私の質問の大きなものとしましては、地域経済の起爆剤、日野町にとって観光とはというふうに銘打たせていただいております。大きくは観光についてということなんです、令和3年度3月議会、せんだって行われました3月議会の当初予算では、総務費、企画事務事業としまして、町の観光発展のため地域おこし協力隊を募集すると。この予算が取られて可決いたしました。このような新しい外部からの人材が採用されるということ、近年、ここ最近、日野町の中でも見られる1つの動きの象徴かなということ、私はとても期待するところですよ。

ただ、このような町の観光ということなんですけども、この観光発展というのが実現すれば大変よいことだなと思うところです。何となく誰もが思うこととして、ぎょうさん人が来てくれやって、町がにぎわってればええことやなど。町のイベントもそうですが、たくさん人が来てくれてやったら、ええイベントやったなど、盛況やったなどというふうになると思います。そうなんです、根本的に、なぜ日野町に観光発展が必要なのか。観光発展をするとどういうことなのか、観光発展をするということはどういう状態を指しているのかみたいなことは、もっと根本で言いますと観光発展というものはそもそもできるのかというようなところを話し合う機会はあまりないのかなと思っています。少なくとも、ここ2年、私が議員にならせていただいてからは、大きくこの話題で議論が進んだという経験はないので、最近はあまり聞いていない内容かなと思っています。

このようなことですが、ただ、観光協会とか観光業というものは当たり前のようにどの町にもあります。滋賀県にも、どの市町にもあるものだと思っていますので、ここに疑問を抱くということ自体があまりないのかなと思うところですが、そもそも観光協会というものが果たす役割について、ちょっとひもといていきたいと思うところです。これは観光協会とか観光業を縮小すべしとかいうような趣旨で質問するものではありません。むしろ、必要なものとして、どのように理由づけして必要なものとして説明していくのかという根拠をひもといていきたいというふうに考えております。よろしく申し上げます。

それでは、予算書のほうでは、予算書というか今年の事業というところでは、観光協会への補助に対して、観光振興の中心的役割を担う日野観光協会の運営に対して補助を行うというような文言で予算がついております。そのような日野観光協会の役割や設立された経緯について、分かる範囲で教えていただきたいと思います。商工観光課ですか。お願いいたします。

議長（杉浦和人君） 1番、野矢貴之君の質問に対する当局の答弁を求めます。商工観光課長。

商工観光課長（福本修一君） 観光協会が果たす役割ということで、観光協会の役割

であったり、設立された経緯についてということでお尋ねを頂きました。

日野観光協会が設立されましたのは、昭和30年の町村合併を契機として、合併後の町の観光振興や産業を盛り上げていこうという機運の高まりの中で、日野観光協会が設置されたと伝え聞いているところでございます。設立は昭和30年11月3日となっております。役割につきましては、まちの紹介と観光情報発信、観光資源の整備や資源を活用した誘客、観光に関わる町内事業者と連携した物産振興等が取り組む事業、役割とされているところでございます。

議長（杉浦和人君） 野矢貴之君。

1番（野矢貴之君） 昭和30年、今の日野町の形になったときですね。ということは、65年の歴史を持つということだと思んですが、日野観光協会、ちょっと余談というか、日野町観光協会ではなくて日野観光協会であるということも、もし分かれば教えていただけますか。

議長（杉浦和人君） 商工観光課長。

商工観光課長（福本修一君） 日野観光協会、よその町は、例えば竜王町でありますと竜王町観光協会、東近江市であれば東近江市観光協会とされているところでございます。これはある方にお伺いをしまして、それは確かかどうかということは最終確認は取れませんでしたけども、昭和30年、町村合併をしてこれから商工業も、そして観光も発展していこうという中で、いつか日野町が市になっていく、大きく2万5,000が3万になり、3万が4万になりという状況になってきたときに、日野町観光協会にしておく、いずれ市になったときにはまた市に直さんならんやろと、当時の勢いでいきますとそういうこともあったような話をお伺いしておりますが、それが日野に、日野町観光協会となっていない理由かどうかというか、確たるものは持っておりませんけども、そういうお話もあったというふうには伺っております。

議長（杉浦和人君） 野矢貴之君。

1番（野矢貴之君） なるほど。非常に夢を持ったスタートだったと。私も子どもの頃、人口は増えていくものだと思っていましたので、いずれ市になるんやと本当に思っていました。今は思っていないですけどね。そういうことは不思議じゃないと思います。ちなみにグーグルマップでは日野町観光協会となっているんですよ。ちょっと情報発信する側として、多分、日野町がグーグルマップに登録したんじゃないと思うんですけども、修正されたほうがよいと思います。

そういうことで、日野観光協会ということなんですが、この観光協会は全国的に、全国組織とか、商工会みたいな全国組織じゃ、確かないと思うんですが、あと、この観光協会がある根拠というか、いわゆる例えば設置根拠みたいな、例えば観光交流拠点は設置根拠を持った条例をつくられたと思うんですけども、そこには観光協会という名前は出ていないということで、条例や法律などの設置根拠がない、そし

て全国組織でもない、いわゆる普通の任意団体というような考え方でいいんでしょうか。

議長（杉浦和人君） 商工観光課長。

商工観光課長（福本修一君） おっしゃいますように、日野観光協会が何の規約に基づいている、法律とかいうものに基づいてつくられたものではないということでございます。ただ昔、昔といいますか、観光協会ができて、そしてやはり行政と一体的といいますか、連携しながら発展をしてきて、それぞれの時代に役割を果たしてきていただいたものというふうに思っておりますので、行政的に、徐々にやはりまちの情報をどういうふうに発信していくのか、情報発信して、観光業でなくても観光という1つのものとして、地元にお越しいただく理由づけをしていくというところを観光協会と町が連携しながら、協会の名前で情報発信したときもあるでしょうし、事務局を担いながら地域の事業者さんが物産振興に取り組んでいただいた活発な時期もあったであろうというふうに思います。そういう形で、根拠というものの、法的な根拠はないものの、そういう必要性、日野町としての地域の実情から必要性があつて、任意団体として発足をし、現在に至って情報発信を中心とした取組をしていただいているというふうに考えております。

議長（杉浦和人君） 野矢貴之君。

1番（野矢貴之君） 必要性があつたということなのですが、観光協会に限らず運営補助金を出している団体が幾つかあるかと思うんですね。運営補助金というのは、活動補助金ではなくて、運営自体に補助をしていると僕は認識しているんですけども、つまり、観光協会を存続するために補助金を出しているというようなニュアンスも含むのかなと。活動補助金と比べてですよ。運営補助金というものが出ているところという団体はほかに、例えば社協ですとか、多分、商工会とか、そういうライフラインに関わるとか、そこに関わっている人がたくさんいるよねというようなところで、ここにはお金が出ていますというのはあまり不思議じゃなく、ずっと皆さん聞けるようなところが多いかなと思うんですが、そういう中で、観光協会も同じようなポジションというか、という形ですずっと来ていると思うんですけども、これはどのように説明するか、必要性があつたということですが、昔は例えば観光をなりわいに行っている人が今よりもいたとか、もっと何か、今はちょっと違うような観光の状況があつたんでしょうか。

議長（杉浦和人君） 商工観光課長。

商工観光課長（福本修一君） 私は昭和57年に役場に入っておりますけども、当時の日野町の観光の状況といいますと、しゃくなげ観光に、春になりますと、新採になりますと手伝いとかいうのもあつて行かせていただいたことがございます。当時の入り込みは、今は今年でありましたら約2,800人ぐらいやったんですが、とてもそ

んな数字じゃなくて、1万人、2万人という方がお越しになっていただいています。やはりそこには地域の中で、例えば駐車場の誘導をしていただく地元の青年団であったりとか、そこと観光協会が関わるというようなこともありましたし、さらに昔には、今、しゃくなげ溪のほんしゃくなげ群落の突き当たりのところには昔は建物がありまして、シーズンにはそこでお客さんが休憩される、飲み物の販売をされるなどの取組もあったということもあって、今と少し状況はたしかに、日野町の観光の中身は、お客さんも含めて状況は少し違ったのかなと。今思いますと、非常に魅力的なものも多かったのかなと。音羽城址にしましてもやはり、今は公園的に整備をさせていただいていますが、昔はそこに非常に、地域の方々を中心として熱心に取り組まれて、公園としてお越しいただくというような取組も非常に活発であったというふうに認識しております。

議長（杉浦和人君） 野矢貴之君。

1番（野矢貴之君） たくさんの方が今、何万人がしゃくなげ溪にというのは、今でもやっぱり人員が必要なんだなと思っているぐらいですけど、その当時を想像するにはすごかったんだろうなと。当時はブルーメもグリムも、いわゆる、今考えられる日野町の観光地みたいなものはない状態でそういうところに来られて、そこで観光協会ができていたということは、日野町に限らずそういった、多分、遊園地等々がほとんどない時代の、新婚旅行はどこか景観を見にいくみたいな時代ですかね、観光協会がいっぱいできた。その時代の1つに日野町も、そのまま同じように日野町でも観光協会ができたという捉え方でいいですかね。

議長（杉浦和人君） 商工観光課長。

商工観光課長（福本修一君） その捉え方が、それぞれの地域でやはり何か、日野町であれば日野町にお越しいただきたいということでの情報発信をどうしていくか、観光というだけの捉えではなくて、地域活動も含めた中で、それぞれのまちの魅力を発信していこうという時代であったんだろうというふうに思います。経済発展をしていく中で人の動きが広まっていくという中で、少しでもお越しいただくことで地域の活性化につなげようという取組が、全国で広がっていた時代であったやろうなというふうに認識しております。

議長（杉浦和人君） 野矢貴之君。

1番（野矢貴之君） その当時のことを想像できました。現代に戻ってきまして、観光協会の総会資料の中にも沿って、内容的にはお聞きしたいことがあるんですが、観光協会そのものというのがどういう体制になっているのかということなんですけども、総会資料というよりは観光協会の規約には、事務局を設け職員を置くということで、事務局を設け職員を置くというのは多分、職員というのは事務局長のことだと思います。職員は会長が任命するというふうに書かれています。観光協会

は会員がいるということは私も存じ上げておりますが、ということは、観光協会の事務局は会員のための事務局であって、観光協会は会員のための組織であるというような捉え方になるんですか。

議長（杉浦和人君） 商工観光課長。

商工観光課長（福本修一君） 一般的に組織を維持するために会費を頂戴しているとすると、基本的にはその会員の方々への還元といいますか、何らかの効果を期待してするものもございます。日野観光協会の場合は、その会員の中の多くは事業者、地域の方々、事業者の方もおいでになります。商工会に入られている方でなおかつ観光協会に入っているという事業者の方もたくさんおいでになる。そういう中で一方、片や見てみますと日野町を観光という手法で盛り上げていただくことに賛同いただく方々という意味での協会の会員さんもおいでになるということから見ますと、必ずしも組織のためだけではなくて、観光というツールを使って盛り上げていく、元気になっていこうというところを期待しての会員という方も非常に多いと思っていますので、必ずしも会員に還元されることということを目的としているものではないというふうに考えております。

議長（杉浦和人君） 野矢貴之君。

1番（野矢貴之君） 会員組織という形を取ってはいるけれども、会員のためだけではなく日野町がよくなるようにというような組織であるということですね。そうしますと、ちょっとここを突っ込んでお聞きしたいんですが、一応、会員がいて、会長を会員の中から選ばれて、それから事務局を選ぶということなんですけれども、これだけ見ると、日野町とは別の組織ですよ、完全に。ということは、ここがいわゆる聖域みたいなことにはなっていないですか。例えば、町の考え方とは違う方向に向かっていくのを、意思疎通がうまくいかなかったら別の方向に向かっていっちゃうというような仕組みにもなりかねないのかなとは思いますが、実際にはそういうふうにはならない、仲よくやっているという考え方でいいんでしょうか。

議長（杉浦和人君） 商工観光課長。

商工観光課長（福本修一君） 町と観光協会との関係性ということであるかなというふうに思います。町と観光協会というのは常にやっぱり連携していくもの、それは昭和30年の設立以降も、やはり町が事務局を持つなどして取り組んできた。それは日野町と観光協会という組織で情報発信をしていただく、そのことでいろいろな効果を日野町への期待をして、そういう連携をしてきたということもございます。

今、観光協会に補助金を出させていただいておる内容につきましては、やはりもともとは町が事務局を持っている時代から取り組んできたことを基に、それを発展的に取り組んでいただいていた情報発信。今まで私が入った頃といいますと、いろいろなしゃくなげ観光の情報発信をすとかいう部分が主であったという、それが

事務局の体制を整えていただくことによっていろいろな観光写真コンクールは1回、2回と企画いただく、そういう専門性を持って取り組んでいただけるようになった。ただ、そこについて町と連携しながら、当然補助金ですので、こういう取組をするということを基本的に企画いただく中で、日野町の観光情報発信、観光の振興につながるものということから、補助金として出させていただいているという関係性からいいまでも、やはりそこは切っても切れないのかというところであって、補助金を出させていただいているというところでございます。

議長（杉浦和人君） 野矢貴之君。

1番（野矢貴之君） ある種の観光協会はずっと観光のことをやってきたわけですので、町のいろいろな行政の仕事と比べると専門性があるところを任せているということだと思えますけども、ちょっと言葉としてははっきりしないというか、すっきりしないところが私の中でありまして、明確に商工観光課と観光協会がこういうところすみ分けしているという、何か線引きみたいなのか、委託していると明確にしているというものは、何か明確に説明できるでしょうか。

議長（杉浦和人君） 商工観光課長。

商工観光課長（福本修一君） 施設委託事業につきましては、明らかに目標設定であったりとか仕様として示していけるものを委託という形をお願いをしている。例えば観光交流拠点施設の運営であったりとかいう形での業務につきましては、委託をさせていただいているということでございます。それは施設の設置目的であったりということを確認しながらお願いをしているということがあるためでございます。補助金、観光の情報発信などにつきましては、観光というのはここまでしたらオーケーよという目標を達成したということは恐らく、私の感覚では出てこないと思います。やはりその次があり、ここまで行ったけども、さらにその次を求めていこうというのが観光やというふうに思います。そこを満足するということではなくて、日野町であれば日野町の現状に合った形でどこまでできるのかということを確認しながら、ただ、その手法については、その専門性を生かしていただくということから、そこに補助金としてお願いをして、当然、予算要求がございますので、その中でここまでをするということを確認させていただきながらお願いをしているというところでございます。

おっしゃるように、目標設定ということをお考えすると、その一定、今までは補助金として町が主体的にやってきた部分、ある意味事務局としてやってきた部分も昔はございますので、そういったところを発展的にされているというところから補助金ということになっていきますけども、その辺りをどう整理をしていくのかということも考えなければならないときに来ているのかもわからないと思いますので、そこはやはり自由度を変に委託とすることによって妨げたりということのないよう

には慎重に考えなあきませんけども、補助金なり委託ということの考え方については、整理もしていかなあかんときに来ているのかなというふうにも感じるところでございます。

議長（杉浦和人君） 野矢貴之君。

1番（野矢貴之君） 切っても切れない中でということですよ。整理をしていかなあかんのかなという発言を頂きましたが、少し長くやってきたところで、業務も多分増えていったり、その辺で抱えているなというのもあると思うんですよ。そういうようなところだとは思いますが、実際にちょっと事業内容をどういう流れで決まってくんかという、誰が誰にどう決めているのというところをお聞きしたいんですけども、例えば総会資料に載っていると事業案はどこがつくっているのかわかりにくいんですけども、基本的には事務局がつくる。商工観光課がつくるんじゃないくて観光協会の事業案は観光協会の事務局がつくるということよろしいですか。

議長（杉浦和人君） 商工観光課長。

商工観光課長（福本修一君） 観光協会が取り組みます事業の補助金に関しましては当然、予算がございまして、町のほうと協議しながら予算要求を商工観光課がしていきます。その中で予算を一定、確保する中で、観光協会として事業をそこに、総会資料として事業計画案をつくっていただく。ただ、当然のことながら予算要求の段階にはこういう取組をして、ただこれだけの財源は会費で賄いますよ、いろいろなことがございまして、そういったことを見ながら調整といいますか確認をさせていただいた上で予算確保し、その予算確保できた部分について観光協会として事業を立案いただく。ただ、その事業の内容については、戻りますけれども、予算、町の補助金と大きく関わる部分がございまして、連携しながら、調整しながら、予算を見させていただくというところでございます。

議長（杉浦和人君） 野矢貴之君。

1番（野矢貴之君） 登場人物が増えてきますので、計画段階から関わっているということですよ。そこで1点お聞きしたいんですけど、日野観光協会の規約では、何のために事業を行うのかというのが第3条にあるんですけども、ここで本会は日野町観光基本計画に基づき前条の目的を達成するため次の事業を行うと、ずらずらといろいろなことが当ててあるんですけども、日野町観光基本計画が総会資料の中の日野観光協会の規約、事業の中心として挙げられています。ちなみに日野町のホームページを調べましても出てこないんですけども、これについて教えていただけますか。

議長（杉浦和人君） 商工観光課長。

商工観光課長（福本修一君） 観光基本計画につきましては、以前は観光協会自体が、

町が事務局を持ち取り組んでいたという協会でございますので、一定、昭和59年あたりからやはり日野町の観光をどうしていくのかという議論の中で、組織的にも観光協会を今のまま行政職員が事務局を担いながらやっていくのは、本当にそのままがいいのであろうかということであったりとかいうところの議論があったんであろうというふうに思われます。そういう中で一定、観光基本計画というものが策定をされています。その中には、例えば寺社のルートを整備していこうとか、綿向山関係をしていこう、畜産技術センターの施設としての活用であったりとかいう部分の計画を一定、整理をされたもの、今そのときにあったものを整理されて観光基本計画というものの計画がなされています。その中で、観光協会の組織につきましても、組織の充実を図るということがその計画に盛り込まれた中で、観光協会の、今の観光協会事務局長が採用されたのは昭和61年4月であったというふうに思いますが、それに向けて組織の充実を図ったというのが流れで、規約につきましても昭和61年3月に規約改正がされておりますが、それ以前の昔のものがちょっと見当たりませんということなんです、規約もそのときに、観光基本計画というものを策定された、それに合わせて規約も改正されているというふうに承知しております。

議長（杉浦和人君） 野矢貴之君。

1番（野矢貴之君） 観光基本計画にはいろいろなことが書かれていて、観光協会も充実していこうということが書かれているということなんです、ちなみにその観光基本計画、私には探せなかったんですけども、どこかにあって生きている。これは観光協会の中の計画ですか。それとも日野町で書いていますので、町の計画でしょうか。教えていただけますか。

議長（杉浦和人君） 商工観光課長。

商工観光課長（福本修一君） この観光基本計画につきましては、日野町が策定したものでございます。観光協会はいくまで、当時は町が事務局を持っている中での組織ですので、町が日野町を今後の観光についてはこうしていこうという計画を当時定められたものと。昭和60年から67年までの計画というような形で計画をされたものというふうに承知しております。

議長（杉浦和人君） 野矢貴之君。

1番（野矢貴之君） ということは、見せていただくことはできるんですかね。ちなみに日野町総合計画の中にも、個別計画には載っていない項目だと思うんですけども、見せていただける状態なんでしょうか。

議長（杉浦和人君） 商工観光課長。

商工観光課長（福本修一君） 計画自体は、計画期間はもう過ぎてしまっておりますけれども、当時こういう計画であったというものは手元に、私はコピーをこういう形で持っておりますけれども、当時はB4判であったと思いますけれども、物は

残ってございますので、ご覧いただくことは、お越しいただきましたときにご用意もさせていただけるかなというふうには思います。内容は、ただ、当時のものという事ですので、こういったイメージでつなげていこう、点を線でつなげていこう的な計画、コースの設定であったかなというふうに承知しております。

議長（杉浦和人君） 野矢貴之君。

1番（野矢貴之君） ぜひ見せてほしいと思うんですけど、計画期間が切れているというお話を今されたかと思うんですけど、日野観光協会の規約にまだ載っていてこれに基づきと書いてはいますが、これは今これでよい状態ですか。

議長（杉浦和人君） 商工観光課長。

商工観光課長（福本修一君） そこにつきまして、当然、その計画がありきの規約になっておりますので、そこをどうしていくかという部分については、今後、対応を検討させていただきたいというふうに思っておりますが、昭和67年といいますと平成4年の時点で計画が終わっているというようなところになってございますが、やはりその計画を基にして組織を組織するのが本来の形であるのかどうかというところが1つあるのかなと。計画のためではなくて、やはり日野町をどういう形で観光発展、観光というツールを使ってどう発展させていくのかという視点でいきますと、必ずしも計画に基づいて組織するものということよりも、その時代時代に合った形での必要性を持って組織をしていくべき組織かなというふうに考えておりますので、その辺り、どういう形で変えていくのがいいのか。今現在ですと、計画は町で作りながら、規約は観光協会という組織は別にあり、それは町が期間が終わってしまっている計画を基にして観光協会が組織されているというものでは、ちょっとつじつまが合いませんので、その辺りにつきましても整理をさせていただきたいというふうに考えております。

議長（杉浦和人君） 野矢貴之君。

1番（野矢貴之君） 計画があつてというか、組織をどういうふうにしたいかという、実行する計画でもいいのかなという気もしますし、その辺りはお任せしますが、つじつまは合わせていきたいと思えます。今、それについてちょっと突っ込んでいくつもりはないんですけども、次の知りたいところに移っていきたくと思えます。

日野町と観光協会がうまく付き合っていくということなんですが、観光交流拠点施設の設置に関しては条例で定められていて、そこに観光拠点施設の館長を置くとなっていますね。この館長は商工観光課長かと思うんですけども、ここには館長が必要で、そこに課長であるというような理由みたいなものはあるのでしょうか。

議長（杉浦和人君） 商工観光課長。

商工観光課長（福本修一君） 施設につきましては、日野まちかど感応館の設置条例を制定させていただいております。これについては拠点施設がオープンするときに

合わせまして、それまではまちかど感応館、旧正野薬店につきましては、施設としての設置管理条例はございませんでした。ですので、ただ、新しくできた施設だけを設置管理条例をするということでは、結局はまちかど感応館、旧正野薬店の存在自体を置き去りにしてしまいますので、やはり日野町の町の観光交流拠点としては、やはり旧正野薬店があり新しい施設がありというところで、設置管理条例を整備をした。その中で行政財産使用許可という手続の中で、観光協会にお入りいただいて、そして拠点施設については運営について観光協会に委託をさせていただいているというのが今の現状でございます。

館長につきましては、町が設置管理条例を持って町が設置する施設ということになりますので、その所管する所属長が館長という名称をお預かりするという形でさせていただいているというところでございます。

議長（杉浦和人君） 野矢貴之君。

1番（野矢貴之君） ほかの町の建物にも館長がいるというようなところと同じですかね。この条例と規約によりますと、館長は拠点施設を代表し、拠点施設の行う各種事業を企画実施するとあるんですけども、ここではつまり商工観光課長が感応館周辺の事業を企画実施する文書になっていて、でもそこに観光協会は別のまま立てると。この辺は整合性は取れているんですか。バッティングはしないか。

議長（杉浦和人君） 商工観光課長。

商工観光課長（福本修一君） 館を代表するのは館長であり、その事業を進めていくと。そういう中で、委託か補助は別にしましても、日野町の観光交流拠点としての事業を進めるために町は必要性があって観光協会に補助金を出して、そこを日野町の観光情報発信に取り組んでいただいているというところでございますので、そこについては整合するものというふうに考えております。

議長（杉浦和人君） 野矢貴之君。

1番（野矢貴之君） 一緒に考えてやっていけば整合性が取れていくと思うんですけども、ここで、いわゆる拠点関係について最後の質問をしたいんですが、拠点もそうですし、観光というものに対しての町の責任者というのは、事務局長がいて、課長がいて、主監がいて町長がいる、その辺り、いろいろな人がいるわけですけども、決定権者というか責任者というか、私がこうやるんだと言ったらできるよ、当然、話し合いが必要ですけど、そういう人は誰になるという考え方になるんですか。

議長（杉浦和人君） 商工観光課長。

商工観光課長（福本修一君） 観光協会に補助金を支援させていただく、その中身については観光協会と連携しながら、内容を確認して必要な予算について配分をさせていただいているというものでございます。当然、観光協会が直接的に行うものというものにつきましては、それぞれの責任で、観光協会が取り組む直接的な事業に

つきましては直接お願いをすることになっていくかと思いますが、ただ、それを観光協会だけの責任ではなくて、日野町が補助金を出し支援をさせていただく中で、観光情報発信なり観光の誘客の事業に取り組んでいただく。最終的にはその町が補助金を出させていただいているという部分については、町も日野町の観光という、観光全般に関しての責任は当然、町を代表します町長にあるものであり、それを事務的に担当させていただく商工観光課長なりが当然、責任を取るといいますか、責任を持って対応していくものというふうに思っております。

議長（杉浦和人君） 野矢貴之君。

1番（野矢貴之君） 責任という言い方をしましたけど、大きな旗振りは町がするよというような認識をしました。そういうことでいいかなと思うんですけども、そういった場合に、次の質問なんですけど、ということは観光というのはどこに向かっていくのかということで、日野町は観光振興というのは何を指すんかと。観光振興というの、どのような状態になったら観光振興されましたよということになるのかというのを教えていただけますか。

議長（杉浦和人君） 商工観光課長。

商工観光課長（福本修一君） 観光振興とは何を指すのか、どのようになれば振興されたと言えるのかということでございます。観光とは一般的に日常生活では見ることのできない風景や風俗、習慣などを見て回る旅行のことをいうというふうに、言われております。中国の故事にちなんだ言葉とも言われておりますが、情報発信などによって日野祭などのお祭りや、豊かな自然や深い歴史、多くの寺社、さらには栈敷窓アートやひなまつり紀行のように、地域でのイベントなどに光が当たって観光誘客につながっている、観光振興はそうした状況を指すものというふうに考えております。

県のほうでは、昨年まで戦国キャンペーンというものを市町ともどもに、市町やいろいろな団体とともに、観光協会も含めまして一緒にやらせていただいたところでございます。今後は、滋賀県としてどういう方向を目指すのかということにつきましては、新しい、いろいろな歴史であったりとか自然であったり農林水産業であったりとかいったものに着目をしながら、そこで滋賀県の魅力を発信していこうという動きもあるところでございますので、方向的にはそういう、より地域のことを知っていただけるような取組を進めていこうというのが、今の滋賀県における観光の流れかなというふうに思っております。

議長（杉浦和人君） 野矢貴之君。

1番（野矢貴之君） 観光にもいろいろな形がありますので、物見遊山といいますか、というものと、今言うツーリズムと言われるような滞在型の、もっと深く知っていこうみたいなところですよ。そういうのだと思うんですけど、なかなか実際に、

先ほどは入込数の話がありましたけど、経済効果とか、これだけ潤っているみたいなことを表すのは難しいかと思うんですけども、単刀直入にお聞きして、今は観光振興ができていますと考えられるでしょうか。

議長（杉浦和人君） 商工観光課長。

商工観光課長（福本修一君） 今のコロナ禍はちょっと置いておいてですけども、それ以前の状態でいきますと、日野町では近江日野田舎体験のような取組も進めさせていただいてきたところですし、観光施設を見ましても非常に、ブルーメの丘さんなどが大きな施設、アルプスジムとかいった投資をされる中で誘客につなげてこられたというところがございます。観光振興が一定、図られているものと、それが、先ほどの話じゃないですけど、ここまでの到達点があったというところの目標設定を明確にしているものではございませんけれども、日野町における地域資源を使った取組としては、一定の誘客は図られているものというふうに思いますが、それは、すなわち一般的に言われる観光振興が図られたんやという、私は最終的に観光振興って終わりはないと思っていますので、その途上には常にあってきたかなというふうに思っています。

議長（杉浦和人君） 野矢貴之君。

1番（野矢貴之君） 観光振興を昭和30年から目指していますから、ずっと途上だろうなと思うところでもあります。なので、実際、65年間、観光振興を目指してきたというか、ということを見ると、ちょっと何か、何となくぼんやりしているかなという気がせんでもないんですね。どうするとかいうことも含めまして。

そう考えますと、例えばちょっと違う視点で、ユーザーの視点で考えてみますと、観光客だということ、そうしたら、例えば、実際に聞かれたことがあるんですが、日野町でお昼ご飯を食べられるところはありますかと聞かれたときに、どう答えるかという。例えば商工会であれば、多分、商工会員を案内するマップになるかサイトになる。多分、観光協会も観光協会員を案内するサイトになっている。多分、そういうマップになっているということで、じゃあ観光振興をするということ、で考えたときに、例えばビクターズビューローみたいな、訪れた人がどうしたらいいのかというような窓口として考えると、多分、会員を紹介するということが求められているわけではないと思うんですね。そうすると、ユーザーに答えるべき人はどこの誰ですかというような目線で考えると、どこの誰でしょう。

議長（杉浦和人君） 商工観光課長。

商工観光課長（福本修一君） 今、観光の関係でお問合せを頂くとなりますと、今は常に、やはりどのパンフレットにも日野観光協会というものを書かせていただいている関係で、観光協会に情報として、いろいろなお問合せが行くというのは、状況は同じでございますけれども、当然、町のほうにも、よく観光シーズンになります

と、春、秋を中心としまして非常に多くのお問合せを頂戴するということでございます。その方々にお伝えする中では、今その方がどちらにおいでになるか、どの付近においでになるかによって、近くのどういったものを探されているかということも含めましてお聞きする中で、そういうニーズでございましたらこういうところがありますよというご紹介をさせていただく。町なかでしたらこんな魅力的な喫茶店もありますよとか、そこでも昼食を取れますよとかいうふうな情報を発信させていただいていますので、それは、必ずしもどちらかがせなあかんとか、観光協会だからとか町だからということではなくて、そこはどちらであっても対応できるように、極端なところ、商工会に電話があっても、商工会も対応していただいているかなというように思っております。

議長（杉浦和人君） 野矢貴之君。

1番（野矢貴之君） 多分、関係者でお話をし合っていると、それは対応せなあかんわなという話にはなると思うんですけども、実際のところ、探そうとしたときになかなか探しにくかったりというのが恐らく現状だと思います。そう考えると、何でそんなふうになっているのかということなんですけど、観光振興しようということはしてくださっていて、多分、本当に忙しく、新しい案も考えて、事業も増えていってという状態だと思うんですね。ただ、観光客が来たときの準備みたいところは結構手薄で来たんじゃないのかなと。この理由は僕の中では明確で、何でかという、観光客が来る町じゃないからなんですよ。観光客が来ていた町じゃないからなんです。だから、65年間、観光客が来たときの準備がぱっと、いや、よう考えたら、よう話し合ったらできるよという状態でなくて、ぱっとないというのは、多分、そういう町ではないという、観光客が常にこの町に来て、それが1つの産業、産業というのがもしお金を生むということであれば、そういう状態ではないんじゃないかなと。そういう町ではないというふうに思うんですが、違いますか。

議長（杉浦和人君） 商工観光課長。

商工観光課長（福本修一君） 観光客が常に来る町では、観光産業というのは、いろいろな大きな史跡であったりとかということで、そういう門前で開けていった町もあり、そういう形で発展してきて、産業として常にお客さんが観光客であるという状態やというふうに私は認識しておりますけれども、そういう意味でいいますと、観光客が常に来られる、その方々を対象として商売なりが成り立っている地域ではないというふうには認識しておりますが、ただ、長年の取組の中で、一定そういう方々がお越しいただいていると。ブルーメには30万人、そういう中でお立ち寄りいただいたときに、何らか地域をご紹介できる、また日野祭にお越しになられたときに、プラスアルファでしゃくなげをご紹介するか藤の寺を紹介する、いろいろなことが取組ができていく。そういう意味では、お客さんのニーズには対応してきた

のかなと。ただ、観光産業と言えるかということ、非常に微妙やとは思いますが、ただ、そういう取組がやはり皆さんの、事業者さんの意識も長年の取組の中で少しずつ変わってきたということも、また事実であるかなというふうに思っておりますので、少しずつそういった、観光客と言われる方々を対象にしたものが新たな物産として広がっていくように、取組を進めていければいいなというふうに思っております。

議長（杉浦和人君） 野矢貴之君。

1番（野矢貴之君） 観光に携わってくださっている方や、それを目当てに来てくださっている方がいることも事実なので、そこは当然、プラスに捉えていきたいし、それが不要なわけではないと私も思います。ただ、ここで先ほどから申し上げておりますとおり、大きなお金を生むということを結局、目標にするのは現実的じゃないのかなという気もしています。

ただ、じゃあそこで観光、どう向かうんかということなんですけど、やっぱり行政組織というか、その仲間たちというところかというと、住民福祉の向上という視点で、どのような形で住民福祉の向上を実現できるのかと。商工観光課として、もしくは観光として住民福祉の向上につなげられるのかというのが、これからの説明するポイントじゃないのかなと僕は思うところなんです。なので、でないといつまでも目指していますトークを65年間、向こう、あとどれだけか分かりませんが、ずっとすることになってしまうので、やっぱり、こういうところで役に立とうとしてこういうことをクリアしていくというようなことを、順を追って言えるような状態がいいんじゃないのかなと思うわけなんですけど、そこで、4つ目の質問として、日野町の何とかかんとかという課題を観光によって解決するんだよと、観光というのを目的にするんじゃないかと、どこの規約にも書いてはありますが、観光を振興するというのが目的のように書いているんですが、それは何のためなのかというときに、観光というのは手段のような感覚で、観光によってこういうことを解決したいんだと、そういうような方向を目指していけないのかなと思うんですが、いかがですか。

議長（杉浦和人君） 商工観光課長。

商工観光課長（福本修一君） 日野町の課題を観光というツールを使って解決するとすればということでございます。観光という考え方について、やはり1つは、もともとのものを見に行くという、1つのふだん見られないものを見に行くというのが観光と考えますと、やはり地域の課題を見ていただくということが1つの観光に、昔の概念でいくと恐らく観光ではなかったんであろうというふうに思いますが、今の時代にやはりその地域の魅力であったりを出そうとすると、逆に言うと、地域の課題を観光というツールを使ってご提示をさせていただいて、こんな地域ですよ

いうことに魅力を感じていただけるという時代になったんであろうというふうに思います。

例えば空き家であったり空き地といったものでも考えられますし、里山の荒廃もそうやと思います。文化財の保存継承、寺社、来年から広域、東近江地域では聖徳太子の亡くなられて1400年という契機を基に観光の取組を進めていますけれども、そういう地域にあるものをより地域の人らにも知っていただく機会として捉えて、それを気づかせていただくことを、外から来ていただく、日野町を訪れる方々に関わっていただくことで、地域もそれを感じられる。そしてお越しになった方にも日野町の魅力を知っていただくというようなことにつながっていくと、課題解決の1つの方法になっていくのかな。

いろいろな案は考えられるかと思いますが、2地域居住とかいろいろなことが言われる中で、日野町でお試し移住的なことができるのかといったことも1つの方法であろうし、それをどこがするかというのはまた別にしてですけども、そういった課題の見せ方によって、人にお越しいただくということで、観光という1つの切り口を通して、そういった魅力発信につなげていく、また移住定住につなげていくというような取組が考えられるかなというふうには思っております。

議長（杉浦和人君） 野矢貴之君。

1番（野矢貴之君） 課題解決につながっていくような関係人口をつくっていくとか、実際、人口はもう簡単に増えませんから、本当に。なので、あらゆる形で関係人口を増やしていくことが何かにつながるだろうという考え方には同感です。ただ、もうちょっと具体的に、実はできるんじゃないのかなとか、していったほうがいいんじゃないかなと思うんです。それは、大きな補助金が入っているということもあるし、そういう責任もあるかなと。

そこに対してか分かりませんが、ちょっとお聞きしたいんですけど、日野町第6次総合計画の個別計画一覧を見ますとその辺りが、いろいろなジャンルが個別計画にあるんですけど、ここには空白であるというのは、商工観光課所管といいますか、113ページですかね。これは、何かこの辺の計画があるなしとかということも、何か関係はしていますか。

議長（杉浦和人君） 商工観光課長。

商工観光課長（福本修一君） 個別にこの観光基本計画というものが今も生きていれば、そこは連動させたものに当然変えていくべきであるというふうに思いますし、ただ、現在のところではその計画自体が、以前には、聞いていますと、見直しを一定、しようとした時期もあったとは、過去、聞いているんですけども、計画の見直しが途中で終わっているという、最終的には完結していないということもございます。そういう中で、この中での個別計画というものにつきましては、今現在はそ

の計画期間が切れてしまっていることも、ちょっと矛盾するところも、先ほどの組織論と書かれますと、そこはつじつまが合わないところもありますけども、計画としては既に執行してしまっているという分もあるので、ここの分については掲げていないというところもございます。

ただ一定、観光というものに目標を持つといいますと、具体的には施設への入り込みであったりとかいう部分では一定、書ける部分がございます。そういう中で、何らかの対策、どういう方向で日野町の観光をしようとしていくのかというところは、何かしらを考えていく必要はあるのかなというふうに認識しております。

議長（杉浦和人君） 野矢貴之君。

1番（野矢貴之君） ぜひ何かしら考えてほしいと思います。というのは、ある一定の共通のテーマを持って、ここに向かって双方が努力しているんですよと、向かっているんですよというのは明確なほうがいいと思うんですね。それがさらに住民も絡まっていく話だと思っているんですよ。商工観光課の事業というのは全てなんですけども。なので、そういう意味で、みんなに周知できる、それがいわゆる透明性というかオープンな形で商工観光課も観光協会が携わるところは全部こういうふうに向かっているんですよと、これを根拠にこういうことをやっているんですよと。あれは何のためにやっていると言われるのはすごく嫌なんですよね、僕も。それを聞くのも嫌だし。なので、そういうような計画というものがある種、そういうものを解決する1つの共通のツールになるのかなと思うところなんですけど、そういうときにちょっと参考に、ぜひ新しくつくっていただきたい方向性としては、本当に総合計画にのっとってほしいと思うんですね。

なので、総合計画でいいますと、時代の変化に対応し、誰もが輝きともにつくるまち日野という、ここに向かって行ってほしいんですよ。なので、観光協会も当然ここに向かっていらっしゃるんですよ。何か、あまり観光協会から第6次総合計画という言葉が出るイメージはあまりないですけども、実際にはここに向かうべきでしょうし、ここにひもづいていくべきだと思うんですね。そういうものを、もしないならつくって行って、なので、このテーマの実現に向けて観光的側面から解決すべき課題を設定すると。それを解決していくのは観光協会で、そういう意味でいうと、僕は観光協会というのはとても面白い大規模なコミュニティービジネスだと思うんですね。そういう見本というか、先頭を切って走ってほしいと、うたってほしいと思うところです。コミュニティービジネスというのは、地域の課題を解決するための活動のことで、売上げの大小はさておきということなんですけども、なので、地域の課題を本当に解決する外郭組織ですよということを言ってほしいと思います。

例えば、日野祭の氏子たちが何に困っているかというのは多分知っていると思うんですね。とか、文化財を保護する団体が立ち上がっているのは何でだろうとかい

うこと、いろいろなことを考えますと、悪い言い方をすると、他人のふんどしで相撲を取っている日野町みたいなことを言う人もいます。そういうことが僕の耳に入ってくることもあります。なので、そういうような状態というのは、すごく僕としては嫌で、みんな頑張っているのを知っているし、みんなそれぞれ考えているところを、いや、違いますよと、こういうふうにやっているんですよというのをもっと言いやすい状態、言える状態、それはいわゆる住民さんが役場の活動を応援してくれる状態に、もっと分かりやすい形で持っていけるんじゃないかなと思うんですね。

なので、例えば、お城の御城印がありますよね。お寺の御朱印みたいな形で日野町のお城の御城印をつくって下さいました。観光協会のホームページには御城印をつくりました、ぜひお買い求め下さいと書いてあるんですけども、これを各史跡の保全に充てますとか、うたってほしいと思うんですよ。地域住民の方が、この活動が私たちの地域を応援することになって、私たちの地域とつながっているんだと思う、少なくとも思う人がいるという。これは例えば、祭りであれば曳山の名前の書いた木札が販売されていると思うんですけども、私が3年前に頭をしたとき、若衆が、曳山のこの地元区の札を持っている子はいませんでした。みんな、そういう曳山の維持保全に町の中では困っています。この売上げがどう関係するかということをお話しする人はその中には1人もいません。もしこれが関係するのであれば、これを各曳山の前で販売することも可能やと思うし、そういうことで私たちは演者として頑張るし、町はそういう形で、日野祭のPRもするんだけど、その中で、こういう収益はこっちに当たってくるんだよと、だから日野祭をPRしてもらうことは私たちにとっても有益なことなんだよということに普通につながっていくと思うんですけども、今これを説明できない人もたくさんいます。俺らは一生懸命やって負担ばかりで、向こうは何か売ってるなみたいに思っている人もいます。これは非常にもったいないなと思うところで、そういうようなことも含めて、もっと地域とつながった計画と行動と見せ方みたいなこと、これは多分金額の大小の問題でないと思うんですけども、仕組みの話だと思っています。

そういうふうなところを考えて、将来楽しみやなど、一緒にわしらも頑張るし、あんたらも頑張ってやと、それぞれの役割で頑張っていこうなというような会話になるような、ええ感じですねという話になるような祭りであってほしいし、そういうようなまちであったり、いろいろな取組、将来が楽しみになる取組、みんながそういうふうに見える取組であってほしいと思います。

そのために、個別計画のようなものを、そういうのを念頭に置いてつくっていただきたいと思うんですが、いかがでしょうか。

議長（杉浦和人君） 商工観光課長。

商工観光課長（福本修一君） 地域の課題、日野町の課題といいますのは、観光で一

定、成果として見えてくるものと、やはり深いところでどうするかというところで、観光という手法だけではなかなかいかない部分が非常にあると思います。そういう中で、やはり一定、どういったことができるのかというところは議論をしていかなあきませんし、議論というのは観光協会ともしながらも、まずはやはり町がどういう方向性で観光をしていこうとするのかというところを考えていくべきであろうというふうに思います。

それが定量的な数値的な目標であるのか、こういう観光のまちづくりを目指すというものであるのかというところは、必ずしも計画という、きちっとした計画として、現状と課題は当然、必要になっていくかと思えますけれども、定量的にこうしますということをいくら書いても、やはりその目標というのが達成できないということも出てきますので、ただ、日野町の観光はこういうところを目指しますというところを、概念的に皆さんと共有できるようなものというものが、今おっしゃる計画であり、方向性、方針でも僕はいいと思うんですけども、そこはやはり観光協会ともどもに共有していけるものができていく。そうすると日野町にお越しいただく方も、日野町にはこんな課題があつて、そこに僕らは投資なり協力したんやと。それで日野町とつながったんや、関係人口に僕らはなったんやというふうに思っていただけ、第2のふるさとになっていただけ、日野町のファンを増やしていくような取組につなげたらいいなというふうに思います。

ただ、それが必ずしも観光という切り口だけではいかない部分もありますので、どういったところ、こういう課題についてはもう少し広い範囲で物事を見ながら取り組むほうがいいなということも出てくると思えますので、そこはその状況といえますか、そういった議論も深めながら考えていきたいというふうに思います。

議長（杉浦和人君） 野矢貴之君。

1番（野矢貴之君） 今、少しずつ変化のときにもあるのかなと。総会のときでも、事務局のまた体制も今後、どうしても局長の任期みたいなどころも、年齢的なものもあるかと思えますので、そういうものの整理も含めて、このタイミングにまた見直すというか、ところで期待したいと思えます。

それでは、最後に、商工観光課長には最後の質問なんですけど、そういうことも含めて、今頃こんな質問なんですけど、地域おこし協力隊は活用するような方向でしょうか。

議長（杉浦和人君） 商工観光課長。

商工観光課長（福本修一君） 地域おこし協力隊については、今現在ではまだ募集までは行っておりません。今現在、観光協会の、先ほどお話ありましたように、人的な体制を、将来的なことを考える中で、一定、事業の継続といったことを考えながら、今、事務を整理していく。そういう中でこういった取組をしていくことが日野

町の観光振興、また誘客につながっていくといった取組を考えていただきたいというところから、地域おこし協力隊の予算は予算確保させていただいたところがございます。その一定、事務の整理なり見直しなり、どういったことができるのかと可能性を探りながら、一定の方向性が見えてきた段階で募集をかけて、観光協会、町とも連携しながら募集をかけて、地域の、先ほどの話、課題解決につながるように取り組んでいきたいと考えております。

議長（杉浦和人君） 野矢貴之君。

1番（野矢貴之君） 地域おこし協力隊はこれからというところで、これからというタイミングのほうが僕としては実はよかったです、これからというタイミングで、ぜひちょっと次の質問につながっていくお話をしていきたいと思います。

地域おこし協力隊というのは、今、商工観光課の事業の予算というか、商工観光のということにはなっていますが、所管するのは企画振興課という考え方でいいんですか。地域おこし協力隊の募集をする、企画をするというようなことというのは。

議長（杉浦和人君） 企画振興課長。

企画振興課長（正木博之君） 詳細につきましては、まだ内部で協議中です。予算枠としましては企画費で計上させていただいております。

議長（杉浦和人君） 野矢貴之君。

1番（野矢貴之君） それでは、地域おこし協力隊というものをどのように活用していくかということについて、少し触れていきたいと思うんですが、まず、地域おこし協力隊について、とても簡単で結構ですので、こんな制度ですよと説明を頂けますでしょうか。

議長（杉浦和人君） 企画振興課長。

企画振興課長（正木博之君） 地域おこし協力隊は、人口減少や高齢化が進む中で、都市地域からの人材を、こういう町とか田舎のほうに誘致をして、その定住定着を図ることで、意欲ある都市住民のニーズに応えながら、地元の地域力の維持と強化を図っていくことを目的とする取組だというふうに考えております。

議長（杉浦和人君） 野矢貴之君。

1番（野矢貴之君） 地域おこし協力隊について、ちょっと最近、総務省の関係する研修がありましたもので、ちょっと今から言うことが総務省にも確認を取った上でを根拠にしているというふうに捉えていただいて、質問していきたいと思うんですが、地域おこし協力隊の募集をするルールみたいなものって、かなり曖昧というところなんですけど、細かくは決まっていらないんですよね。とにかくエリアと活躍して下さいというだけで、そこに定住を図るということではあるんですが、様々な目的を持っているということで、私が聞いた中でも主に3つに分かれて、1つは

とにかく住んでほしい、定住してほしい。もう1つは、とにかくうちの町で起業してほしい。その目的分かりませんが、結果的に東近江市は起業している人が多いですね、非常に。もう1つは、この地域の課題を解決してほしいというプロジェクトだということですが、日野町の場合、以前もおられましたけども、別にこれというように絞った募集の仕方だったんでしょかね。

議長（杉浦和人君） 企画振興課長。

企画振興課長（正木博之君） これまでに何回か日野町も募集しております。定着していただいた方2名につきましても、テーマを決めて、1人は食と伝統文化を通じて人の心を豊かにする活動、もう1人は発見と交流で日野のファンをつくり増やすための活動ということで募集して、この2名の方につきましても、時期がずれましたが、定着をして、今も起業されて、日野にも定住いただいているということです。

もう1つ、後の質問でも通告いただいています日野の茶の振興につきましても、お茶ということでテーマを設けて募集をしましたが、結果、採用というか定着には、応募はあったんですが契約にまでは結びつかなかったということでございます。

議長（杉浦和人君） 野矢貴之君。

1番（野矢貴之君） 以前、北山茶という名前だったのかな、日野町のお茶の振興のためということで、募集を行っていただいて、来なかったということなんですけども、来なかった原因、ちょっと私も議員になる前ですし、正木課長も当時は担当ではなかったかと思うんですが、なぜ来なかったのかということはお分かりになりますか。

議長（杉浦和人君） 企画振興課長。

企画振興課長（正木博之君） 2回募集をされまして、日野のお茶のということで、北山茶ということを狙ってはいましたが、広くは日野のお茶ということで募集をされました。当時、農林課のほうで募集をされて、1回目、2回目、募集をされたんですが、応募はあったんですが、今の要件に合わなかった。都市地域から日野に来るということにマッチングしていなかったということで、定着にはなっていないということで、あとは、応募があっても、日野としてこの方に来ていただいてマッチングするというところ辺の、当然、そういう面接というのは、どなたでもはいはいというわけにはいきませんので、そういう面接も経て、最終契約には至らなかったというふうにお伺いしています。

議長（杉浦和人君） 野矢貴之君。

1番（野矢貴之君） 要件を満たしていなかったというのは仕方がないかなと思うところですが、来た人を、例えば1人しか来なかったから1人を何とか採るというようなのではないほうがいいと思いますので、そのような姿勢でいいのかなと思っています。

1つ、別紙の資料を見ていただきたいんですが、野矢一般質問配付資料1と書いています。これは総務省の資料です。総務省が研修で出してきた資料なんですが、隊員受入れプラスワン運動と書いています。ちょっと細かいことは省きますが、何が言いたいかといいますと、とにかく総務省としては、すごいたくさん、隊員への応募をしている人は世の中にたくさんいる。これはコロナ禍というのも多分加速させて、田舎地域、農村地区に住みたい、農村地区の魅力が見直されているということも相まって、たくさんいますよということなんですね、田舎に住みたい人が。なので、この地域おこし協力隊という制度も、現在の五千何がしから8,000人まで伸ばしますという、それだけの予算をつけますというのが総務省の方向性です。

そこで総務省は何を言っているかといいますと、データが大分出てきたので、そのデータを基に1点、提案されています。その1点というのは、1人の募集では定住率が低いというデータが出ています。なので、プラスワン運動と書いていますけど、とにかく複数人募集したほうがいいですよ。人数をたくさんつくるという総務省の数字、KPIかな、の達成のためにもたくさん募集してほしいという意図もあると思います。とにかく1人よりもたくさんいるほうが相談相手もいて定住しやすいというようなことなんですけど、これの、どのくらいほかの町でどういうことやっているかという事例としては、例えば湖南省は、自分のところで募集するのは大変だということもあって、Next Commons Labという中間組織を使って、10パターンぐらい一気に公募をして、同時採用は行えていないと思うんですけども、そのぐらいの募集を同時にかけているという状態。まだ募集中のものもあるし、何人も採用しているものもあるという状態です。例えば、徳島県の葉っぱビジネスで有名な上勝町であれば、上勝町って人口、今、千三百何人なんです。むっちゃ少ないんですけど、どんなビジネスが成功してどんな面白いまちであっても人口減少の波には逆らえないという事例でもあるかなと思うんですけど、そこが数年前、同時期に滞在したというか、同時期に存在した地域おこし協力隊は最大で13人と言っていました、同時期に。今まで延べ20人ぐらいいると。同時期に13人、これはもう人口の1パーセントですよ。すごいことですよ。日野町でいうと200人地域おこし協力隊がいると。そんなに募集するのは大変なんではないと思いますけども、そのぐらいじゃんじゃん募集すればいいやんかというような考え方もあるのかなというところなんですが、その辺はどのようにお考えですか。

議長（杉浦和人君） 企画振興課長。

企画振興課長（正木博之君） 実は今、外部人材ということで、企画振興課のほうで4月からお越しいただいています、総務省の地域力創造アドバイザー、近藤さんって、この方は事業家で、全国にアドバイザーとして7つから8つぐらい、自治体を受け持ってというか、契約して、いろいろなまちづくりについてのご提案というか、

ご提案というよりは、アドバイザーなんですけど、近藤さんの場合はもう実利と申しますか、ご自身が動かれるというタイプの方なんですけども、その中で、4月、5月来ていただいた中で、実はこの地域おこし協力隊についても、今、野矢議員がおっしゃってくださったような、1人だけこそっと雇ってというような感じではないようなご提案も頂いている中で、これから地域おこし協力隊をどのように活用してと申しますか、日野町にお越しいただいているというところ辺の研究という程度、まだその段階ですが、そんな話も進めている中で、実は考えております。

先ほど、議員おっしゃって下さいましたNext Commons Lab、私も金沢のNext Commons Labの方としゃべっていたときに、同じような話をやっぱり聞いていまして、金沢も複数、何十人と採られて、その中に当然、そのリーダーというか、全体の相談をする役割の方も地域おこし協力隊でいらっちゃって、その方たちにいろいろな相談とか、その方たちが企画をして、地域おこし協力隊の人が定期的に定例会みたいなの、悩みを持ち寄ったりとか、楽しい、いわゆる人のつながりですよ。そんな中でその地域で活動されるという取組、大変よいなと思っていました。ただ、それを全部、町ですとなると、なかなかエネルギーが要るなというのが正直なところやったんですが、今、地域力創造アドバイザーの近藤さんのお話の中では、そこを近藤さん自身が担ってするというようなことも今ご提案を頂いている中で、いろいろな今年度新規事業でやっていることを、それぞれ単品ではなくて、そこをつなげる中で、日野町の地域おこしと申しますか、地域づくりにつなげていければなということで、実は企画振興課内でも協議、検討、検討まで行っていませんね。研究を進めているところです。

議長（杉浦和人君） 野矢貴之君。

1番（野矢貴之君） 近藤さん、パワーありますよね。言っておられることというよりは、その行動力にとっても期待している1人です。そういうようなお話だとすれば、僕自身は、たくさん募集をして当たり外れが出て、ある種仕方ないじゃないかと以前は思っていたんですよ。以前はね。以前、正木課長に1回お聞きしたときに、正木課長は、ミスマッチが起きるとその方の人生のこともあるので、慎重にいきたいという返事に、何だ、恋することを恐れているのかよみたいな感じで思っていたんですよ。どんどん行かんと思っていたんですけど、ちょっとこの研修を受けて、考え方が変わって、そういうミスマッチが起きるとするのは、本人の資質とかではなくて企画次第であるというようなことで、自分の中で今、納得しています。

例えば、以前こんな求人がありまして、何かむちゃくちゃ面白そうな、魅力的な田舎の風景のまちで、そこでもこんな取組があつて、環境もいいし学びの仕組みもありますよというような求人サイトみたいところで、だーつとあつて、それをとても魅力的だと、雑誌を見るかのような。そこに吸い込まれて読み切った後に、最

後に、この活動の経費は地域おこし協力隊という制度を使いますみたいな書き方をしているという。そういうようなことなのかなというふうに思っているところなんです。

例えば、また別紙の資料を見ていただきたいんですけども、これがそのときの研修で、グループワークでつくった地域おこし協力隊の活用のイメージです。1人でやるというようなことではもう全くない発想のもので、地域おこし協力隊活用のイメージと書いていますけども、〇〇プロジェクトをやり遂げる熱意のある人が、職員や住民さんの中からプロジェクトマネージャーということになって、そこに地域おこし協力隊がぶら下がったチームをつくと。あまり何も考えない状態ですと、例えば観光振興して下さい、観光振興する方を募集しますと言うと、もう、観光振興の仕方から、どこでどういうふうに誰に対して何をするのかということも、ある意味丸投げになるんですよね。そうすると、本人の資質次第ということがめちゃめちゃ出てきて困っちゃうと。当然、それを全て成し遂げられるクラスのスキルを持った人たちばかりではありませんよという、ここに応募してくる方は。いわゆる普通の人ですよという前提でいったときに、その丸投げプランは駄目だよと考えると、企画を練り上げるまでに半年やら1年やらかけて、絶対にやり遂げたい事業の企画を練り上げて下さいということなんです。

もう1つ、反対に言うと、役場の中の人でできそうなことはこの地域おこし協力隊にはそぐわないと。なぜなら、ただの人手になってしまうからなんです。じゃ、どういうときに地域おこし協力隊を募集するんかという、どうしても町としては、職員の方でも町と課題でもいいんですけど、やり遂げたいことがあるんだけど、今の人員では人手が足りないから手をつけられないもの、どうしてもやりたいんだけど、この意志を継いでくれる人が今のところいない。これを成し遂げるための人手をそろえるための予算がない。ここに地域おこし協力隊は、そこに専従できて、そのお金は国から出てくるというダブルのメリットで、町がどうしてもやりたいんだけど、今できないことをやるというのが一番そぐわしいというようなことなんです。

そこで複数の人員が、役割ABCと書いていますけども、これは1つのプロジェクトに何人も同じ役割で入れるということではなくて、役割を分けましょうという。例えば、キャンプ場の、これは実際にあった求人ということなんですけど、キャンプ場を運営するにあたって地域おこし協力隊を3人募集しましたというのがあって、1つは受付をする人、受付とか接客をする人、もう1つはキャンプ場のイベントを考える人、キャンプ場内でこういうイベントをして下さいねというのを考える担当の地域おこし協力隊、もう1人は情報発信をする協力隊員。同じキャンプ場に関わるという仕事であっても、内容、役割は全然違うと。でもそこですみ分けて役

割をちゃんとすることによって、それぞれのやることが明確になって、チームとしては着実に成果が上がっていくと。チームとして着実に成果が上がれば町の課題が解決されて、実績が残って、町の中に住みやすくなって定住につながるという。つまり、実績があるほうが当然、定住しやすいというデータということなんですね。

なので、このようなプロジェクトをつくって、本当は、これは今、3人と言いましたけど、これも、ある行政が何で3人なんですかと聞いたら、3人の予算を取ってしまったからと言うんですよ。本当はもっといるほうがいい。例えばキャンプ場でいうと、例えばキャンプ場の食事を考える人、例えばグランピングゾーンをつくる人、例えば森遊びを考える人、ビオトープを考える人、こういうような役割をもっとつくり、もっと面白いキャンプ場に本来はできるんだけど、行政側がもう、先に3人で取ってしまったから、3人の企画を考えて下さいと言われてたんで、やむなく3人になっていますという結果でした。

なので、そういう事例も考えますと、本当にそういったことを、やりたい企画をどんとできるというようなことなんですけど、そういうようなプロジェクトをつくっていくということで、今後の募集につなげていくというのはいかがですか。

議長（杉浦和人君） 企画振興課長。

企画振興課長（正木博之君） 確かに複数で役割分担ができて、その方にマッチングした業務の中でチームで1つの社会地域課題が解決するという発想は、確かにいいやろうと思います。ただ、ここで気をつけないといけないのが、最初にスタートする人件費は特交で補填されますが、その事業となるベースのお金をどうするか、キャンプ場のお金をどうするか。その方がもし10人なら、10の方が、3年後に交付金はなくなりますから、この方たちが、10人がキャンプ場で食べていけるだけの収入をキャンプ場で運営できるかどうか。そこも見据えた形での、ですので、さっき野矢議員が冒頭おっしゃった、企画をきちっと最初に考える必要があるということが大切かなと思います。そういう意味では、そういうことも見据えた活用というのは、これからの研究の1つのテーマというか、柱になるのかなというふうに思います。

議長（杉浦和人君） 野矢貴之君。

1番（野矢貴之君） 実際に多分、研究していこうという前提だと思いますので、先ほどのお話だと。ぜひ、そういうことで楽しみにしています。

今後の募集みたいなことのやり方というのは、幾つかのパターンというか新しい制度もあるんですか、そういうことも、お試しですとかいうことも視野には入っているんでしょうか。

議長（杉浦和人君） 企画振興課長。

企画振興課長（正木博之君） 国のほうもいろいろな制度、地域おこし協力隊の制度

が変わってくる中で、今、おためし地域おこし協力隊の制度、これは2泊3日ぐらいで、本当に田舎体験に日野に訪れていただくような感じの仕組みかなと思います。そこからさらに、今、大学生でもよくあるのではインターンシップですね。ですので、地域おこし協力隊のインターン、これは2週間から3か月ぐらいということで、当然そこには、インターンで参加する人の1日いくらという報酬みたいなものも予算化できるようになっているんですが、そういうことをいろいろ考えつつ、今後、どういうふうに日野で地域おこし協力隊を活用しながら地域づくりをしていけるかというの、考える1つの材料になるかなというふうに考えております。

議長（杉浦和人君） 野矢貴之君。

1番（野矢貴之君） 率直に期待しています。新しい動きがどんどん出てくるとうれしなと思うところです。

そういうことを踏まえて、最後に町長にお聞きしたいんですけども、今、地域おこし協力隊ということのお話を、じゃんじゃん募集して下さいという話のように聞こえるかもしれませんが、地域おこし協力隊をじゃんじゃん募集すりゃいいというお話をしたかったわけではないんですよ。つまり、コミュニティービジネスというか、町の課題をどうやって解決するのかという手段、その方法が、新たにこういう制度であったり、こういうアイデアで、今までできなかった課題の解決への動き出しができるんじゃないかというような話で捉えていただけるといいなと思うところで、そこを本当に堀江町長には期待しているところなんですね。既に動きがあるものがあるというのは僕も感じてますし、いろいろなことが動き出すだろうなというところにさらに乗っけて、実際、今まで人手がないから、ちょっと予算がないから、ここ、まだ手をつけられへんというジャンルというものも、これを機に、ちょっとお金がかかる部分もあるかと思うんですけど、あらかじめ人件費は持ってもらえる状態のときに、コミュニティービジネスや、そういうプロジェクトを利用して、新たな、できないと思われていたものをできるという動かし方にちょっとトライしていくというようなことを期待したいところです。

そういうことでいきますと、いろいろなジャンルに行けると思うんですよ。例えば観光のこともそうですし、文化財のこと、多文化共生のこと、人材育成のこと、例えばふるさと納税研究チームをつくることもできるんでしょうし、宮崎の児湯郡のこゆ財団は観光協会から別になってやっていると思うんですけど、あと、例えば、ふるさと絵屏風チームみたいなものもつくれるでしょうし、そういうような担い手不足へのトライもできるかもしれない。そういういろいろなことを含めて、新しく取りかかれるチャンスがここに眠っているのかなというふうに思うところなので、ぜひできるというようなのを見せてもらう活動に加えてほしいと思うんですが、いかがでしょうか。

議長（杉浦和人君） 町長。

町長（堀江和博君） 野矢議員のほうから、観光、そして地域おこし協力隊に多方面からご質問いただいたところでございます。

非常に、これが発足して、この制度ができて数年がたって、成功例や失敗例もひとつとおり、多分、出てきて、しっかり考えてうまく使えば、本当に非常に価値のある制度だなというふうに、私自身も思っております。そしてまた、取りあえず人を呼べばいいではなくて、その方がここに3年間入っていただいて、そしてその後もここに住んでいただけるような、そしてそのテーマからさらに一歩進んだプロジェクトとか計画とか、しっかりその方のことも考えて、そして町のことも考えて、いいふうに知恵を絞って利用すると、非常に効果的であるというふうに私自身も思っておりますし、幾つかのテーマでおっしゃいました、観光という予算で計上しているような観光的なところもそうですし、新たな課題解決もそうですし、また事業承継というテーマもあるかなと個人的には思っております。そういったことも含めて、今後、情報収集しながらいい形で利用できるようなになれるように努力をしていきたいな、こんな思いでございます。

議長（杉浦和人君） 野矢貴之君。

1番（野矢貴之君） 前から期待していますので、今日伝えたことがまた動き出すといいなと本当に思っています。実際、外部人材の話をしている感じですけども、町内の方が活躍するために、さっきの観光の話もそうですけども、町内の方が充実するためにどういう制度を、どういう外部人材を活用できるのかということですので、新たなコミュニティービジネスの後押しになったり、町内で既に活動されている方がより活動しやすくなったりということが加速していくことを期待しています。よろしくお願いします。

議長（杉浦和人君） ここで、本日の会議時間の議事の都合上、あらかじめ延長いたします。

次に、4番、加藤和幸君。

4番（加藤和幸君） お疲れのところ恐縮ですが、それでは、通告書に従い分割方式で質問いたします。ただ、2問目につきましては、用語の使用に若干の誤りがございましたので、2問目のはじめにあらかじめこのことをおわびし、訂正した上で質問をさせていただきます。議長および答弁側の担当者の方をはじめ議員の皆様、傍聴の方々にもその点をご了解いただいて、訂正したもので1点、申し上げたいと思います。

それでは、1つ目の質問です。デジタル改革の関係で申し上げます。

5月12日に国会でデジタル改革関連6法案が成立をいたしました。デジタル化というのはもう、時代の流れだと。日本はデジタル後進国だというふう言われて、

菅内閣はデジタル化を看板政策に掲げました。ところが、この法律はマスコミでも個人情報保護の後退であるとか、これは中日新聞の見出しです。それから個人情報保護に危うさがある、これは毎日です。というような報じ方をしました。自治体が保存する個人情報を国、デジタル庁が一元管理をして利活用しやすくするという事で、自治体独自の情報システムというものをリセットして、データを民間活用できるようにするというふうなことが狙いだというふうに言われています。

そうしたことで、問題の多い法律であります。日野町ではこの法の成立に先立って、令和3年度予算案に政策参与の配置ということをご提案されて、そして自治体デジタルトランスフォーメーションへの対応と業務効率改善の非常勤職員配置という説明が、そのときにごさいました。5月の臨時議会で、今、前にいらっしゃる東健二郎氏が、年度当初より週2日従事されているというご紹介がごさいました。そのことを受けて、そこで、以下の諸点についてお伺いをいたします。

東健二郎さんは、これまで何日従事されて、そして具体的にどのような業務をしてこられたのか。

それから2点目として、今後、どのような業務を予定しておられるのか。

3点目は、就任はデジタル法成立以前でしたけれども、当初の業務計画と変更はあるのか。つまり、デジタル法の成立によって、業務内容とかその辺に何か変更があるのかということをお伺いしたいと思います。

それから4点目は、デジタル関連法は地方自治の理念に反する要素が多い。マスコミで識者なんかは、そういうふうはこの法律を批判する識者も多いのですが、どのように考えておられますか。お伺いをしたいと思います。

それから、5番目、⑤ですが、施行後も個人情報保護に最大限の努力を払っていただきたい。それとともに、この関連6法案の中では、個人情報のオープンデータ化、オープンデータ化というのは匿名加工情報制度というふうないうようなんですけれども、今、コロナのときに人手がどうだとかということを探るときに、常に携帯を持っておられる方の、どこにいるかということやらを集約したりして、そして人の流れを集約していくと。誰がどこにいるかということは特定はしないんですけども、集約段階では分かるわけですね。集約段階というか、集める段階では。そういうふうな匿名加工情報制度やとか情報連携、オンライン結合による情報の民間活用というふうなことが、法のあれとしては行われるということが言われているんですけども、当町でその先取りを進めるような政策はやるべきではないというふうに考えているんですけども、どのようにお考えでしょうか。

それから、6番目につきましては、マイナンバーカードの普及です。これにつきましても、あまりマイナンバーカードが普及していかないというふうなことで、いろいろマイナポイントであるとか、あるいは何らかの利点を付与しながら、何とか

して多くの国民にマイナンバーカードを取得してもらいたいということによって、最近、そういうメリットなんかもいろいろ言われていることによって、ちょっと増えてきているんですけども、まだまだそれほど多くはないと。その普及にあたっては、従来どおり、やっぱり強制しないということ、それから、取っていない人が、未取得者が極端に不利益を被ることがないように求めたいと思いますけれども、この点についてどのようにお考えでしょうか。お伺いたします。

議長（杉浦和人君） 4番、加藤和幸君の質問に対する町長の答弁を求めます。町長。

町長（堀江和博君） ただいまは、デジタル関連法と日野町の政策参与の業務についてご質問を頂きました。

まず1点目の東政策参与の従事日数などについてでございますが、オンラインも含めて4月に11日、5月にも11日と、週に2日のペースで従事いただいております。専門的な知識と広範な人的ネットワークを基に、日野町ならではのDXの推進に係る業務を担っていただいているところでございます。具体的には各所属における業務改善を主として、総務課の担当職員とともに、DX推進に係る調整や各課の職員への町政全般に関するアドバイスのほか、ホームページの運営などについて政策提言を行うとともに、町議会の委員会記録や各種会議における事務改善の一環として、アプリを活用した会議録の作成などについて提案を頂いております。また、新型コロナワクチン接種の進捗が住民の皆さんに分かりやすくお示しできるよう、ワクチンメーターを作成いただき、ホームページ上で公開するなどの新たな取組も行っていただいております。

次に2点目の今後の業務でございますが、業務改善につながる情報を、職員向けの研修会などによって積極的に提供するほか、各種のデータ収集および活用について、国の省庁や先進自治体とも意見交換を行う中で、職員同士の創意工夫により政策立案につなげるなど、日野町版のDXに取り組んでまいりたいと考えております。

次に3点目でございますが、国が考えるDXの推進にあたっては、デジタルの活用により、一人ひとりのニーズに合ったサービスを選ぶことができ、多様な幸せが実現できる社会とされています。日野町版のDXといたしましては、こうした国の大きな動きに対応するため、職員一人ひとりのITに対するスキルアップや意識改革を目的としており、その具体策として、デジタル技術を理解、活用することができる人材の育成による業務改善を図っているところでございまして、基本的な考え方に変更はございません。

次に4点目の考えでございますが、デジタル改革関連法につきまして、地方公共団体のシステム標準化・共通化を進めることにより、システムの維持管理経費や制度改正時の人的財政的負担の軽減が期待されており、住民の利便性を向上するサービス提供を迅速に展開することが可能になると考えております。その基盤の上で、

町として創意と工夫により、住民サービスの質を一層高めることが求められていると考えているところでございます。一方で、地方公共団体は、これまでそれぞれの地域の特性に応じた住民サービスを創意工夫で実施してきた経緯があることから、システムの柔軟なカスタマイズが可能になるよう、国に働きかけてまいりたいと考えております。

次に5点目の個人情報につきましては、町民のプライバシーの権利を保障し、個人の権利利益を保護することが必要であると考えます。このことから本人同意のない第三者提供や匿名加工情報は行うべきでないと考えます。

最後に、6点目のマイナンバーカードの普及についてでございますが、当町では従来よりマイナンバーカードの申請を強制しておりません。また、今後も強制をいたしません。また、未取得者が著しく不利益を被るようなことも考えておりません。現状としましては、マイナポイントを活用した消費活性化策の実施および健康保険証としての機能の付与を契機に、カード交付者は増加しているところです。その対応として、住民課では希望される申請者に、カード交付時にマイナポイント予約申込みや保険証機能の登録を支援しています。また、前年度まで企画振興課で行っていたカード交付のオンライン申請補助を今年度からロビーの一角に常設し、住民担当が引き続いて実施をしております。さらに本年4月からは、当町と日本郵便株式会社との包括的連携に関する協定書に基づき、町内の郵便局でマイナンバーカードの交付申請をサポートしていただくことが可能となりました。申請時の顔写真撮影の煩わしさ、申請方法が分かりにくいと感じて申請できずにいる方、役場まで申請補助のために来庁できない方にとって、ご利用いただきやすい環境を整えられたと考えております。今後も引き続き、カード交付希望者が申請しやすい体制整備に努めてまいります。

議長（杉浦和人君） 加藤和幸君。

4番（加藤和幸君） それでは、再質問をさせていただきます。

まず、政策参与の業務として、例えばホームページの運営における新型コロナワクチンメーターの作成、私も見させていただきました。視覚に訴える、今の言葉で言えば見える化といいますか、そういうふうな取組など、実践例としてお示しいただけたというふうに思っています。何を取り上げるのかといった、そこら辺のテーマであるとか、あるいはどの棒グラフに日付がうまく対応しているのかという点など、ちょっと表記にも多少、工夫の余地はあるのかなというふうに思いますが、大変分かりやすい新たな取組だろうというふうに思っています。

さて、再質問ですけれども、今後の予定として、日野町版のデジタルトランスフォーメーションに取り組んでまいりたいというふうにおっしゃいましたけれども、日野町版のデジタルトランスフォーメーションとは、具体的にどのようなものを考

えていらっしゃるのでしょうか。住民生活と関わってお伺いしたいと思います。

また、日野町の場合、既に先行するものとして県内6町の6町クラウドがありま
すけれども、システムを移行することによって、そこから学ぶべきもの、あるいは
評価すべき点は何であったのか、逆に問題点はどこにあるのかなどをき
ちんと押さえておく必要があるというふうに考えます。そのことが、全国版デジタ
ルトランスフォーメーションの導入ということになったときに、考える材料になる
と思いますので、6町クラウドの現時点における評価と課題の点をお教えいただき
たいというふうに思います。

それから、3の項目では、職員のITに対するスキルアップや意識改革を目的と
してというふうにおっしゃいました。スキルアップは技術向上ですから、これは分
かりますけれども、ITに対する意識改革とはどのようなことを意味してらっし
やるのでしょうか。これも教えていただきたいというふうに思います。

4の項目です。デジタル関連法で国は、基本的にはカスタマイズ、いわゆる仕様
変更させないというふうに言っております。現在でもお隣の甲賀市やとか湖南市な
どでは、自治体クラウドを採用している関係上、市独自のカスタマイズはできない
とか、あるいはすると大きなコストが生じるなどと言って、実質的に地方自治の否
定につながるような発言がなされていると聞いています。システムの柔軟なカスタ
マイズが可能となるよう国に働きかけてまいりたいというふうなご答弁をおっし
やいましたけれども、国に働きかけたけれども駄目でしたというふうになりかねな
いので、カスタマイズが必要となってきた場合の対応を準備しておくということも
必要ではないかというふうに考えます。この辺りについてはいかがお考えなのかを
伺いたいと思います。

それから、5番と6番の回答につきましては、ひとまず安心をいたしました。現
在ではほとんどの自治体がまだ採用していない非識別加工情報の利活用を、国は都
道府県や政令都市には義務づけようとしていますし、個人情報オンライン結合の
禁止を決めている条例を持っている自治体にも、それをリセットさせようとしてい
ます。背景には、企業からの強い要請があるというふうに聞いています。

匿名加工情報であるとかオンライン結合というのは、例えば受験情報なんかがよく
引き合いに出されるんですけども、この大学の学部を受けた人がこれだけいる、
あるいはこういう形で、合格しなかったという人に対して、例えば予備校なんか
案内を送りつけるとかいう形のことに利用していくというふうなことがよく言わ
れるんですけども、背景には、企業からの強い要請があるというふうに言われて
います。この恐ろしさみたいなものは、1つの例として、4月のはじめに、多くの
住民や自治体でも利用している、私も利用しているんですが、LINEの利用者情
報が、中国の委託企業で閲覧できる状態であったことが発覚したというふうに報道

されて、話題になりました。そのほかにも、公的機関の個人情報漏えい事象というのは少なくない。だから、そういうことですから、あまり安心してはいただけないというふうに思うんです。取りあえず、先ほどのご回答ではひとまず安心ということですけども、そういう意味で今後、どういう形になっていくのか、その辺は注視をしていかなければならないかというふうに思います。質問の点については、お答えいただきたいと思います。

議長（杉浦和人君） 総務課長。

総務課長（澤村栄治君） ただいま加藤議員から再質問を頂きました。

まず、私が答えられる範囲で何点かお答えさせていただきます。

まず、1点目の日野町版のいわゆるDXについての考え方ですけども、まず、国が示します自治体DXというのがございますけども、当然、それをどう取り組んでいくかということについてはあるんですけども、それだけじゃなくて、日野町としては職員の育成なり、ITを使った中での業務改善なり、地域課題に対するデータによるアプローチを実施していくというのが大きな目標でございますので、単に国が示しています自治体DXを推進するというものではなくて、やはりそこには職員が絡んでいるということで、その辺を重点的に推進をしていきたいというように考えています。

次に、6町クラウドでの学ぶべき点ということでの現時点での評価等について聞かれていますけども、6町クラウドがスタートしまして、もう、半分が過ぎました。そうした中で、一番の利点というのは費用的な面でいうと安く、やっぱり6町が共同してするというところで、一定の費用的な効果があったのかなということと、やはり6町が同じシステムを使うということでございますので、6つの町が業務の中で、やはり悩んだときとか、システムの中で悩んだときには、関係する6町が相談して担当者同士が意見交換する中でのスキルアップが図れてきたかなというように思います。ただ、ベースとしては標準的なパッケージを使っておりますので、そういった意味でやはりカスタマイズをするとなった場合においては、別途費用が要ったりとかいった部分での課題があるのではないかなというように思います。

3点目のITに対する意識改革ということでございますけども、インターネットを動かすのは当然、人間、職員でございます、役場でいいますと。やはり業務なり制度なりの理解があって初めてITというのが活用できていけるのかなということで、やはり、そういった意味では業務上あるいは制度上で、これまで解決できなかった課題に対してデジタルを活用して、業務を推進していくということでございまして、そういった意味での意識改革をやはり職員の中でも必要かなと。簡単なITの使い方といいますと、この間、参与が職員に対して教えていただいた中で、シンプルなことなんですけども、ホームページの画像を画像で入力すると、携帯カス

マホから入ったときには電話番号とかは画像認識しませんけども、それをテキストデータで入力するとスマホから直接電話がかけられるとかいう、簡単な機能からいろいろなことを、参与がアドバイスいただいております。

次に、カスタマイズの点についてご質問いただきました。今、国のほうでは、全国の各市町村のシステムを標準化していくという方向性で取り組んでいくということで、今まで基本的には法令、例えば国民健康保険法に基づく事務とか高齢者医療確保法とか地方税法とか、いろいろな国の法律、法令に基づいて事務をしてきたわけでございますけども、この部分について、国は一応、法令に基づくということは法令的な縛りというのか、という形でありまして、そういう部分での事務には若干の介入があった中で、システムは当然、法律に伴ってシステムも必要になってきますけども、そのシステムの財源についても、じゃあ国が全額を見てきたかということ、法律が変わったときに2分の1補助しますとか、今回は全額ですとか、国は省庁によってまちまちな介入があったということで、そういった部分でのいろいろ課題もあった中で、こういったことを一旦、今回もうリセットして、国の考え方も改めて、しっかりとやっぱり財源を国の中で措置した中で標準化していこうというのが、まず国の考え方ということで、当町としましてもこれを契機に、この情報システムについては、きちんと見直していく必要があるのかなということで、今後、検討していきたいと思っております。

カスタマイズの例の中で、よく国民健康保険でいいますと、市町村の独自減免がカスタマイズしなあかんかなというような専門家の意見とかが例に出されていますけども、基本的に、国民健康保険の事務については、先ほども申しましたように国民健康保険なり地方税法に基づいて事務をしているわけなんですけども、減免については、地方税法の第717条の中で、国民健康保険税については市町村の条例で定めるところにより減免ができるという法律の位置づけになっていますので、この条例を定めることについて、カスタマイズが必要なのかどうかという詳細についてはまだ国が何も言われませんが、本来、法律の中で条例で定めるといように規定している部分については当然、システムの柔軟な対応すべきであろうというように考えております。

そういった点で、国に対して要望とかということでございますけれども、そういった事前に標準化される中においては各町村会とかいったところに意見集約をされるというようには聞いておりますので、そうした中でしっかりとシステムが構築されるように、地方のいわゆる条例で定める部分については、しっかりとできると。ただ、今回言われていますのは、国の法律に定められているうちの17事業について標準化されるもので、例えば、条例で定めている福祉医療に関わる分とか、あと内部事務システムと言われる財務会計とか人給システムとかいった内部事務

については、今回の対象外ということになりますので、その辺は別途システムの構築が必要というふうを考えております。

議長（杉浦和人君） 政策参与。

政策参与（東健二郎君） お時間を頂きまして、発言の機会を頂きましてありがとうございます。改めまして、政策参与の東でございます。今し方お話ありました、総務課長からのお話に特段つけ加えることはないんですけども、私の考え的なところを少しお話する中で、今のご質問のお答えになろうかと思っておりますので、お話をさせていただきます。

私、4月に委嘱いただきまして、職員の皆さんにこういうお話をさせていただきました。私の役割は大きく3つあると思っております。1つは対町民さんでありまして、私が仕事としてなすべきことは、この4月からスタートいたしました日野町の総合計画の実現に対してお手伝いをするということでありまして、今し方、私も今日、出来上がった冊子を拝見しましたけれども、数多くの施策の柱がありまして、その実現にまさに向かっているところでありまして、ただ、まだ具体化されていない施策もございます。その具体化する施策においては、町民の皆さんと一緒に協力しながら、あるいは町民の皆さんが実現したいことを役場と一緒に実現する。こうした取組を進めるときに、私のような人間でありますけれども、多少の知識と多少の人的ネットワーク、今ご紹介いただきましたけれども、そうしたものをフルに活用いただきまして、その実現に邁進してまいります。こうしたことも自治体DXといたしますが、特に、D、デジタル的な、あるいはデータといったような、そっちの面にすごく着目がされるわけでありまして、私はこのXのほうであると思っております。このXは変化、あるいは変革ということでありまして、これから日野町が未来に向かって変わっていくとする、まさにそのスタート地点において、私、日野町ならではのDXにお手伝いしたいと思っております、お引受けした次第であります。

2つ目は、今回の議会のお話も伺っていますと、津々浦々、地域地域の町民さんの置かれた状況、あるいは事業者さんの状況に踏まえてご質問がされていたように思います。そうした、ご質問の中にもありましたが、いわゆるユーザーとしての町民さん、あるいは事業者さんというのがありますが、もう1つ大切なのが職員さんであります。もう1つの、自治体DXが、あるいは日野町版のDXが対象とすべきユーザーは職員であります。日野町の職員さんは今、大体230人ぐらい、いわゆる行政職と言われる事務職員さんであれば120人ぐらいと伺っております。また、財源的にも、予算の90億円弱のうち4分の1程度、相当の額を占めている体制で推進しております。ですので、1点目に申し上げた総合計画の推進において、日野町として最も投資をして最もお金をかけているのは人でありまして、その職員さん一人ひとりの能力を高めることはもちろんであります、今後の職員

の体制、年齢構成等を勘案した場合に、彼らが生き生きと安心安全に働くことができる環境を整えることもまた重要なことだと思っております、今回の日野町ならではのDXの対象は、そうした意味でも職員さんです。

その上で、デジタルのツールが便利にするということももちろんありますが、多くの職員さんは目の前の仕事にすごく苦勞されています。複雑な制度であったり、複雑なシステムであったり、忙しいということもありますが、なかなか難しくなっている制度やルール、あるいはインフラ、ITのインフラといったようなものを、リセットというところすごく簡単なんですけれども、それを1つ1つ組みほどこいて、改めて自分たちの手づくり直していく。こうしたことが今後の、日野町が総合計画を実現するにあたって、重要なユーザーの1つである職員さんの推進力といますか、やる気も含めてであります、そうしたものを実現するために必要であります。そうしたときに、私がまず最初にできることは、大層なことではなくて、今、総務課長にもご案内いただきましたが、ちょっとしたことであります。また、議員からもご紹介いただきましたワクチンメーターのように、こういったことができるということを具体的にお示しすることです。また、ワクチンメーターについては、今日もこの後、終わったら更新はしようと思っておりますが、今後は職員さんが自分でもできるようになること、あるいは将来的には自動でできるようになること、これもデジタルの重要な機能でありますけれども、そうしたことが簡便にできるということをまず知っていただく。そうした先に、各所属所属の職員さんがやりたいこと、実現したいことを私に相談いただければ、私なりにお手伝いができるんじゃないかというふうに思っております。

また、3つ目は、そうは言っても、私に与えられている職務というのは恐らく、職場職場、あるいは役場なり、役場と町民さん、事業者さんなりありますけれども、そうしたいろいろな立場を俯瞰する視点だと思います。それぞれの、例えば総務課なら総務課もあるでしょうし、農林課といったようなそれぞれの事業部門がそれぞれの政策目標を実現するのは当然であります、それが少しのきっかけで一緒に連携して、より高みに上っていくような施策は、少しずつ日野町でも見えてくるように思っております。そうしたときに、お互いの考え方はもちろん重要であります、その上でお互いが連携できるように、これは役場内でもそうであり、町民さん、あるいは事業者さん、もちろん議会の皆様方とも連携するような立場で、あるいは視点で、こうしたらいいんじゃないかということ私なりからの視点で申し上げると。そうした俯瞰する視点も、日野町にもお役立ちできるように頑張っていかなければいけないと思っております。

簡単にまとめますと、これから、総合計画の冒頭にも書いておりますが、持続可能性についてやはり難しくなってくるだろう状態において、少しでも日野町のよさ

を残していく。そのために、デジタルだけではありません。データもあると思います。そしてもう1つ重要なのが、そうしたものを可能にらしめるデザイン、仕組みといったものも、日野町に私、着任させていただいて、少しずつ職員の皆さん、あるいは町民の皆さんと一緒に考えて、1つ1つ小さなことではありますが、つくり上げていきたいと思っている所存であります。

議長（杉浦和人君） 加藤和幸君。

4番（加藤和幸君） 大変分かりやすい説明、ありがとうございました。デジタル改革というのは、本来、私たちの生活を豊かにするはずのものである。だから、当然、それは否定するものではないと思うんですね。それはもちろん私も前提です。ただ、今語られているデジタル改革というのはどうも、いろいろなところでお伺いをしていると、根底にやっぱり新自由主義改革、企業の利益優先といったものの考え方がどうも匂ってくる。そういうふうな意味で、気をつけなければならない点というのがやっぱり少なくないんじゃないかというふうに考えています。

AI機器の導入というのは、本来、それこそ今の話で言えば、職員さんのより便利なのか、そういうふうな、より仕事を働きやすくするような形のものとして、本来あるべきなんですけれども、やっぱりAI機器を導入したことによって、人減らしになったりとか、人減らしの手段として位置づけられたりとか、あるいは機器の利用ということができない人はいないんですけれども、機器を利用できない住民さんのことに配慮が十分でなかったり、便利なはずのカード利用がもうけ主義の手段になったりしているのが、残念ながら不幸な現実だ。この点をしっかり見つめない、自治体デジタルトランスフォーメーションも、大変危険な要素を含んでいる。そのようなことを、それが杞憂であることを願いたいんですけれども、そういう危険な要素を含んでいるものだとすることを申し上げて、次に移りたいというふうに思います。

2点目ですけれども、はじめに申しましたように訂正箇所がございますので、はじめに訂正箇所を申し上げます。質問通告書のところでいいますと、質問通告書の5行目のところに指定緊急避難場所といういい方があります。同じいい方を8行目にもしています。指定緊急避難場所。それから10行目にも同じいい方をしています。②のはじめのところ。それから、13行目に緊急避難場所といういい方をしております。この4つの部分を指定緊急避難場所じゃなしに地域避難集合場所という呼び方、いい方に訂正させていただきます。

これは先日、ちょうど開会の1日目だったんですけれども、開会日に配付されました地域防災計画書ではこのようになっていて、指定緊急避難場所というのは別のものを指すということですので、その時点で私の不勉強もございまして、そのことを訂正した上で、以下、指定緊急避難場所と書いてあるところは地域避難集合場所

という意味で申し上げますので、そのようにご理解いただきたいというふうに思います。

梅雨を迎えて、集中豪雨など自然災害の増大が年々増してきております。防災・減災を取り上げるときに、今議会でも今日も、例えば中西議員や齋藤議員など、防災に関する質問をなさいました。一部、ちょっとかぶるところもあるかと思うんですけども、まず防災減災を取り上げるときに、町内27か所の指定避難所、これは指定避難所です。指定避難所のことが話題になりがちであって、私も以前、指定避難所のことを申し上げました。施設の適性であるとか、あるいは食料や備品の保管、整備の充実、それからコロナ禍での適切な対応等が図られるべきであることは言うまでもございません。しかし、今回は、それよりもっと身近な集落あるいは集落のさらに下の小単位、そういう集団での避難体制の整備、先ほど申しました地域避難集合場所の現状についてお伺いをいたします。

1つ目です。町内各集落における防災体制、具体的には集落防災計画やとか防災委員会、防災委員会という名前でなくても、区の役員会などがそれを兼ねているというケースも含めて、そういうふうな組織の有無、それから集落における地域避難集合場所の設定、その有無などについて、町として把握しておられるのかどうかをお伺いいたします。

②、2つ目ですが、地域避難集合場所は、各集落の集会所であるとか、あるいは社寺あるいは屋外の広場、それから高台などが指定されていると考えられますが、洪水ハザードマップ等に照らして適切な場所かどうか等の判断は、町のほうでなさっておられるのかどうかをお伺いいたします。

③ですが、最近、避難指示が多く出されるようになりました。以前に比べて、マスコミなんかでもすごく、避難指示が出されましたというようなニュースを多く目にするようになりました。地域避難集合場所はあくまでも緊急時のものであって、長くいとどまって生活する場所ではありません。そして堅牢な建物の2階などへ、いわゆる垂直避難する場合もあると思われませんが、屋内の場合、収容人員など条件の規定はどのようになっているのでしょうか。あるいは適合した建物がない場合には、各字ですから、そんな全て適合する建物があるとも思えないんですけども、そういうふうな場合にはどのように対処しておられるのか。

また、指定避難所、これは公民館とか学校とかでございます。指定避難所の場合、対象地域住民が仮に全員その避難場所に行くようなケースというのは想定をしていらっしゃるのかどうか。これもお伺いをしたいと思います。

④ですが、要支援者のみならず住民の一人ひとりが、各種の災害時に自分はどうするのか、どこへ避難するのかなどを集落の防災委員会などに持ち寄って、シミュレーションしておくことが必要だというふうに考えますが、その辺りについて、町

のお考えはどうか、お伺いをしたいと思います。

以上、4点です。

議長（杉浦和人君） 町長。

町長（堀江和博君） 集落などの災害避難体制についてご質問を頂きました。

まず、1点目の集落防災計画などの有無については、集落により様々な形態で整備されていることから、自主防災組織を運営する上での規約を策定している集落を把握しております。また、自治会単位において、災害時に身の安全を守る場所や安否の確認を行うために住民が集う場所として地域避難集合場所を把握しております。

2点目に、地域避難集合場所について、洪水ハザードマップと照らしてどうかということですが、地域避難集合場所の選定にあたっては、自治会単位でまとめた際、立地条件として浸水想定区域や土砂災害警戒区域などを避けた安全な区域を基本としています。浸水が想定される施設でも、想定水位以上の高さに居住者等を受入れができ、かつ有効な避難経路がある場合も選定できるものとしています。また、選定にあたっては、洪水や土砂災害だけでなく、地震時の避難場所も決めていただいております。状況に応じて各自治体で集う場所を使い分けることとしています。

3点目に収容人数など規定でございますが、屋内の地域避難集合場所の基準については、指定避難所に準じるものと考えています。地域防災計画では、基準を1人当たり2平米としています。感染症が蔓延している状況下においては、時々の国などが策定するガイドラインに従い、運営することとしています。また、指定避難所へ対象地域住民が全員、避難場所へ行くようなケースの想定でございますが、当町にとって最も被害が大きい災害は、南海トラフ巨大地震や鈴鹿西縁断層帯地震と考えており、被災想定では、地震発災1週間後で約2,400人の避難者となる想定で、現在の指定避難所において、感染症対策として、避難者の過密を抑制した場合の収容人数であっても受け入れられると考えています。ただし、現在のコロナ禍の状況下にあっては、全住民を受け入れるだけの居住スペースを確保することができないことから、指定避難所だけでなく安全な親戚や知人宅などへ避難を取っていただきたいと考えています。

最後に、4点目の災害時の行動をシミュレーションしておくことは大切だと認識をしております。各家庭においては、あらかじめ避難する場所や連絡方法を決めておくなど、災害に備えていただきたいと思います。また、各集落においては、自主防災組織がある場合は、行動計画を定めることや防災訓練を通じてシミュレーションしていただきたいと思います。町としては、新たな自主防災組織の設立も含めて支援していきたくと考えております。

議長（杉浦和人君） 加藤和幸君。

4番（加藤和幸君） 再質問をさせていただきたいと思います。

集落における自主防災組織の有無であるとか規約の有無、あるいは地域避難集合場所について、いずれも把握しているということでありましたが、それは83集落ですか、その全てという意味ですか。あるいは、あるところは把握している、組織が未定のところもあるんだとすれば、それぞれ幾つの集落で整備されているのかをお伺いしたいと思います。

先日、配付いただきました地域防災計画の最新版、令和3年版によると、参考として地域避難集合場所の一覧というのが、参考資料としてあるように書いてあるんですけども、これには載っていないんですね。だから、その辺についてもお伺いしたいというふうに思います。それが1つ目です。

それから、2つ目は集落が定めた地域避難集合場所について、町はその場所が適切かどうかのアドバイスをしていらっしゃるのでしょうか。あるいは各集落から出された場所を追認していらっしゃるのか。あるいは一緒になって適地を選ぶというふうなことがあるのかどうなのか。もしないとすれば、そのようなことがあってもいいんじゃないかなというふうに考えております。なぜこのようなことを言うかという、実は質問通告を出してから後の今月の4日でしたか、文科省が全国の公立小中高、幼もですか、公立校の3割に当たる1万1,175校が浸水想定区域や土砂災害警戒区域に立地しているという、驚くべき調査結果を報告しました。これは新聞各紙が報じたので、恐らくご覧になった方も多と思うんですけどね。質問通告にはないのですけれども、もし教育委員会が町内の各校でこれに該当するところがあるかどうかを把握しておられるのであれば、併せてご回答いただけるとありがたいというふうに思いますが、いかがでしょうか。

あるいはまた、この回答は頂けなくても、以前から西桜谷地区の行政懇談会などで、西桜谷公民館やとか、あるいはこども園、桜谷こども園が指定避難所になっているわけですけども、本当に安全な場所なのかということを何度も地域の方とともに伺ってまいりました。その際、なかなか明確なご回答は頂いておりません。なぜこのようなことを言うかという、これももう10年ぐらい前だったと思うんですけども、学校が実は危険な場所だ、公的施設が実は危険な場所だという例が、大津の葛川でしたか、の避難場所が危険地域にあるという事例がマスコミで報道されていたことがありました。そのことを知ってから本当に、避難場所というのは本当に安全な場所なんだろうかということが常に気になっております。だから、避難所の適性ということについては、もっともっと検討をされねばならないというふうに考えておりますけれども、この点はどうお考えでしょうか。

それから、③と④についてですけども、他府県の事例をニュースなどで拝見し

ておりますと、避難を勧告しても、高齢者が家にとどまっていて被災したなどというケースが多く報告されています。近年の集中豪雨なんかでもよくそういうケースが報告されています。お年寄りに早く避難しましょうと言うても、もうええのやというふうに言って、とどまっておられたとかいうケースをよく聞きます。

これは、一概にお年寄りの思い込みによるものなどというふうには責められない。避難所へ行っても人がいっぱいではないか、だからわしが行かんでもという遠慮とも諦めとも取れるような行動様式があるんじゃないかというふうに思います。つまり、多くの住民が避難しなければならないような大災害のときは、地域避難集合場所も指定避難所も、対象地域住民全部が避難することができないということは、誰でも薄々分かっているわけです。薄々というか、もう、はっきり分かっているというか。だから、対象地域の住民全部が避難することはできないんです、そこへ。だから、垂直避難であるとか、親戚やとか知人宅へとか、場合によってはホテルにあらかじめ避難しておくというふうなことも考えに入れておくということが、最近よく言われています。

ところが、問題は、誰が親戚や知人宅を利用し、誰が自宅の3階を利用する、誰がホテルを使うのかということ、集落の防災委員会とか、それに準じた組織が把握できているのかということ。要支援者については、一応これができているというか、把握できることになっています、要支援者については。しかし、プライバシーの問題もあって、集落の全員、子どもやとか若い元気な人も含めて集落全ての住民が大災害時に避難をせんらんような大災害時に、どういう避難行動を取るかは、防災委員会のある集落でも十分に共有されているとは思えません。だから、場合によっては避難所がパンクするという事態になりかねない。もともと避難場所に余裕なんかないんですよ。それはよいとは言いませんよ。それで当たり前だとは言いませんけど、もともと避難場所に余裕なんかないんです。だから、大事なことは、各家庭において大災害時の行動シミュレーションを話し合っ、それを各集落の防災委員会に持ち寄って、防災委員会がそれを集約して、そして地域の指定避難所の収容人員などと併せて地域防災委員会と町の防災委員会で検討し合うといったような体制が望ましいと考えるのですが、そのようなことはお考えでしょうか。どうでしょうか。

議長（杉浦和人君） 総務課長。

総務課長（澤村栄治君） ただいま加藤議員から何点か再質問を頂きました。

まず、自主防災組織等、計画等を把握しているという回答であったが、全てを把握しているのかという、全ての自治会を対象に把握しているのかというご質問であったかなと思いますが、平成30年度に全ての自治会に対してアンケート調査を実施した結果の中で、先ほど中西議員のときにも答弁しましたように、40余りの自主防

災組織があるというような答弁をさせていただいたところでございますし、また、避難集合場所、緊急時の地域での避難集合場所についてですけれども、ここについて、防災計画の中の参考資料を見たけど分からないというようなご意見だったかなと思いますけれども、防災計画は本編と資料編がありますので、資料編のところについているんですけれども、先ほどお持ちのところは多分、資料編がないものだったと思いますので、資料編の中に載っていますし、一般住民さんの方につきましては、町のホームページ、新しいところでいうと、今回、防災アプリにもその場所については、各自治会ごとの場所については掲載をさせていただいたところでございます。

あと、その辺の周知の部分なんですけれども、一応、その場所を選定したのは、2つ目の、場所が適切かどうかというアドバイスを行政はどう考えるのかというところでの2番目にも絡むんですけれども、一応、この場所を設定したのは、災害対策基本法が改正されたことに伴って、今の地域集合避難場所についての考え方がちょっと変わったというところがありまして、地域の防災力を高めることから平成27年2月に自治会長宛てに文書を発出しまして、地域のご意見を反映しながら今回の場所を選定し、地域の話し合いの中で、見直しがあった場合にはそれに対応していくというところで、その通知の中においても、場所はこういうところがいいですという、国からの通知をもとに参考したものを添付したところでございます。

3つ目の教育委員会の部分については、ちょっと飛ばさせていただいて、4つ目の指定避難所なり避難集合場所、地域集合避難場所について、安全な場所かというところでございますけれども、西桜谷地区の行政懇談会から、以前から西桜谷公民館については危ないんじゃないかというようなご意見も頂いているところでございます。今回、ハザードマップをつけた日野町の総合防災マップをお配りしました。その中にカラー刷りで、洪水が浸水する場合の水害の深さ等が色別で示していますが、西桜谷の公民館については、約0.5ぐらいの浸水は可能性があります。ただ、この浸水の条件としては、200年に1度程度の大雨、おおむね1時間に131ミリというのが発生した場合の想定でございますので、やはり指定避難所で避難をして下さいと案内する場合においては、雨量等も総合的に判断しながら指定避難所をしていくということもございます。また、西桜谷地区の行政懇談会の中で、佐久良川にかかっている橋を渡るのは洪水時は危険じゃないかということで、中在寺や野出の方が西桜谷公民館に行くのは、危険も伴う場合もあるというようなご指摘も頂いたところでございますけれども、町としての考え方は、1つには指定避難所ということで、過去7地区公民館を一斉に開けたときもございますけれども、必ず西桜谷の人が西桜谷公民館に行くというような想定はございません。やはり自分の身を安全に守るという考え方から、他の指定避難所のほうにご移動いただいてもいいかなという思いもありますし、また、そうした西桜谷地区の住民の方からの要望を基

に、ダイフク滋賀事業者様と応援協定という中で、一時的な避難場所として中在寺、野出の住民さんがダイフクの工場内に避難できるというような協定も結んでおりますので、そうした対応でいきたいというように思います。

あと、大災害時の避難行動についてご質問を頂いたかなと思いますけども、確かに全ての住民の方が指定避難所に移動するというのは、なかなか難しいというのは現実のところでございます。町で今考えている指定避難所については、町長答弁のとおり、南海トラフの場合において、発災後の1週間後の被害想定が2,400人、避難者の数が2,400人という想定の中で避難のほうを想定していますので、その部分での考え方での指定避難所の指定をしているところでございます。

答弁漏れがございましたら、また後ほどご指摘いただきたいというふうに思いますが、以上でございます。

議長（杉浦和人君） 教育次長。

教育次長（宇田達夫君） ただいま指定避難場所に関して、町内の小中学校についてご質問を頂きました。

日野町内の小中学校につきましては、安全な場所に建設されているものと認識しているところでございます。

議長（杉浦和人君） 加藤和幸君。

4番（加藤和幸君） 丁寧なご説明、ご回答ありがとうございました。大事なことは、先ほども申し上げましたけれども、やっぱりそれぞれ一番小さな集団、例えば一番小さい集団といえば家族になるわけですがけれども、家族、家庭でみんながそれぞれどうするのか、そして、それを地域に持ち寄って、地域でどうなるのかという辺りを大事にしていかないと、本当に避難しなければならないというふうな事態を、今まで日野町民、滋賀県民というのはあまり経験していないと思うんですね、他府県なんかと比べると。だから、どうしてもそういうところに十分でないという感じがしております。だから、まずそこをしっかりとやって、そして地域のそういう防災組織みたいなものをしっかりと固めて、そしてそこで一人ひとりがどういうふうな対応をするのかということを考えていくことが、もっともっと必要なんじゃないかなということをお訴えて、終わりにしたいと思います。

議長（杉浦和人君） ここで暫時休憩いたします。再開は17時45分から再開いたします。

—休憩 17時30分—

—再開 17時43分—

議長（杉浦和人君） それでは再開いたします。

休憩前に引き続き、一般質問を許可いたします。

6番、後藤勇樹君。

6番（後藤勇樹君） ラストバッターです。よろしくお願ひいたします。通告書として提出しましたとおり、一問一答式にて大きく2項目お尋ねさせていただきます。

まず、1つ目ですけれども、昨年の12月議会、そして今年の3月議会に続きまして、いせの調整池の扱いについてお尋ねしたいと思います。昨年の12月議会におきましては、平成18年当時ですけれども、池を保留地扱いにした上で、保留地、宅地の価格で日野町が購入した。これはなぜかということをお尋ねいただきまして、その当時、当該地の下流の雨水排水事業計画が大変遅れている。これは町の責任であるということで、その当時の伊勢街道土地区画整理組合の一部の方々のほうから非常に強く迫られまして、さらにこれを保留地として購入していただかなければ清算ができないという旨のことを強く、組合員の方々の一部の方々から迫られて、保留地として購入されたということがまず、1つ判明しました。その記録が残っているということです。

そして、本年3月議会におきましては、この原資となっておりますのが町営住宅建設整備基金から出されたお金ということで、これは本来、町営住宅の建設あるいはその整備にしか利用できないというふうに限られた基金でありますけれども、これから出たお金で買われて、しかもそれを町営住宅の建設ではなくて調整池としてその土地を使っているということ、この件につきましては、建設計画課長のほうから、3月議会におきまして、一般財源のほうから同額を、約6,900万ですか、この基金のほうに戻して一旦白紙にしたいという旨のご答弁を受けたところでございます。今回は、このいせの地先の調整池につきまして、今後の扱いであるとか費用負担について、お尋ねしたいと思います。

まず、調整池の必要に関連しまして幾つかお尋ねしたいと思います。3月議会における私の質問に対し、建設計画課長は、令和8年か9年頃にはこの地域の雨水排水整備事業に着手できる見通しであると、完了後はこの調整池は不要になるという趣旨の答弁を下さっておりますけれども、これは確実なことなのでしょうか。お尋ねいたします。

議長（杉浦和人君） 6番、後藤勇樹君の質問に対する当局の答弁を求めます。建設計画課長。

建設計画課長（高井晴一郎君） ただいま、いせの調整池についてご質問いただきました。

議員おっしゃいますように、雨水排水整備事業については令和8年度以降の実施予定であることは、議員言われましたように答弁をさせていただいています。また、雨水排水事業が完了すれば調整池は不要になるということについても、そのように答弁をさせていただいたというふうに記憶をしております。この調整池につきましては、伊勢街道土地改良区画整理事業におきまして、下流の雨水排水事業が完成す

るまでの間、暫定的に調整池を設置するとされていることから、下流の雨水排水の整備が完了することにより不要になるものという認識から、このような答弁をさせていただきます。

議長（杉浦和人君） 後藤勇樹君。

6番（後藤勇樹君） 今ご答弁いただいたことも含めまして、建設計画課長は、雨水排水整備事業完了後にはこの調整池を廃止して、埋め立てて、新たな活用法を考えることができるという旨のご発言を以前にも頂いておりますけれども、この調整池を廃止できる技術的な根拠または滋賀県の見解といったことをお伺いしたいと思います。

議長（杉浦和人君） 建設計画課長。

建設計画課長（高井晴一郎君） 廃止となる技術的な根拠や県の見解はということでございます。

当時の土地区画整理事業が認可された際には、当然、調整池の関係、それから雨水排水の関係についての協議については済んでおるといふふうに認識をしておるところでございます。改めて県のほうに確認はしておりませんが、基本的には下流にそれ相応の能力の雨水排水整備ができれば、調整池については不要となるというふうに思っておりますので、このことについては、技術的な根拠と言われますと、基本的にはまだ整理はしていないんですけれども、それ相応の能力を持った雨水排水整備をすることによって、調整池は不要となるというふうには、今も認識しております。

議長（杉浦和人君） 後藤勇樹君。

6番（後藤勇樹君） 3月議会で建設計画課長から、雨水排水整備事業完了後は調整池を廃止できるというふうに私も伺いましたので、本当にそのようなことが可能なかどうか、実はその後、県にも意見を聞きに伺いましたし、そのほかにもいろいろ調べてみました。県のお話によりますと、工業用地や住宅用地などの開発にあたり、調整池を設置した場合、後に雨水排水路や排水渠が整備されたからといって、調整池が廃止されたという例は、今まで1件もないというご回答を頂いております。さらに、調整池を廃止するには、調整池の満杯時の貯水量が正確に何立米あるのか、その水量を十分に許容する排水渠が整備されているのか、さらに、その排水が流出する河川が大雨で増水している場合に、配水渠の水が流入し水位が増加しても、下流での水位が限界を超えないのかなどの正確なデータが必要であり、それを考慮に入れると、現実的には調整池の廃止は非常に難しいという意見を伺っております。

建設計画課長は廃止できると重ねて今も断言していらっしゃるからには、当然これらのデータを持ちの上での発言であると思っておりますけれども、ここでそのデータを紹介していただきたいと思っております。

議長（杉浦和人君） 建設計画課長。

建設計画課長（高井晴一郎君） 今も、基本的に下流の整備ができれば調整池が要らないという認識をしていると申しました。これについては、今、議員が言われたことについては、当然、開発をする上では普通、常識的な話でございまして、当然、今言われたように、下流のほうでその整理ができない限り、調整池のほうは廃止はでけへんというのも認識をしているところでございます。ただ、その計画について、今の基準で、今、議員も言われますように、異常気象の中、各河川が、昔と比べればかなり条件の悪い中で、これがほんまにできるのかどうかということについてでございますが、そのことについては今後、今の基準に合わせて、今、議員が言われますように、その旨も含めて検証のほうはしていかならんというふうに思います。ただ、今、その検証ができていない段階で、下流の整理が物理的に可能か不可能かについては、まだ検証しておりませんので、何とも判断はでけへんところなんですけど、私個人的には物理的には可能かなというふうに思いますので、そういうような回答をさせてもらいました。ただ、今の基準に合わせての計算等はできておりませんので、あくまでも私の個人的な認識で、可能であるというふうに答弁をさせていただいたところでございます。

議長（杉浦和人君） 後藤勇樹君。

6番（後藤勇樹君） ということは、私の聞き方がちょっとまずかったんかもしれませんが、私、データが欲しいと言ったんですけど、その当時であれば、もうデータはそろっていたということですかね。今の基準に合っていない。その当時のデータでいいですので、ちょっとご紹介下さい。

議長（杉浦和人君） 建設計画課長。

建設計画課長（高井晴一郎君） 当時のデータとしては、手元には持っておりません。ただ、当時の経過からして、整備ができれば調整池は必要なくなるというようなことを、経過でずっと、当時の経過から記録が残っておりますので、当然、当時は、整備ができれば調整池が不要となるということで進められてきたというふうに思いますが、そのときのデータが手持ちであるかということ、申し訳ないですけど、手持ちはございません。

議長（杉浦和人君） 後藤勇樹君。

6番（後藤勇樹君） そうしましたら、その当時のデータ、今日じゃなくても結構ですので、また教えていただけたらと思います。また、どちらにしても、今の課長のお話では、現在は基準が変わっているということですかね。そうしたら、現在の基準に合致するデータというのは、根拠としてお持ちになっていらっしゃるのか、データを取っていないということではよろしいんですかね。

議長（杉浦和人君） 建設計画課長。

建設計画課長（高井晴一郎君） 現段階では今の数値を用いての計算はしておりません。ただ、それについては今後、この話というか、この案件を解決する上では、確実にその辺についてはしっかりと計算をして根拠づけをせんならんというふうに思っていますので、早い時期に計算のほうをさせていただいて、その辺の根拠づけの資料として用意ができたらというふうに思います。

議長（杉浦和人君） 後藤勇樹君。

6番（後藤勇樹君） 今現在ではまだデータを取っていないということですが、滋賀県が過去に1件もこのような例がないと言っている中で、ここだけはそれが廃止できる、調整池が廃止できるというのは、えらい自信だなと私は思うわけですが、この地域の雨水排水整備事業が完了した暁には、仮に調整池を廃止しましたら、今後は増水した雨水が調整池に一旦ため置かれるということがなくなって、排水池を通して障害なくストレートに流れていくわけですね。そして、その行き着く先は出雲川ですね。出雲川は現在でも大雨や台風のときの増水で危険な状態に陥る事態が度々起こっております。データもなしにそのような発言を軽々しくおっしゃっていらっしゃるのでしょうか。

議長（杉浦和人君） 建設計画課長。

建設計画課長（高井晴一郎君） データもなしにというわけではございません。基本的に物理的に考えたときに、今言われるように、今現有する調整池を使わずとも、処理ができる方法としてはあるのかなというふうに考えるだけで、その形がどういう形になるかは別にして、その辺も含めて検討のほうをさせていただきたいというふうに思います。

議長（杉浦和人君） 後藤勇樹君。

6番（後藤勇樹君） おっしゃっていらっしゃることが、排水渠ができればこれは不要になるという、最初そういうふうにおっしゃっていて、今日も冒頭ではそうおっしゃっていらっしゃいましたので、どうも話がちょっとずれてきているように私は感じますが、そう考えるのは私だけかもしれませんけど。

そもそも、この開発行為が行われた宅地造成にそれだけの調整池が必要であるというふうにされた上で開発許可が下りて、工事後の完了検査を受けているわけですね。建設計画課長は、下流の水路が整備されることを条件に、完了検査済み証が発行されていると聞こえるようなニュアンスの発言をされておられますけれども、もしそうなのでしたら、どれだけの容積の水が排水渠に流れて、出雲川の水位がどれだけ上昇するのかというのを現段階で全然分からずに、そのままの条件で許可が下りているのだとしますと、当時の検査官の責任というのは、私は非常に重いのではないかなと言わざるを得ないというふうに思いますが、この点についての建設課長の見解をお伺いします。

議長（杉浦和人君） 建設計画課長。

建設計画課長（高井晴一郎君） 当時、土地区画整理事業の工事完了済み証というのが発行されています。これについては、県知事のほうで当時の町長に対して、区画整理事業の関係で検査の結果、内容に適合していることを証明しますということで、出ているわけなんですけれども、その中に、今言われています調整池一式という形で、施設の内容等が記載されているところがございます。したがって、検査済み証の内容からすれば、調整池があることによって、この事業については成り立ちますよというようなことで出ているもんやというふうに認識をしております。

議長（杉浦和人君） 後藤勇樹君。

6番（後藤勇樹君） いや、調整池があることによって許可が下りている、それは当然やと思いますし、そのとおりやと思いますけれども、後々に調整池を、下流への排水渠が完了すれば調整池を廃止してもよいという、まるで条件付のようなニュアンスに私は取れましたけど、そういう意味でよろしいんですか。それだったらちょっと、その認可、おかしいん違うかと思えますけれども。

議長（杉浦和人君） 建設計画課長。

建設計画課長（高井晴一郎君） そのような確約があるというものではないです。ただ、ここへ行くまでの、認可を受けたときから経過の中で、下流の雨水排水事業が整備できれば調整池は不要となるということで、ずっと進めてこられています、当時。ただ、検査の段階で、下流の雨水排水がまだできていないということで、暫定的に調整池を設置されたというふうに思っておりますので、この検査済み証が、調整池と書いてあるということで、下流の雨水排水ができたなら調整池の機能はなくてもいいよという内容の検査済み証にはならんのかなというふうに思います。あくまでも、この検査については、調整池があるのでオーケーよという検査済み証ですので、調整池が下流の雨水排水が整備できることによってなくせる、なくせへんということまでは言及していないというふうに思います、この検査済み証については。

議長（杉浦和人君） 後藤勇樹君。

6番（後藤勇樹君） 今、課長がおっしゃることでしたら、下流の雨水排水渠が出来上がる、出来上がらないに関係なく、建設確認ですか、確認書によりますと、調整池があることが条件というか、逆に。調整池があるという前提で、これは許可が下りているというふうにはしか、逆に今度、聞こえなくなりましたけれども。

調整池の廃止をさっきから断言していらっしゃいますけれども、私は非常に大胆な発言だなと思うんですね。今お話を聞かせていただいておりますと、ほとんど建設課長のこうだったらいいなとか、多分こうだろうとか、こうできるん違うかなという、非常に希望的観測ばかりに聞こえてきます。同時に、下流住民の生命も、非常に言葉がきついですけど、軽んじていらっしゃるようにも感じます。後になって

大きな問題に発展しなければいいなと思っております。これ以上聞いても、この問題について建設計画課長から、希望的観測の話とか仮定の話や不確実な答弁しか得られないような気もしてきましたので、ちょっと質問の角度というか、視点を変えてみようと思います。

次に、雨水排水事業完了後の調整池整備費用について伺いたいと思います。

3月議会の私の一般質問の答弁で建設計画課長は、雨水排水整備事業が完了した後、この調整池を廃止し、ここを埋め立てて更地にし、新たな活用方法を考えるという趣旨の発言をして下さいました。埋立てに要する費用は、私、専門家じゃないですけど、概算で見ても多分、数千万円に上るんじゃないかと思います。池を保留地の価格で購入した上に、さらに本来の保留地、宅地に戻すためにこのような出費を町民の血税から支出することを、どのように受け止めていらっしゃるのでしょうか。お尋ねします。

議長（杉浦和人君） 建設計画課長。

建設計画課長（高井晴一郎君） 当該地を購入する際には、宅地の造成費も見込んでその費用を差し引いた額で購入を当時されています。このことについては、当時の議会でも議決を頂いておりますし、土地の造成については、必要以上の出費はないものと認識をしております。当時、土地のほうの関係もされておりますし、現状のほうもいわゆる不動産の鑑定がされています。現地、議員もご存やと思うんですけども、調整池という機能を持っておりますが、ちょっと深いめの田んぼというような場所がございます。当然、道路にもついておりますし、接道しておりますし、用途地域についても市街化区域ということで、基本的に土地としては、まるで池や沼やというものではありませんので、一定、当時の不動産鑑定等については適正かなというふうに思います。そこへ土地の造成費として一定の金額を、当時、算定をされまして、その分を差し引いた額で購入されているということですので、当時算定された造成費より大幅に金額がかさむというようなことは今、認識はしてございませんので、当時の算定を大きく上回るような出費は今後もないというふうに今考えております。

議長（杉浦和人君） 後藤勇樹君。

6番（後藤勇樹君） 調整池ですから、ふだんから水が満杯だったら調整池になりませんので、いざというときに、大雨や台風のときに、あそこに水がたまるようになっているわけですから、今は当然、くぼ地になっているだけの土地、それは当然だと思います。今、課長がおっしゃった、当該地購入する際に宅地造成費を見込んで、その費用を差し引いた額で購入しているというふうにおっしゃいました。その差し引いた上での土地価格が6,863万9,000円というふうに思ってよろしいんですかね。だとしたら、6,863万9,000円ということは坪単価が8万5,000円ということですね。

ど、だとすると、そのときに見積もられていた宅地造成費は、本来いくらで計算してあるのでしょうか。総額と坪単価をちょっと教えて下さい。

議長（杉浦和人君） 建設計画課長。

建設計画課長（高井晴一郎君） 当時の資料からは、造成費として全体の約25パーセントですので、4分の1をそれに充てて、それを造成費としているというような記録が残っておりますので、金額については約1,000万円ぐらいになるかなというふうに思います。

議長（杉浦和人君） 後藤勇樹君。

6番（後藤勇樹君） この当時でも坪当たり8万5,000円。さらに、全体で6,863万9,000円ですけど、それに1,000万円ほどがトータルでは足されるということになりますね。この間、やっと完成しました西大路にありますコスモスララ西大路、新しい区画なんかでも坪6万いくらだったか、6万5,000円か何か、それぐらいだと思います。それより高い8万5,000円よりまださらに高くなるわけですけども、おかしくないですか。どう思われますか。

議長（杉浦和人君） 建設計画課長。

建設計画課長（高井晴一郎君） 当時、これは区画整理組合のほうで設定をされた額というか、保留地の処分を予定されていた平均単価というのが当然、あったと思うんですけども、もうそれから比べると、かなり金額的には低いものかなというふうに思います。ただ、当時の区画整理事業で整理をされておりますので、当時、予定されていた保留地を処分するところの土地の単価については、もっと高い額やったのではないかというふうに思いますので、これが今、西大路で整備しました宅地整備とこれと比べておかしいとかいうのは、ちょっと違うのかなと。計画していた時期もありますし、当然、当時はもう少し地価のほうも高かったというふうに思いますので、今の価格と当時の価格を比較するのは、ただ単にそれでいいのかなという気はします。

議長（杉浦和人君） 後藤勇樹君。

6番（後藤勇樹君） その当時の物価とかいうものと今と比較してというのはおかしいん違うかというふうにおっしゃいますけれども、でも、この埋立てに使う費用を負担するのは、今の住民さんたちの税金ですね。大体、そもそも1,000万円を見込んでおっしゃっていましたがけれども、1,000万円をここに更地にできると高井課長は思われますでしょうか。

議長（杉浦和人君） 建設計画課長。

建設計画課長（高井晴一郎君） いろいろな条件があつての話ですが、公共工事の残土を活用するとか、その辺をいろいろ工夫すれば、全然でけへん額ではないと思います。

議長（杉浦和人君） 後藤勇樹君。

6番（後藤勇樹君） 保留地として買ったものを、保留地、宅地として買ったものを保留地、宅地に戻すのに、保留地として買ったものを保留地に戻すのに、さらに1,000万円か何千万円か知りませんが出費をするということに対して、住民さんというのは納得されると思いますか。

議長（杉浦和人君） 建設計画課長。

建設計画課長（高井晴一郎君） 更地の価格に戻すための造成ですので、一定のご理解は得られるのではないかとと思います。ただ、自信があるかということ、ありません。

議長（杉浦和人君） 後藤勇樹君。

6番（後藤勇樹君） おっしゃっていることがさっぱり分かりません。理解は得られると思うけど自信はない、どう捉えたらいいんですか、それ。いずれにせよ、この調整池は、平成18年当時に面積2,691.75平米の土地を、伊勢街道土地区画整理組合の一部の方から、下流の雨水排水計画が遅れているのは町の責任であると、冒頭申しましたように、調整池を保留地扱いにしないと会計が精算できないと厳しく迫られて、そのために保留地扱いにした上での価格で、町が約6,900万円の税金を使って購入した土地です。それだけの血税を使って調整池を購入しておきながら、さらに本来の更地に戻すために、また、課長の話では1,000万円らしいですけど、1,000万円か何千万円か知りませんが使おうとしているということの事実にはもう、変わらないわけですね。町民の皆さん、これを本当に納得されると思われませんか。実際、意見を聞いてみる必要があると思います。自信ないかどうかしれませんが、納得されると思うとおっしゃるんだから、ぜひこの役は高井課長に請け負ってほしいと思います。と同時に、この事態の異常さや、将来起こるであろう、このような問題まで見抜けなかった当時の議会にも、その当時の議員がいらっしゃるんで申し訳ないですけども、大変大きな問題があると私は思っております。議会で早いうちに調査委員会を立ち上げて、当時の記録も含めて徹底的に調べるよう、進めていきたいと思います。不明なことが非常に多過ぎますし、今、課長のお話を聞いていても、だろーとかだと思えますという予想の話ばかりで、非常に、聞いているほど、聞けば聞くほど不安になってまいります。私は、これ以上聞いても、あまり明確な答えが出ないと思いますので、次の質問に移らせていただきます。

2つ目は、中山の中小企業団地の扱いと今後の計画についてお尋ねをさせていただきます。またこれも建設計画課で申し訳ないんですけども、先日、必佐地区におきまして、町政報告会を開催させていただきました。その際に、中山区の住民の方より、びわこ空港の建設計画に伴い設置された中山地先の中小企業団地の現在の

扱いと、今後の開発計画についてのお尋ねを受けました。ちょうど私自身も、この6月から都市計画審議会の委員を務めさせていただくことになりましたので、そちらのほうの勉強の意味も兼ねて、この問題について当局にお尋ねをしたいと思いません。

中山の中小企業団地の位置というのは、皆さんにお配りしております資料にもございます。このパネルは日野都市計画マスタープランから抜粋させていただきました。32ページだと思いますけど、そこに土地利用方針というのが書いてあって、この図が書いてございます。これが国道477ですね。ここからこっち向きに回って、これが307、グリーンバイパスですけれども、ここから県道泉日野線というのが出ております。ちょうどこの図でいう、泉日野線と書いてある文字のすぐ北側、上側に書いてある、丸で囲ってある位置が中山の中小企業団地の位置になります。皆さんのお手元の図にもあると思います。

この図は、今お話ししたように、日野町都市計画マスタープランの32ページにございます。また、マスタープランのほうからもご覧いただきたいと思えますけれども、まず、中山中小企業団地の現在までの経緯と現状についてお尋ねしたいと思えますが、びわこ空港建設が予定されていたときに、臨空都市構想として、中山地先に中小企業団地建設が計画され、既に滋賀県の都市計画区域マスタープランにも取り上げられたわけですけれども、この間、町はどのような計画を策定して、現在、どのような位置づけとしていらっしゃるのか、お伺いしたいと思えます。

議長（杉浦和人君） 建設計画課長。

建設計画課長（高井晴一郎君） 中山地先の中小企業団地についてご質問を頂きました。中山地先の中小企業団地の位置づけについてでございますが、当時、臨空都市構想により計画がされておりましたが、空港の計画が頓挫したことから、現在に至っているところでございます。当然、第4次日野町総合計画においては中小企業、地場産業の育成の振興として、中小企業団地の必要性を掲げ、第5次総合計画においても、新たな需要に対応するための工業系地域の確保に努めると掲げられているところです。議員もおっしゃいましたように、日野町都市計画マスタープランにつきましても、平成24年3月に作成をさせていただいたところでございまして、この位置づけについても、新たな工業系の地域として位置づけをしており、現在も土地利用方針の中で工業流通業務ゾーンとして位置づけがされているところでございます。

議長（杉浦和人君） 後藤勇樹君。

6番（後藤勇樹君） 工業流通ゾーンとおっしゃったんですね、今。土地利用方針の中で工業流通ゾーンとして位置づけているとの答弁ですけれども、平成24年に作成された、今、課長おっしゃったとおり、日野町都市計画マスタープランの30ページ

を見ますと、今年度までの10年間の計画として、こちらに現物がありますけれども、30ページを見ますと、3番、生産流通系というところに、主な取組というのが書いてあるわけですが、今年度までの10年間の計画としまして、また新たな工業団地造成に際しては、開発業者へのアプローチにより、工業団地の造成と企業立地に取り組みます、また良好な工業団地造成を図るため、市街化調整区域における地区計画制度を活用しますというふうに、マスタープランに、ちょうど10年間という今年までなんですけど、の計画で書いてありますが、中山の中小企業団地に対して、ここに書いてあるように、開発業者への、今までどのようなアプローチをされたのか。

2つ目に、市街化調整区域における地区計画制度を活用できるように、どのようなプランを練られたのか、お伺いしたいと思います。

議長（杉浦和人君） 建設計画課長。

建設計画課長（高井晴一郎君） 中山地先の中小企業団地の区域については、議員言われますように、都市計画マスタープランの中で位置づけはしておりますが、建設計画課として、ここにこういう土地がありますよというようなことで、問合せも当然、ございませんでしたし、うちのほうから誘致をしたということもございません。

それから、市街化調整区域の地区計画制度については、当時、マスタープランを策定した段階では、うちのほうは制度を持っておりませんでした。当然、位置づけである以上は開発可能な形にせなあきませんので、当時から調整区域の地区計画制度について順次進めていこうということは話をしております、最終的には平成31年4月1日より、この制度について日野町においても運用のほうをさせていただいているところでございます。

議長（杉浦和人君） 後藤勇樹君。

6番（後藤勇樹君） このマスタープランに書いてあるにもかかわらず、その最終年になる今年に至るまで、開発業者に何らアプローチをかけていないような、建設計画課長というよりも、この10年間やっていらっしゃった町のトップの姿勢が問われるというふうに私は思います。先日の町政報告会で伺ったお話では、中山の方々は、土地利用方針の中で、工業流通ゾーンとして位置づけてはあるものの、今、課長おっしゃったとおり、現在まで全く動きが見えてこないというふうに訴えておられます。以前、高井建設計画課長は、この件について住民さんから要望があって、中山区の会議所かな、に訪問して、現状説明をされたというふうに、そのときにお聞きしましたけれども、どのような質問があって、また要望があったり、どのような、それに対して説明をされたのか、この辺をちょっとお尋ねいたします。

議長（杉浦和人君） 建設計画課長。

建設計画課長（高井晴一郎君） 地元への説明でございますが、議員おっしゃいます

ように、平成29年11月と12月の2回、中山区のほうを訪問させていただいております。当該地区の位置づけについては、平成24年3月に作成した日野町都市計画マスタープランの位置づけ、それから第4次総合計画の位置づけ、第5次総合計画の位置づけということで、当該地区の位置づけについて説明をし、地元のほうからはその位置づけを継続してほしいというような要望がございました。当時、説明会の中で、計画の位置づけはしているものの、市街化調整区域であることから開発の手法がないことや、仮に市街化調整区域の地区計画制度を策定しても町が開発者にならないこと、それから地元の同意なくして実現はないというようなことで、併せて地元の同意がないと開発行為はできないというようなことも説明をした上で、当時、まだ制度がございませんでした市街化調整区域の地区計画制度についても、策定に取り組んでいることを説明させていただいたところでございます。

議長（杉浦和人君） 後藤勇樹君。

6番（後藤勇樹君） 課長が説明に赴かれた後は、今のお話では、中山の方々からその後の問合せがないということですね。とのご答弁いただきましたけど、この件について、地元の方々が経過とか方針を知りたいと思っていらっしゃるということは十分に伝わっているんですよね、そのときの。そうでもないんですか。そういうふうに思っていらっしゃる方も中にもいらっしゃいます。しかも、これは先ほどから出ております都市計画マスタープラン、本年までの10年間の中でも、開発業者へ今までのアプローチをしていくとうたっているわけですし、造成やそういったものに取り組んでいきますと銘打ってあるわけですね。しかもこのゾーンがしっかりと明記してあるわけですし、第5次総合計画の中でもやっぱりうたってあるわけですね、そういうふうに。ということは、町の方針としては、こういう都市開発といいますか、工業団地の開発といったものを進めていくという方針を持っているわけですから、でしたら、例えば地域の住民の方々を、話を1つにまとめていくように尽くしていくとか、そのように働きかけていくということは、今までしてこられなかったわけでしょうか。お尋ねします。

議長（杉浦和人君） 建設計画課長。

建設計画課長（高井晴一郎君） 建設計画課としては、やっておりません。

議長（杉浦和人君） 後藤勇樹君。

6番（後藤勇樹君） 中山に平成29年11月と12月に行かれたということですが、課長として説明に行かれたわけですから、当然、長への復命書を提出していらっしゃると思いますけれども、どのように復命書で町長のほうに報告されたのか、当時の町長ですけど、ちょっとお尋ねいたします。

議長（杉浦和人君） 建設計画課長。

建設計画課長（高井晴一郎君） 当時、復命はこのように残ってはいるんですが、決

裁区分については当時の課長までということで、町長までは復命は回しておりません。

議長（杉浦和人君） 後藤勇樹君。

6番（後藤勇樹君） 当時の課長と一緒に行かれたということですかね、高井課長は。単独で行かれたんですか。これは高井課長ご自身に個人的に来てほしいと言われたことなんですかね。長に言われて、その当時の課長というと望主課長かな、に言われて、結果、おまえ行けと言われて、高井さんが行ったということでしょうか。お尋ねします。

議長（杉浦和人君） 建設計画課長。

建設計画課長（高井晴一郎君） このことについては、当時、建設計画課のほうへ依頼がございました。当時、開発関係を担当していました私が出向いたということでございます。私1人で行ったということでございますが、当然、11月の会議については、それぞれ中山東、中山西、東西の区長さん、各組長さんの説明会がございましたので、私1人が行かしてもらいました。12月については、当時担当しました職員と2人が行かしてもらったというふうなことでございます。

議長（杉浦和人君） 後藤勇樹君。

6番（後藤勇樹君） こんな都市計画マスタープランに書いてあるような場所の開発について、地元の方からお尋ねがあるのに、町のトップに復命書が出ていないというのは、何か事情があるんですか。

議長（杉浦和人君） 建設計画課長。

建設計画課長（高井晴一郎君） 特にその辺の事情は当時は存じ上げません。ただ、こういう形で復命を上げるようにということで上げさせていただいたところです。

議長（杉浦和人君） 後藤勇樹君。

6番（後藤勇樹君） 何か、高井課長がというわけじゃなくて、どうも地元の声を、町長までも復命が行かないって、地元の声を軽んじていらっしゃるように思えてならないんですね。さっきのいせの問題といい、出雲川がどれだけ水位が上がるかの正確なところも分かっていないとか、それが通ることかどうかも分からないけれども言い切るとか、出雲川が氾濫なんかしたら人命に関わることでですけど、どうも住民軽視のように思えて仕方ないですね、姿勢が。そういうふうには思えて仕方ないですけど、少し視点を変えて、今後の計画と日野町の活性化、財源確保という視点から、この件について伺ってみようと思います。

まず、現在、名神名阪連絡道路が実現に向けて大きく動き出しております。これは先日も議会にもご報告いただきましたので、ほかの議員の方々もこの動きを知っていらっしゃると思います。この名神名阪連絡道路は、びわこ空港の構想から引き継いだものとなっております。そして同様に、建設計画課長の先ほどの答弁にもあ

ったとおり、中山中小企業団地も同じく、びわこ空港の臨空都市構想から生まれたものです。これまで16年間という長きにわたる藤澤町政の間、びわこ空港の名残のあるものは、私から見ると避けてきた経緯が見られます。藤澤氏は就任時、びわこ空港に絡む高規格道路ではなくて、生活道路なら認めるという発言を繰り返しておられましたけれども、時がたち、その姿勢に少しずつ変化が現れて、空港の話が薄らいできますと、連絡道路については、名神名阪連絡道路整備促進期成同盟会の副会長にも収まっておられました。しかしながら、中山中小企業団地の開発につきましては、今まで消極であったように思います。だからこそアプローチも何もなかったんですね、結果的に。恐らく臨空都市構想の名残が残っているからではないかというふうに思います。

しかし、現在、新しい考え方を持った若い堀江町長に替わった今、これだけ外貨を得る物産を手つかずで放っておくという手はないと、私は思っております。沿線の企業団地開発の必要性は、ますます高まっております。そのような中、当該中小企業団地開発に乗り出す企業を探すこと、また、それと並行して、町として企業誘致のための用地確保を図ることも、非常に大切なことであるというふうに思います。

人口減少、水道設備更新や道路関係のインフラ整備、老朽化した公共施設の整備、コロナ禍といったことによりまして、今後ますます財政状況の悪化が懸念される中、財源確保の面からも、新規企業団地への企業誘致は大変大きな期待がかかると思いますが、当局はどのような見解をお持ちなのか、この点について、建設計画課長と商工観光課長にお尋ねしたいと思います。

議長（杉浦和人君） 建設計画課長。

建設計画課長（高井晴一郎君） 当該地でございますが、当該地については、北に国道477号、それから南に県道泉日野線がございます、交通アクセスについては、条件は非常によいところであるというふうに思っています。そういう意味からすれば、当然、臨空都市構想から今まで、計画として残っていても全然おかしくない場所かなというふうに思います。先ほど名神名阪連絡道路の話がございましたが、個人的には名神名阪連絡道路の整備が、ここの整備の必須要件であるとは考えておりません。当然、もう今現に道路条件がいいところがございますので、その辺はそういうふうに思っています。市街化調整区域の地区計画制度についても、もう現在、運用をしておりますことから、開発についても一定の準備は整ったものというふうに考えています。

今年度、都市計画マスタープランの更新を行いますが、その中でどういう位置づけにするかということについてでございますが、都市計画においても、当該区域の位置づけについては継続して掲げるべきものというふうな判断をしておりますので、今年度の見直しについても、位置づけについては残したままで、もう少し、開

発のほうもできる状態になったこともございますので、明確な形でマスタープランのほうに載せられたらいいなというふうには考えております。

議長（杉浦和人君） 商工観光課長。

商工観光課長（福本修一君） 企業誘致の面からということで、商工観光課にお尋ねを頂きました。

企業誘致につきましては、財政基盤の安定や雇用の場の確保などの面で重要な取組やというふうに考えております。県全体を見ましても工場用地は少なくなっている現状がございます。町としては、当面取組を進めている松尾・鳥居平地先の工業団地の開発が円滑に進むよう、できる範囲、取り組んでいきたいと考えております。

中小企業団地につきましては、将来的に工場用地としての開発が期待されるところでもございます。今後、厳しい町の財政状況が続く中で、中小企業団地の用地を町が取得していく、確保していくというような状況には、なかなか難しいのかなというふうには思っておりますが、関係各位のご意向を踏まえる中で、情報発信できる状況が整えば、情報発信していくべきものというふうに考えております。

議長（杉浦和人君） 後藤勇樹君。

6番（後藤勇樹君） 高井建設計画課長からお話あったように、今の状態でもかなり交通の便はいいところでありますけれども、先日から出ておりますこの名神名阪が、蒲生インターのほうに接続というのは最初、案が出ておりましたけど、今、八日市インターのほうにということで、トラック協会さんのほうからでも、かなり多くの方から、トラック、物流が通る道と一般道とを分けてほしい、住民の方からもそういう意見が出ておまして、そうすると307をはじめ、近隣の今までの幹線道路の渋滞緩和、そして交通安全といったものも進んでいくということもありますので、トラック、物流が走りやすい道が整備されたら、なお一層この価値というのは高まっていくというふうに私は思っております。

そういう中で、今、商工観光課長からもお話あったように、やっぱり雇用の面から見ても、近隣にこういう団地ができるというのは本当にありがたいことですし、これが人口の流出を防いでいく1つの点にもなってくるんじゃないかなと思います。新成人の方々をお呼びして、役場でいろいろ話をしたことが今まで何回かありますけど、みんな働くところがない、同じことをおっしゃいます。こういったものを解決していくためにも、やっぱりこういう、日野町内に外に出て行かなくてもいいような働ける場所があるというのは非常にありがたいことだなと思います。ぜひ、地元の方の同意がまだみんな得られていない、1つの声がまとまっていないというようなこともあるようでしたら、まとまるように町としても働きかけていただきたいというふうに思います。

最後に、町長にお尋ねしたいと思っておりますけれども、隣接しております甲賀市さん

も、旧甲賀町の団地は、工事中の間から希望者が殺到して、もう既に満杯という話も聞こえてまいります。今、建設課長もおっしゃったように、今年度ちょうど日野町の都市計画マスタープランの10年ごとの更新年度にも当たっております。町長としても積極的にトップセールスをして、この工業団地の開発、企業誘致を行う必要性があるというふうに思いますけれども、これらの点について、町長に見解を伺いたいと思います。

議長（杉浦和人君） 町長。

町長（堀江和博君） ただいまは中小企業団地中山のこの計画について、ご質問を縷々頂いたところでございます。

各課長申しましたように、企業誘致に関しましては、財政基盤の安定はもちろんですけれども、地元の雇用をつくるという意味でも、非常にその重要性は理解しているところでございます。町の財政力の兼ね合いもありまして、全てが町が確保するという事はなかなか厳しい部分があるんですけれども、引き続きマスタープランにも位置づけをさせていただいて、民間企業様で開発をしていただけるような可能性を期待しながら、町としてアンテナを張って、できる努力はしっかりとしないといけないと思わせていただいたところでございます。

議長（杉浦和人君） 後藤勇樹君。

6番（後藤勇樹君） 非常に財政的にも厳しい中ですので、できることは限られているかもしれませんが、ただ、もうご存じのように、ここから先の水道設備なんかの更新のことを考えたり、老朽化率でも県内、非常にワーストに近いような状況にある施設といったものを、長寿命化あるいは更新といったものを考えても、考えるだけで憂鬱になるような今の財政状態です、はっきり言いまして。こういったものを乗り切っていくためにも、やはり財源確保についてしっかり考えていく必要があると思います。一時は苦しいかもしれませんが、あのとき頑張っただけよかったと思う日が必ず来ると思いますので、ぜひこういった貴重な工業用地といったものを開発に、線引きの問題もありますけど、市街化調整区域の。しっかりと取り組んでいただきたいというお願いをいたしまして、私からの質問を終わらせていただきます。

議長（杉浦和人君） 以上で、通告を受けました一般質問は全て終了いたしました。以上をもって本日の日程を終わります。

委員会審査および調査につきましては、15日には午前9時から予算特別委員会、午後2時から総務常任委員会、16日には午前9時から産業建設常任委員会、午後2時から厚生常任委員会、17日には午前9時から地方創生特別委員会、午後2時から議会改革特別委員会をそれぞれ開き、委員会での審査、調査をお願いいたします。各委員会の招集につきましては、委員長の通知を省略いたしますので、あらかじめ

ご了承をお願いいたします。

6月24日には本会議を開き、委員長報告を求めますので、定刻ご参集をお願いいたします。

本日はこれをもって散会いたします。

一同起立、礼。

— 起 立 ・ 礼 —

議長（杉浦和人君） お疲れさまでした。

— 散会 18時38分 —